

スペインの貧農、プロレタリアートは遂に立ち上り、三四年十月革命の勃發となつたのである。「これは一八七一年パリ・コンミュン以後に於ける西歐プロレタリアートの最も英雄的な行動である」とロマンロランは云つてをるが、以てその偉大なる歴史的意義が判からう。併しこの革命でプロレタリアートは敗北した。其後本年二月迄スペイン大衆は反動勢力の支配下に苦しめられて來たのだが、この大衆は遂に人民戦線といふ新たな組織をもつて、いま新なる歴史の齒車を廻さうとしてゐるのだ。斯様に共和政府成立後の短い歴史を顧つてみたゞけで、今次の左右の抗争の意義は理解されやう。スペインはも早や中間的な政治勢力では支配され得なくなつてゐる。

文獻(但し日本語によるものゝみに限る)

世界情勢研究会譯編『世界經濟と世界政治』第三輯ベ・ミンロー「スペインに於ける農業問題」

雜誌『歴史科學』十一年七、八月號、野村準二「スペインに於けるアジア的封建制」

雜誌『經濟評論』十年二月號坂文夫「スペイン革命の現況とその行方」同年九月號、坂文夫「闘はれつゝあるスペイン」十一年三月號「スペインに於ける土地問題、失業最近の政情、統一戦線の進展」同年六月號「スペイン人民戦線内閣成立直後の状態」

雜誌『帝國農會報』十年十一月號・日高正夫「西班牙の土地改革と其歸越」

雜誌『社會評論』十一年七月號ミノロス『動亂渦中のスペインと人民戦線』同八月號エレンブルグ「スペインの集團農場にて」

其他外交時報、國際評論等

### 第三節 通商機構改革論の擡頭と貿易統制の方向

一九三三年の世界經濟會議が失敗に歸するとともに、世界各国は愈々保護政策を強めるに至り、通商貿易上に於ては、關稅引上、輸入割當、爲替管理、爲替補償稅等を設定して外國品の輸入を防遏する政策が廣く行はるゝに至つた。而も金再禁止後に於ける我が商品は爲替安の波に乗つて世界の至る處に輸出せられたる爲に、我が國は諸外國の防遏措置を一身に背負はねばならぬことゝなつた。斯の如き諸外國の執り又は執らんとする邦品防遏措置に對應して設けられたのが、通商擁護法である。

此の通商擁護法は、併し乍ら傳家の寶刀として濫りに抜くべき性質のものではない。今日迄その發動を見たのは僅かに二回である。その一つは、昨年加奈陀に對し、我が輸出品防遏の報復策として發動した時で、これは確かに我が國通商政策の一の轉換を意味するものではあつたが、然しこの場合には彼地の政治的理由で比較的速に圓滿解決を見た。而して今回、濠洲に對してこの發動を行はなければならぬことゝなつたのであるが、而も今度の場合は、その解決の見透しは決して樂觀的なものでない。こゝに於て我が國は原料國策と並んで貿易政策を重要國策として最も急速に再吟味せねばならぬ。



時機に逢着したのである。

然らば我が國の貿易機構は、また政策は如何に改善せらるべきものであらうか、これに對する各方面の意見を紹介するとともに、その方向を指示して見たい。

### 一、貿易行政機構の改革問題

對外通商關係が複雑化したる結果、貿易國策を遂行せんには勢ひ貿易行政の統一が必要となる。然るに我が國の現状は、貿易に關する事項は外務省通商局と商工省貿易局及び大藏省關稅課の二局一課に分屬するために、動もすれば相互の間に連絡統一を缺き事業遂行上不便と煩雜を招來する嫌がないでもない。斯くて此の際貿易行政の統一方針を確立し、對外經濟交渉に關する政策の決定より、生産品の輸出統制に關する國內問題の決定に至るまでの、行政分野を綜合統一する機關、例へば貿易省の如きものを新設し、一貫せる貿易政策を實行する必要があるとの要望が民間諸團體の間に漸次力を得て來たことは注目に値する。例へば日本經濟聯盟や、大阪貿易研究會の如きその代表的なものと云へやう。日本經濟聯盟の意見は次の如くである。

一、貿易關係各省首腦者及び民間產業界の代表者を以て構成する最も有力なる貿易審議會を設置し貿易國策

を樹立すべき機關たらしむること

二、貿易行政中樞機關として獨立せる一機關を新設し、各省に分屬する貿易行政事務を統轄せしむること

斯くて、一方には貿易國策に關するブレーション・トラストを形成するとともに、貿易行政はこれを一所に統轄して、以つて通商上の難局打開に當らうと云ふのである。

民間側に右の如き要望のある一方、貿易關係當局に於ても亦、機構改革の必要を認むるに至つたことは注目されるが、併し、その腹案なるものを見れば、自己勢力圏の擴大強化を事としてゐる嫌がないでもない。例へば報道せられたる商工省の貿易參謀本部案を見よう。

一、商工省貿易局を中心とし商工省の外局とす

一、これに綜合せしむるものは

(イ)外務省通商局(但し旅券下附の如き直接貿易に關係なき事務を除く) (ロ)農林省蠶絲局の一部 (ハ)

大藏省主稅局關稅課 (ニ)拓務省拓務局或は殖産局の商業移民、海外投資に關する事項 (ホ)逓信省管船

局の航路に關する事項

一、關係各省係官及び學識經驗者を以て顧問並に參與制度を設け最高諮問機關とする(東朝)

これと共に問題となつて來たのは通商外交機關の擴充だ。從來は通商外交の方は兎角疎んぜられがちであつたが、最近では最も重視せられる様になり、外務省に於ても現在の機構に關し徹底的改正の



要を認め、外交官の増員を斷行して外交機關の充實を圖らんとする一方、海外經濟使節の派遣及び招致を助成すると共に、海外に於ける日本人商工會議所及び民間實業團體に補助金を交付する案を立ててゐる模様である。

貿易行政機關にしる、通商外交機關にしる、その缺點は今更述べるまでもないほど明白な事實だから、これは早晩改革擴充せらるべき性質のものである。此の意味では最早議論の時代は過ぎたものとも云ひ得る。併し、機構の改革擴充は、我が貿易國策に於ける從屬的問題だと云ふことは云ふまでもないことだ。

## 二、關稅制度の再吟味

通商行政機構の整備擴充の叫ばれてゐる一方に於て、また現行關稅制度に對する批判が行はれてゐる。近年各國に於ける貿易政策は協定主義に轉換し、それとよもにその關稅政策も亦平等關稅から差別關稅へと云ふ方向を採る様になつて來た。最早や最惠國約款は捨てられ、關稅率引上の外、求償貿易、著しくは割當制の採用に依り、自國若しくはブロック内の産業を保護せんとするに至つたのである。此の情勢に對應して我が國に於ても昭和八年以降外務省に朝野の權威を網羅せる通商審議會を設

け、その建議の下に同九年通商擁護法を制定して報復的緊急關稅の制度を設けたのである。が、既述の通り、これは所謂傳家の寶刀であつて、多分に報復的意義を持つものであるから、常に用ひ得るものではない。かくて複關稅制度の必要が唱道せられるに至つたのである。即ち、最高最低兩稅率よりなる複關稅制を採用し、原則として最低稅率は條約國品に、また最高稅率は無條約國品に課することにしようではないかと云はれる様になつて來た。複關稅制度は從つて必然に互惠協定の締結を豫定するものであること云ふまでもない。

東京商工會議所に於ても、「速かに最高最低兩稅率よりなる複關稅制度を採用し且互惠協定により最低稅率以下にも協定稅率を定め得るの道を開き以て相手國別に通商條約の締結を促進し貿易の伸暢を圖るべし」との意見を關係當局に建議すべく決定したと傳へられてゐる。

他方外務省に於ても最近の傾向たる互惠的基礎による個別的協定主義の政策をとらんとすれば現行關稅制度の根本的改正を必要なりとして、複關稅制採用の意嚮を有するものゝ如くで、舊臘報道せられたる所に依れば、その改正案の骨子は次の如きものであつた。

- 一、専ら無條約關係を防止する目的を以て現行關稅制を改正し新態様の複稅制度を採用すること
- 一、改正の形式は關稅定率法の修正案とすること



一、輸入税表の税率を複式とし左記標準に従つて高率（第一欄税）及び低率（第二欄税）の兩税率を設くること

（イ）條約により本邦の生産物に對し最低の税率又は特別の便益を附與する國の生産物に對しては低率の關稅を課すること

（ロ）右以外の國の生産物に對しては高率の關稅を課すること

（ハ）條約に依らざるも「イ」項同様の便益を附與する國の生産物に對しては勅令を以て地域及び物品を指定し低率の關稅を課することを得、尤も一定の數量を限り又は税目の細別を爲すことを妨げず

一、現行の關稅率を低率の税率とし高率の税率は大體左の標準に依つて各品毎に決定すること

（イ）無稅品從價一割

（ロ）原料品二割増又は從價一割増

（ハ）その他五割乃至十割増、從量税は十割増、從價税は五割増とするも可なり

一、國家經濟上の必要に基き關稅上優遇をなす要ある物品に就ては勅令を以て地域、物品を指定し、低率の關稅を課することを得、尤も一定の數量を限り又は税目の細別をなすことを妨げず（東朝）

また大藏當局に於ても現行關稅率には幾多改善の要ありとして再檢討に着手した模様であるが、これは多分に我が國の原料政策に結びつけて行はんとするものである。大藏當局のこれに對する意嚮は次の如きものと云はれてゐる。

一、改正の根本方針は通商政策並に國內資源確保を目標とす

一、従つて國産品を以て代替し得る輸入品についてはこれが培養の見地に於て關稅改正を行ふ

一、昭和七年の從量税の一律三割五分増徴は爲替下落に對する臨時的措置であるが、今回これを大正十三年の贅澤品關稅と共に基本税率に加算し改正を行ふ。

一、奢侈品の範圍を擴張してこれに高率課税を行ふ

更に此處に見逃してはならぬ議論として輸出税を徵收せんとする議論がある。一體輸出税を賦課すれば、それが製造業者に轉嫁せられて内地の輸出工業を壓迫する懸念があり、一方輸出先の消費者に轉嫁されれば輸出を困難ならしめるおそれがあるのであつて、一般的な輸出税の徵收と云ふことは多分の困難を伴ふのである。併し、今日我が商品が海外諸國に於て排撃せられるのは多く日本商品の廉價なることが、相手國の市場を攪亂し、相手國の同種産業を脅かすことに原因してゐるのであるから、此の意味より云へば輸出品價格引上のための輸出税の實施は或は容易なものではないかとも見られる。これに關しては大藏省當局に於ても諸種の具體案を考究する意嚮を有してゐる如くである。

通商戰の斯くも激化する今日、最早陳腐化する定率關稅のみでは間に合はなくなつてゐることは當然であるから、關稅の改革は急務と云はねばならぬ。

### 三、組合統制の強化



次は組合統制の問題である。元來我が國の輸出組合は輸出の振興を圖る爲めに共同の施設を爲すが目的であつて、始めは輸出の助長、または輸出品の検査に主力が注がれてゐた。然るに近年各國の日本品防遏措置が激化するに至るとともに、輸出組合の主たる事業は右の如き消極的な施設を行ふことよりも、寧ろ輸出の統制を主眼とするやうになつて來た。併し、斯様に統制に重點が置かれるに至つたとは云ふものゝ、所詮は日本商品の排斥に對する自制的な、従つて消極的なものであることに變りはない、即ち、輸出數量並びに價格の統制に依り、諸外國の邦品抑壓を緩和する程度のものである。が、現在日本の貿易統制が主として輸出組合の自主的統制に基いて行はれてゐるものとすれば、自然、輸出組合が問題の中核をなすこととなる。

輸出組合の數は昨年末現在で八十五組合（内聯合會四）あり、その總組合員數九千二百餘名、平均出資額四萬一千餘圓、平均拂込濟額二萬五千圓餘に上つてゐる。而もその後も續々設立せられつゝある盛況で、此の連絡協調を圖る目的で設立せられたるものが輸出組合中央會である。これ等の組合の事業としては輸出、検査、買取輸出、委託輸出、輸出の斡旋、保管、選別、荷造、共同購入、海外出張所の設置、海外巡回見本市の開催其の他の共同施設が數えられるが、近年では更に、輸出數量、輸出價格及び取引方法に對する制限、即ち統制の方面が主眼とせられる様になつて來たこと前述の通りである。

さて、輸出組合に依る輸出統制に於て常に問題になるのは、生産業者と輸出業者との對立だ。輸出綿布の場合然り、北米向輸出柑橘の場合亦そうである。此の生産業者對輸出業者の對立關係をどうするか、我が國の輸出商品が中小企業の所産に依つて大部を占められ、それがまた中小輸出業者に依つて輸出せられてゐるだけに、問題は愈々複雑となる譯だ。

これに就ての對策としては、現行輸出組合法の事業團體制を改めて統制團體制として組合員の強制加入權を賦與すると同時に、工業組合員は輸出組合に強制加入せしめて生産、輸出全領域を包括する統制組合を組織せしめようと云ふ議論が優勢である。東京商工會議所の意見の如きも斯の如きものと報ぜられてゐる。生産業者就中工業組合との連絡なき輸出組合の輸出統制は大體に於て失敗に終るとは經驗に徴するも明かなることであるから、何れは此の方向を辿るものと考へられる。

これと關聯して從來兎角の非難を免れなかつたのは商工省對農林省、貿易局と工務局の對立關係だが、これは行政機構の整備に依り解決せらるゝ問題である。

他方、我が國の貿易統制は今までのところ専ら輸出統制一本であつて輸入統制は忽せにせられてゐた。然るに世界各國が互惠的求償的貿易政策を採用するとともに、また、最近では濠洲問題を契機とする原料國策と關聯して輸入の統制が新に問題となつて來た。協定貿易の支配的である今日、輸出の



統制は輸入の統制を伴つてこそ完きを期し得るのであり、原料國策に基く國內資源の開発は輸入の統制しきを得なければ不可能事に屬するのであるから、此の問題の擡頭するのも當然だ。而して輸入の統制には輸入組合の結成を必然たらしめるが、その場合は輸出及び輸入組合の聯合會を組織せしめよとの議論がある。商工當局に於てもこれの研究に着手せる旨過般の議會に於ける豫算總會に於て答辯して居り、また民間有力團體の要望もあることだから、何れは實現せられるであらう。が、原料品輸入國である我が國として、これの統制は諸外國に於けるよりも大なる困難を伴ふであらうことは容易に想像せられる。

#### 四、内外地の一元化

また我が國に於ける貿易統制の遂行には必然に植民地の統制をも必要とするに至る。内地に於て數量、價格、品質等につき幾ら嚴重なる統制を行はうとも植民地の歩調がこれに伴はなければ無効となる。斯くて朝鮮、臺灣及び關東州等の外地に對しても内地と同様の輸出統制實施の要望が、當業者は云ふに及ばず、有力經濟團體からも起つてゐることは注目しなければならぬ。重要産業統制法は近く外地に對しても施行せられる模様であるが、これと共に貿易統制の内外地一元化も早晚具體化する時

が来るのではあるまいか。

更に此處に特筆すべきは、貿易上に於ける日滿兩國の提携だ。日濠會商の決裂に依り我が國では通商擁護法を發動してこれに報復した。當時滿洲國に於ても日滿經濟ブロックの建前から、濠洲商品に對する關稅引上を行ふものと傳へられたので我が製粉業者が濠麥不買を斷行したことは周知の通りである。然るに滿洲國の輸入關稅引上が實施されぬので濠麥の對滿輸出が激増し、日本製粉業者が困つた。だから日滿經濟ブロックは通商戦上に於てもブロックの形成を當然必要とする。従つてその後數ヶ月をも經ぬ八月七日には、日滿經濟共同委員會第七回會議に於て貿易緊急統制に關する件が異議なく可決された。これは滿洲に對する小麥粉、小麥、羊毛、米の輸入につき許可制度を設けこれを統制せんとするものであるが、これを第一歩として今後貿易上に於ける日滿提携が進展することは疑ひない。

#### 五、下期の貿易

我々は以上に於て最近の貿易思潮の具體的姿を遂一的に見て來た。我が國に於ける經濟統制の一部として貿易統制が如何に押し進められんとしてゐるかは略ぼ了解出來たことと思ふ。が、次に目を轉じて上半期の貿易は一體どうであつたかを見ることとする。



上半期に於ける我が對外貿易は輸出十二億一千八百萬圓、輸入十四億八千九百萬圓で、二億七千一百萬圓の輸入超過となつてゐる。従つて昨年同期に比較して一億圓餘の入超増大を來してゐる譯である。これは輸出の増加が輸入の増加に伴はなかつた爲めであつて、輸入の増加は主として原料品、就中、羊毛、棉花、原油及重油等、の増加が著しく、他方、輸出に於ては食料品の減少著しく、その他綿布の減少等があつて全計では對前年同期四千四百萬圓(三%八)と云ふ僅かの増大より示してゐない。

ところで此の結果を見て、本年の貿易バランスを著しく悲觀する者がある。日濠通商關係の惡化を始め、海外諸國の邦品防遏は頓に激化せられる傾向にあるのだから、無論我が貿易の前途は無碍に樂觀も出來ない。が、行き過ぎを悲觀も禁物だ。今年の入超は可なり増大するであらうとは思はれるが一億圓にも達しまい。内外地を合計しても恐らく一億數千萬圓の入超で濟むことになるのではあるまいか。假りに一億五千萬圓の入超を示すとしても、貿易外の受取勘定と相殺して大した支拂超過にはならぬものと思はれるから、格別悲觀する必要はない。

#### 第四節 産業界の新たな問題

第二四半期から第三四半期部へかけての産業界には、確かに好轉の跡が窺はれる。二・二六事件の爲めに惹起された混迷状態から漸次開放せられ、再び上昇の波に乗つたと評することが出來やう。それは、商品相場の動きに於て、また事業活動指數の上から見ても明かに看取される處だ。而してその総合的結果は株式相場上昇に現はれつゝある。

併し乍らこれは、云ふ迄もなく單に指標の上から窺はれる傾向であり、決して産業界の動きが事件前と同性質のものであることを意味するものではない。直接事件とは關聯を持たぬにして、六月の特別議會(第六十九議會)の結果産業統制に關する四つの法律が生れたし、新内閣によつて更に統制乃至官業擴大の氣運が醸成されつゝある。而も對外的には濠洲及び米國の纖維製品への關稅引上げを中心として貿易の前途に新たな障礙を添加するに至つた。此等が、増稅案と共に産業界の前途を制約する重要要件として登場して來た。そして低金利の浸潤と財政支出の膨脹とが、此等と對立した樂觀的な空氣を注入してゐるわけだ。



勿論現在に於ては、まだかうした特異な要件は或は單なる豫想に止り、或は漸く實現の緒に許りである。従つてこゝでそれ等の産業界に及ぼす影響を見透すことは困難であるが、以下その基本的な條件だけに就て説明を加へることにしやう。

一指標から見た産業界

産業界の動向は種々の指標によつて表示されるが、その最も代表的なものは云ふまでもなく商品相場である。いまこれを東洋經濟新報社調査の十五重要商品（米、小麥粉、砂糖、豆粕、綿絲、生絲、人絹、丸鋼、銅、石炭、揮發油、洋紙、洋灰、硫安）平均指數によつて見れば、別掲表に明かなる通り三月に一四五・四に低下してゐたものが、爾來漸騰歩調を辿つて七月には一五〇・六に達してゐる。約三%の騰貴に當る。これを商品別に見ても、下落を來したのは僅に硫安と洋紙の二種に止る状態だ。素より此の騰貴は總てが需要増大によつて招來されたのではない。人絹の上昇は寧ろ限産率擴大に負ふ處多く、小麥粉、羊毛、綿絲の如きは原料高を強く反映した結果に他ならない。此のことは同時にまた、此等商品の生産に従事する事業の利益が、必ずしも製品價格に現はれたやうな増加に恵まれたものでないことを思はしめる。

併し乍ら、かうした傾向は必ずしも全般的でなかつたし、他方荷動き、生産乃至原料消費等の側面から見た事業活動の指標に於ても、傾向は矢張り上向を辿つて來た。前記重要商品相場指數とその内容を異にするが、同じく東洋經濟調査の事業活動指數によれば、本年一月を底として漸次上昇の勢を示し、流石に二、三月は稍伸力衰へたが、四月以降可なり

活潑な増勢を現はしてゐる。

凡そ以上の如き産業界の基調に於ける好轉は、また株式相場の上に可なりよく表現せられてゐる。試みに公益事業株廿五種及び産業株三十種の月中平均相場を一瞥するに（上表参照）、前者は三月の六七圓〇二を底として六月には六八圓六九に回復し、電力國家管理説の爲め七月には反落したが、尙ほ六八圓〇四と二月の位置に著しく接近するに至つた。産業株々價は事件直後の下落が酷かつただけに事件前から見るとまだ可なり低いが、七月の位置は四月に比し矢張り三%三の急騰に當つてゐる。

第四節 産業界の新たな問題

年 月	株 價		商品相場指數	事業活動指數
	公益株平均	産業株平均	(A)	(B)
11. 1	67.28	85.1	147.2	102.0
2	69.11	87.5	145.7	103.4
3	67.02	82.9	145.4	103.8
4	67.18	82.6	147.2	107.0
5	68.64	83.4	146.2	106.5
6	68.69	84.6	147.2	*107.8
7	68.04	85.3	150.6	—

(備考) 東洋經濟調。各數字とも月平均、商品相場は重要15商品の平均。\*印暫定指數。(A)は昭和6年12月10日=100。(B)は常態=100



斷るまでもなく、株式相場は、單に事業自體の利益——從つてまた配當率——に支配される許りでなく、金利の動向をも鋭敏に受け容れる。そして事實、第二四半期に入つて間もなく、四月七日には日銀の公定割引歩合の引き下げがあり、續いて五分利公債の三分半利借替が公表されて、金利水準は未曾有の低位置に變革された。これが株式相場一般の昂騰を促したことも容易に理解される處であらう。だが、事實はかうした低金利の支援を株価が受けるべく、餘りに統制不安や増税懸念が大きかつた。少くとも第二四半期に關する限り金利低下が齎すべき株価上昇力は部分的で、寧ろ業績の安定乃至好轉(又はそれへの期待)の方がより強く働いてゐたと云へる。勸業銀行調による主要七十株式平均利廻が、四月初の五%七三を年初來の最高として、七月初も尙ほ五%六六に止り、此の間僅か七毛を下げたに過ぎぬ事實は、これを裏書きしてゐる。

而して右の如き株価回復傾向のうち、その最も顯著なのは産業株中の重工業株(八種)で、三月十日と七月末日との比較に於て、その騰貴率は八%五に及び、完全に事件前の高値を抜いてゐる。

## 二 事業成績に於ける特異性

大雑把乍ら、三つの指標によつて我々は第二四半期に於ける事業界の回復の様相を知つたわけだが、

併し一概に回復と云つても、その内容に於ては、可なり變動のあつたことは多言を要しない。右の如き指標の動きが、如何に事業會社の實績に現はれてゐるかを明かにするとは、遺憾乍らまだ出来ない。併しその手がかりとなるのは最近までに發表せられた本年上半期の主要會社成績表であらう。その一部分に就ては既に本年報前輯に於て述べたが、その後發表された分をも加へた二十一事業、百四社の総合成績を一瞥するに、上期の總利益金は二億八千百萬圓であつた。十年下期の二億七千五百萬圓に比較すると六百萬圓、割合にして二%二の増加であり、十年上期の二億七千三百萬圓に對比するならば八百萬圓、約三%方の増益に當つてゐる。また此の前二期の數字からも明かにされる通り、今年上期の昨年下期よりの増益額は、昨年下期の上期に對する増益額より著しく多い。換言すれば利益の殖え方は期を逐つて大きくなつてゐることが知られる。

尤も此の間、他方に拂込資本額の可なり急激な増加があつた。即ち十年上期の百四社平均拂込資本二十八億四千五百萬圓は同下期に二十九億圓となり、更に本年上期には二十九億五千二百萬圓に膨脹してゐる。その結果資本金に對する利益金の割合に於ては、十年下期の一九%〇に對し本年上期も亦一九%〇に相當し、何等好轉の跡が認められず、十年上期から見れば僅か乍ら却て低下を現はしてゐる。此の限り事業界が略々横這ひの狀勢に入つて來たことは否定出来ない。併し、かゝる資本金の膨



(2) 事業會社成績總括表 (東洋經濟調)

	利 益 率(%)			配 當 率(%)		
	10年上	10年下	11年上	10年上	10年下	11年上
紡績(9)	32.6	31.7	30.8	15.4	15.3	14.8
人絹(4)	34.9	28.2	23.6	15.0	14.7	12.4
羊製毛(3)	14.7	14.8	14.5	6.3	6.3	6.3
電瓦(1)	19.2	21.5	20.9	6.0	7.0	7.0
海運(8)	13.3	13.6	13.8	5.6	6.8	7.3
鐵道(10)	13.1	13.0	12.4	8.2	8.2	8.2
通信(2)	9.9	10.7	11.1	6.9	7.5	7.5
運輸(5)	26.5	26.1	23.6	4.3	6.0	4.3
鐵鋼(4)	25.0	23.8	25.5	7.2	7.2	7.2
輕鐵(1)	21.9	17.9	18.3	6.3	6.1	7.0
機械工作(7)	25.1	24.6	23.5	12.0	12.0	12.0
造船(2)	8.2	9.1	10.2	10.6	9.8	10.3
炭礦(5)	17.4	19.5	19.6	3.3	4.3	5.3
石油(1)	14.2	17.8	22.3	10.1	10.2	10.2
金(2)	20.1	20.4	21.4	4.0	5.0	7.0
セメント(6)	22.4	23.4	20.4	13.9	14.0	14.0
肥料(4)	15.1	16.7	18.5	8.7	8.2	7.7
曹達(4)	23.3	19.8	14.1	8.4	9.2	9.8
化學工業(5)	21.4	21.6	21.9	12.5	11.0	10.5
紙(1)	24.1	25.8	26.0	8.5	8.6	9.1
酒(2)	24.1	25.8	26.0	10.0	10.0	10.0
粉(2)	35.0	39.3	39.3	7.6	7.6	8.8
糖(5)	23.9	24.8	22.3	10.0	10.0	9.6
菓(2)	33.1	36.6	38.4	8.7	10.4	10.4
謨(5)	17.4	18.0	18.7	6.9	7.9	6.9
革(2)	6.8	5.6	7.7	4.4	3.8	4.0
計(104)	20.2	20.9	25.9	10.0	10.0	10.0
(備考) 括弧内は社數。	19.2	19.0	19.0	8.2	8.7	8.8

脹を行つて尙ほ利益率の低下を見ぬ所に事業界好調の根強さがある  
と云へやう。  
だが注意を要するのは、平均的位置は斯く好調を持続しつゝあるとは云へ、各事業間に於て可なり好悪の

變化が甚だしくなりつゝあることだ。第二表に明かなる如く、二十一事業中本年上期の利益率が十年下期より上昇せるものは十六に上り、うち十四事業は十年上期より見るも尙ほ好轉を現はしてゐる。此等好轉事業のうちにあつてもとりわけ上昇割合の高いのは、造船、炭礦、石油、肥料、製糖、皮革の六事業で、その利益率上昇は一ケ年間に何れも二%以上に及んでゐる。而してこれと對蹠的位置にあるものは紡績、人絹、海運、セメント、曹達の五事業だ。

これは臆てまた配當率の上にも當然影響して来る。即ち百四會社のうち本年上期に於て増配したものの十三社、配當復活一社であるに對し、減配會社は略同數の十三社を數へてゐるが、その四社までは紡績及び人絹(各二社)によつて占められ、セメントの二社之についてゐる。たゞ増配會社の内容は、事件が醸した高率配當遠慮の空氣に支配されて、必ずしも利益率の高いものに限定されなかつた。例へば炭礦、製糖の如きは増配會社を出さず、比較的増益率の鈍かつた電燈電力等に三社の増配を見る如き結果となつてゐる。電燈電力に増配の多かつたのは、之迄業績好轉に拘らず低配當で甘んじてゐたと云ふ稍々特異な事情にも原因してゐるが、何れにしる増配會社の内容がかく業績好轉と一致しなかつたのは、最近に於ける一の特種な動きと見て注目し値するだらう。

蛇足を加へるまでもなく、以上の本年上期事業會社成績から要約し得る處は、所謂「時局産業」の名



稱を以て呼ばれてゐる軍事關係會社(造船、石油、皮革、更に間接的ではあるが炭礦會社)の一層の好轉であり、所謂「輸出産業」の名稱を以て總括せられてゐる紡績、人絹、曹達(間接的に人絹の不振と關聯する)、海運等の諸會社の凋落である。勿論此等の凋落乃至好轉會社と雖も、その理由に至つてはかなり複雑してゐるし、またかうした二つの大きな流れに對し例外をなすものゝ存在することも否定出來ない。肥料業、製糖業等の好轉持續やセメント業の悪化は此の例外の最も特異なものと言へる。だが、概括して「時局産業」は依然よく、「貿易産業」が漸次これと對立的位置を明確にしつゝあることはこれを蔽ふべくもない。

### 三 拂込激増とその意味

右のやうな内容の變化を伴ひつゝ、本年上期事業成績は依然好調を示したのであるが、第二四半期から最近へかけての産業界の好調から見ると、かうした勢はまだ續くものと豫想される。けれども我々はそのうちに培はれつゝある新たな動きとして、拂込資本金の急増氣運を看過してはゐらない。これは二・二六事件以來頗る顯著となつた傾向であるが、それは聽て事業會社の利益率を一般に低下せしめるか、少くともその上昇を阻止する力を持つからだ。

(3) 拂込金調 (單位千圓)

年 4半期	社 債				株 式 (B)	(A) +	(B)
	事 業 債		銀 行 債				
	新 規 (A)	借 換	新 規	借 換			
7. 1.	150	1,500	24,531	14,012	27,310		27,460
2.	24,150	5,000	29,395	23,481	44,123		68,273
3.	87,515	—	17,230	9,800	45,294		132,809
4.	79,865	45,293	42,670	44,245	32,907		112,772
8. 1.	34,155	102,275	46,730	53,493	51,954		86,109
2.	32,525	78,600	27,139	107,301	92,050		124,575
3.	56,011	208,389	31,887	217,792	150,746		206,757
4.	77,993	321,210	9,158	83,350	154,085		242,078
9. 1.	139,940	432,060	14,300	81,302	86,090		226,030
2.	134,723	427,800	10,640	48,298	154,061		288,784
3.	95,060	175,780	12,781	11,990	145,211		240,271
4.	40,400	13,000	9,229	74,697	189,507		229,907
10. 1.	85,600	79,300	750	49,511	99,124		184,724
2.	59,415	123,550	29,800	46,513	119,389		178,804
3.	101,840	137,500	12,500	105,450	111,941		213,781
4.	107,300	153,200	32,100	46,495	118,299		225,599
11. 1.	57,300	60,700	10,700	42,740	83,439		140,739
2.	114,879	91,800	43,575	9,707	123,970		238,849

(備考) 勸業銀行調による。

先づ實際の數字に就て此の傾向を窺はう。第三表は此の目的の爲め勸業銀行調査の事業會社の拂込金額を社債と株式とに分け掲げたものだが、これによれば本年第二四半期のそれは新規發行社債一億一千五百萬圓、増資乃至未拂込徴收による株式拂込一億二千四百萬圓、合計二億三千九百萬圓を數へてゐる。此の數字をそのまゝ、事件の爲め特に拂込計畫の差控えられた第一四半期の金額に比較することは當を得まい。だがそれ以前に比



較しても、第二四半期の新規社債は九年第二四半期以來の多額であり、株式拂込また九年第四四半期來の高額に當つてゐる。たゞ低金利の進捗につれて流石に社債の殖え方が強く、株式拂込の増勢は幾分之に及ばないが、それでも後者は尙ほ前者を凌駕してゐる。而もこの數字は、實際に第二四半期中に拂込を了したものとみを集計したに止り、第二四半期に於て計畫され乍ら、その拂込の遅れる分は含んでゐない。之を考慮するならば、拂込額、就中株式拂込の増加は更に大きい。例へば日本銀行計畫資本調によれば、本年第二四半期のそれは株式だけ（増資及び新設、但し公稱資本額による）で五億七千四百萬圓を算し、再禁止以來その比を見ぬ有様である。

むろん此の株式資本の増加は全幅的に利益率の上昇を壓へ、或はその低下を齎す譯ではない。株式拂込の増加には、(一)設備擴張の必要から來るもの、(二)借金の返済に當てられるもの、(三)主として株主の利益を考慮せるもの等の理由が考へられるが、多くの場合、此等原因の二つ乃至三つが重つて株式拂込を促進せしめるからだ。併し最近の事情として特に注目されるのは、(三)の目的を主眼にした拂込の漸次顯著なとだ。それは増税の際蒙る負擔を軽減し、或は又高率配當自制の必要から増配に代へるに拂込徴收を以て株主に酬いんとする爲め、殊に盛行を促されつゝある。その最も顯著なのは、七月十日決定を見た東洋製罐の倍額増資であつて、その第一回四分の一拂込資金には積立金を崩

(4) 四半期別計畫資本調 (日銀調單位千圓)

	10年第1	第2	第3	第4	11年第1	第2
銀行業	0	0	0	1,000	0	1,000
信託及金融業	0	1,000	200	0	7,600	0
倉庫業	200	6,000	0	1,000	460	200
保險業	0	0	0	2,000	0	0
運送業	6,670	2,100	11,300	4,320	9,700	25,300
鐵道及軌道業	740	0	0	3,120	8,200	10,000
海運業	2,500	1,900	10,700	100	400	11,800
其他業	3,430	200	600	1,100	1,100	3,500
鑛業	36,500	23,200	16,900	31,565	13,815	31,650
電氣業	39,500	300	26,875	18,000	0	317,510
製造工業	157,255	168,035	44,815	217,087	79,878	125,900
紡績業	5,000	6,455	8,220	4,100	9,230	3,400
化學工業	71,800	53,600	5,750	22,200	18,350	13,050
製紙業	4,800	20,000	100	151,512	500	5,500
機械器具工業	13,650	10,850	13,750	16,625	7,150	38,950
造船及船渠業	0	5,000	5,000	100	0	0
窯業	0	3,100	900	5,000	12,000	25,700
金屬工業	15,550	45,350	1,600	7,650	21,300	25,950
釀造業	0	4,550	150	3,250	2,000	2,000
食品工業	5,800	10,950	6,700	800	5,638	3,800
水産業	1,200	200	650	3,100	1,130	24,901
農林業	0	8,200	0	0	0	2,400
商雜業	34,830	76,630	15,565	30,380	30,900	24,710
計	19,600	134,885	24,160	25,240	11,275	20,130
計	295,755	420,550	140,465	333,692	154,698	573,701

(備考) 新設、増資のみにて社債を含まず。資本金十萬圓以上のものにつき集計。

第四節 産業界の新たな問題

してつける四割の特配と一割の普通配當とが當てられ、株主から資金は全然徴收されない。そのほか高利益率、高配當率を修正する意味から増資乃至未拂込徴收を行ひ、減配の氣運を作つたものに紡織製造があり、同様手段で聽て減配を豫想されてゐるものに旭硝子、大阪機械製作



等の會社を擧げることが出来る。また電燈電力、機械工作等の事業に於て最近頗る増しつゝある増資乃至拂込徴收は、素より設備擴張の必要にも負ふ處少くないが、他方に於て事業の性質上増配を遠慮する代償の性質を多分に持つ好例と見做してよいだらう。

而して如何なる事業にかうした傾向が強くなつて現はれつゝあるかは、第四表の事業種別計畫資本を一瞥することによつて或程度理解される。即ち増加の頗る加はつたのは電燈電力、機械工作、金屬工業、鐵道軌道業等であり、鑛業また相變らず旺盛な狀況を呈してゐる。前項に於て明かにした通り、此等の事業は殆んど事業成績の好轉顯著な部類に屬するから、擴張資金を必要とする事情にあることも容易に想像される。従つて計畫資本の増加のみを以て直に、利益率平準のそれと同一視することは勿論早計だが、併しまた利益率が高いだけに、配當平準傾向の強いことも否定し得ぬわけだ。好調持續を豫想され乍らも、かくして利益率、配當率の平均位置は今後上昇力を益々失ふに至るだらう。

#### 四 強化される産業統制

既に我々は拂込資本増加の持つ新たな意味を見たが、これは同時にその半面に於て増税及び諸種の産業統制策の出現を暗示する。事實第二四半期に於ては、かゝる空氣がかなり濃化されたことは争へな

い。増税案はその内容が未だ不明だから暫くをくとして、後者のうち特に注意を要するのは、第六十九議會を通過した産業統制に關する二、三の法律であらう。

尤も結果に於て、それらの法律はカルテル強化を助け、或は事業の保護發達を助成する役割をヨリ多く持つことになつた。此の意味に於て、産業界は決して不安に陥れられる理由はない。けれども、漸次その活動の自由を削がれつゝある點に於て、また電力國家管理、獨占商品の專賣等の問題を誘導する前提たることに於て、矢張り看過出來ぬ變化である。

**重要産業統制法の改正** 此の改正は本年八月上旬を以て舊統制法施行期限が到來する爲め、既に早くから問題とされ、改正案の内容また本年報に於て再三取扱つた處である。が、いま決定した改正の内容を窺ふと、主要改正點は三つに歸着する。(一)は、重要産業に指定されたる生産乃至販賣協定機關が、違反者乃至非加盟者の協定條項への強制服従を申請するとき、舊法では加盟者三分の二以上の申請あることを條件としたが、改正法では「加盟者三分の二以上にして其の生産高又は販賣高が加盟者の生産高又は販賣高の三分の二以上を占むるもの」と變へたことだ。(二)は、政府が協定機關の申請に基き違反者乃至非加盟者に對し生産制限又は操業短縮の規定に服従を命じた後に於ては、必要に應じて更に「當該産業に於ける企業の新設又は生産設備の擴張に付命令を以て許可を受しめるを得」せ



しめたことだ。而して(三)は、統制協定が公益に反し又は之と密接な關係を持つ産業の公正な利益を害する場合に、舊法ではその協定の變更乃至取消をなし得るに止つたのを、新に「生産者は販賣の數量、販賣價格若は之に影響を及ぼすべき取引條件が商品の圓滑なる供給を妨げ、又は不當に價格を騰貴せしめ若は價格の低落を阻止し」、又「一般消費者の公正なる利益を害すると認むる」場合にも同様の命令を發し得ることにした點だ。(一)は生産乃至販賣能力の大なるものに大きい支配力を認むるのであり、(二)は更に一步を進めてカルテルの力を生産能力の制限にまで擴大したことを意味し、(三)はかくカルテルの強化を認める反面、公益規定を強化して不當の價格釣上を禁じたものと見てよい。果して消費者に對する利益擁護の趣旨が徹底させ得るか否かは問題で、結局カルテル強化のみに終る可能性が多分に藏されてゐるが、併し兎も角公益規定の強化は一の新傾向たるを失はない。

**航路統制法** 此の法律は事業の性質上重要産業統制法によつては規定出來ぬ海運業に對し、略同様の統制を及ぼす目的を以て制定されたものと云へる。従つて法律となつたのは去る特別議會に於てだが、既にその必要は昭和五年十月の臨時海運調査會の決議に於て強調され、その後幾度か繰り返されて來た。それが特別議會を通過した處に社會情勢の變化を窺ひ得るが、その法律の意圖は、(一)定期航路に對する不定期船の不當割込み又は定期不定期兩航路間の不當競争ありと政府が認めた場合、先

づ兩者間の自發的解決を勸告し、(二)これによつて解決不能の際には更に別に設けられた航路統制委員會にこれをかけ、その決議に基いて協定を強制的に命令し、或は又航路經營を禁止乃至制限させやうと云ふのである。

**重要肥料統制法** 周知の通り此の法律は第六十七議會に於て、審議未了に終つた「肥料業統制法案」の修正されたものである。舊法案に比し「重要」の二字を冠せられたのはその適用範圍を硫安、石灰窒素、過磷酸の三種に限定するに至つたからであり、また舊案に規定されてゐた肥料の強制輸入、肥料製造業に對する許可制等の諸條項が削除されてゐる。此の點は前より肥料製造業者の保護に傾いたと見られるが、要綱に於ては寧ろ大同小異だと云ふべきだ。而して法律の規定は大體次の諸點に歸着する。即ち(一)前記三肥料製造業者は各々組合を組織し、之をして製造數量、各組合員間の割當、販賣價格等を決定せしめる。(二)政府の認可あれば植民地の業者をも組合員たらしめ得る(所謂外地への統制適用)(三)但し組合が生産、販賣等の協定をなす場合には政府の承認を要する。(四)若し政府に於て需給の圓滑又は價格の公正その他公益上必要ありと認むるときは、組合の此等に關する協定の變更又は取消を命じ得る。(五)更に政府は、公益上必要ある場合には期間を定めて肥料の輸出又は輸入に制限を加へることが出来る、等々がそれである。



以上の如く、此の法律も亦一面に於てカルテルの強化を招來すること明かで、結局一定利益を製造業者に保證するわけだ。殊に統制の適用範圍を植民地にまで及ぼしたことは、アウトサイダー進出の餘地を根絶せしめるに役立ち、アウトサイダーの爲め絶えず紛糾を繰返して來た過燐酸製造業の如きは此の統制によつて受ける効果は特に大きい。だがまた過度の利益を削がれることも明白であり、該法律通過以來硫酸及び石灰窒素相場が激落して、同業各社の減益を豫想せしめてゐる事實は、その一證左と云ふことが出來やう。

**自動車製造事業法** 以上の諸統制法は何れも消費者側の利益を考慮に入れた點に一の特異性を持つてゐるが、自動車製造事業法は此等と全く異り、我國自動車業の發達を助長すると云ふ一點に目的が集中されてゐる。又その出發點が「最近に於ける内外諸般の情勢は國防の整備及び産業の發達を圖る上に於て自動車製造等の本格的確立を急務とする」と云ふ趣旨に置かれてゐる爲に、保護統制の力も極めて強い。同法は先づ(一)命令を以て定むる自動車又は自動車部分品を一定數以上組立又は製造する者は政府の認可を求め(認可事業)、(二)該事業は資本の半數以上及び議決權の過半數まで帝國臣民(又は法人)たるを要求してゐる。(三)また政府は、此等製造會社に對し軍事上、公益上並びに監督上必要な命令を發することが許される。その半面に於て一旦許可を受けた製造業者は(一)一定期間免

税の恩恵を與へられ、(二)その資本増加及び社債募集につき商法の規定によらず、特別の便益を受け更に(三)自動車又は同部分品の輸入並に輸入品値下りが、國內に於ける斯業の確立を妨ぐ虞あるときは、期間を定めて輸入制限又は輸入税引上げの保護にも浴し得る。

### 五 産業の構成變化は進む

かく一面に於て公益規定を強化し、他面にはまた特殊産業の保護を目的として、いまや四つの統制法が生れるに至つた。既に見たやうにその多くは事件前からその制定を豫想されてゐたものだが、それ等が難なく議會を通過したと云ふ處に事件後の變化を汲み取り得るし、電力國家管理等(第二部參照)に述べる如く、更に新たな統制への躍進が用意されてゐる。

かうした問題を包藏し乍ら、我が産業界はまた海外諸國よりの邦品抑壓に基く輸出貿易の増勢停頓に逢着せんとしてゐる。勿論かゝる邦品壓迫は我國産業のブロック化を促進し、鐵鋼、ステール・ファイバー、石油等の自給策を助けるに至つた。その詳細は第一部に委ねるとして、之が新たな産業を我國に培ひつゝあることは否定されないのみならず、軍事業の再膨脹は別な産業刺戟力を構成するであらうことも確定的だ。明年度の軍事費の増大は三、四億圓と目されてゐるのが、その大部分は産



業界にバラまかれる譯だ。増税が招來する負擔増加を考慮しても、産業界の前途には、依然活況が續くと云つてよい。だが、かうした今後の刺戟力はまた同時に、重工業、一部化學工業等に主として現はれ、各事業間の跛行性は愈々甚だしくなることも否定出來ない。所謂「産業革命」は一層激しくなるだらう。此等の點に就ては何れ輯を改めて述べることにしたい。

## 第五節 官營及民營工場下の労働者状態

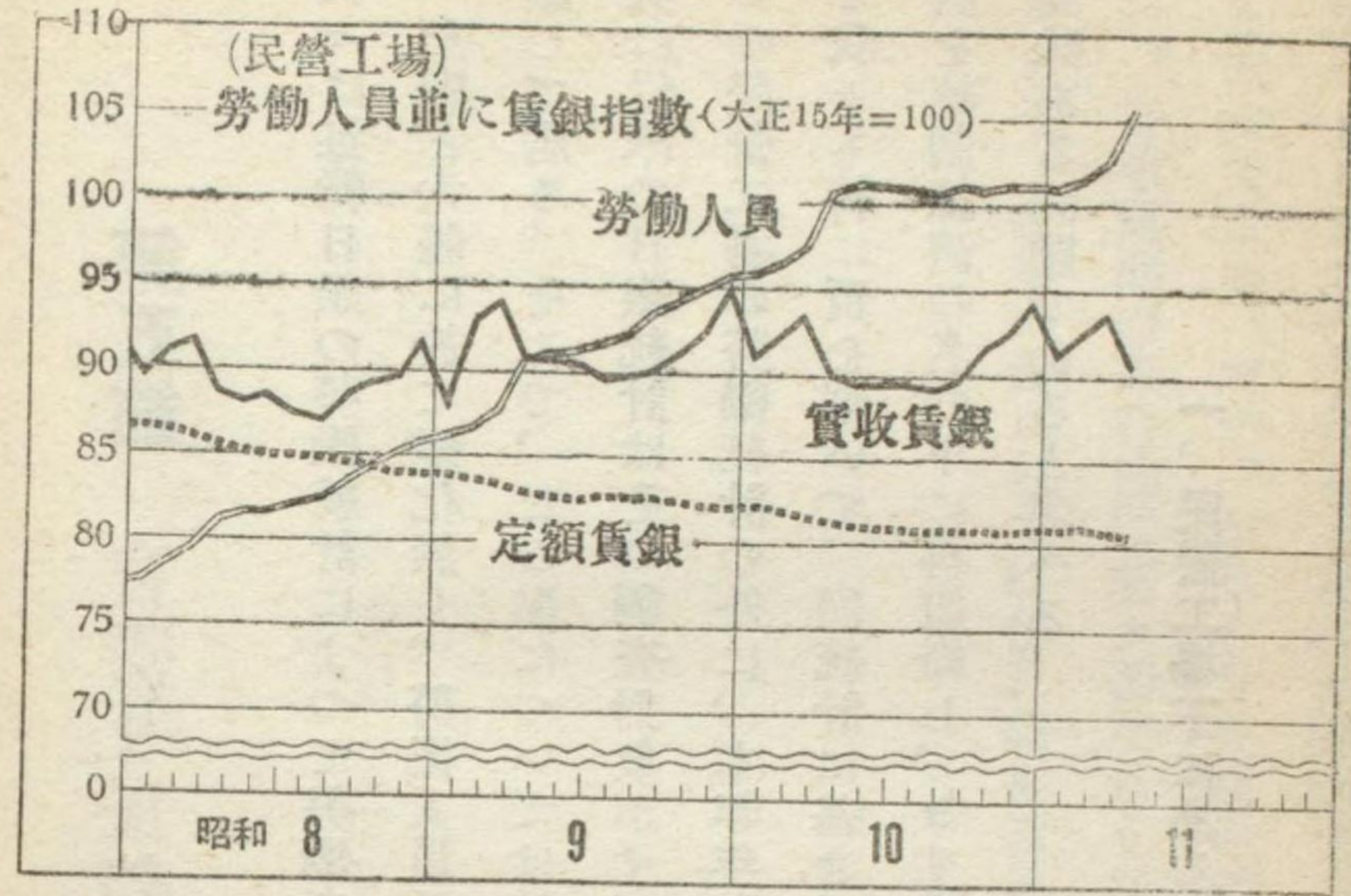
我々は毎輯日銀の労働統計によつて労働者状態を検討してゐるが、その本輯に現れた處は、前輯に述べた處と大體に於て變化無く、労働人員及び實收賃銀の増勢は停頓し、定額賃銀は依然保合状態を持續して居る。そこで、この點については極く簡単に觸れるにとどめる。

次に従來の日銀統計はその調査對象がすべて民營工場のみに限られて居つた。然るに最近日本銀行はこの民營工場の労働統計の外に、本年年初の分から官營工場の労働指數を公表する事になつた。そこで我々も特に頁を割いて、同統計に基き、官營工場下にある労働者を解剖することとする。最近私經濟を統制經濟の名の下に再組織し、ヨリ進んでは國營化せんとする風潮のある今日、その解剖は甚だ興味ある問題であると考へる。

### 一、民營工場下にある労働者の検討

(A) 増勢鈍化の労働人員指數 労働人員指數の最も新しい數字は四月だが、その四月の指數は第一





表の如く一〇五・七で基準年度のそれを突破し、且つ、近年に於ける最高を示して居る。だが、これを前年同期の増加率に比較してみると、昭和九年平均の對八年平均増加率一二・九を頂點として漸減傾向に入り、本年四月の對前年同期増加率は五％と、十年平均の増加率九・四に及ばない。即ち、労働人員の増勢が鈍化して居ると云はれる所

(1) 民營工場労働人員指數(大正15年=100)(日銀調)

昭和	總指數	對前年 増減率 %	男	對前年 増減率 %	女	對前年 増減率 %
7年平均	74.7	(+) 0.4	79.0	(-) 2.5	70.6	(+) 3.8
8年平均	81.9	(+) 9.6	87.0	(+) 10.1	76.8	(+) 8.8
9年平均	91.3	(+) 12.9	98.4	(+) 13.1	84.3	(+) 9.8
10年平均	99.9	(+) 9.4	108.6	(+) 10.4	91.4	(+) 8.4
11年1月	100.8	(+) 5.2	112.2	(+) 8.0	89.6	(+) 1.8
2月	101.4	(+) 5.1	113.0	(+) 8.0	90.1	(+) 1.6
3月	102.5	(+) 5.1	114.3	(+) 8.2	90.9	(+) 1.5
4月	105.7	(+) 5.0	115.9	(+) 7.9	95.7	(+) 1.7

(2) 民營工場定額賃銀指數(大正15年=100)(日銀調)

昭和	總指數	對前年 増減率 %	男	對前年 増減率 %	女	對前年 増減率 %
7年平均	88.1	(-) 3.5	88.8	(-) 3.0	83.4	(-) 5.1
8年平均	85.1	(-) 3.4	86.2	(-) 2.9	79.9	(-) 4.2
9年平均	82.9	(-) 2.6	84.0	(-) 2.6	78.0	(-) 2.4
10年平均	81.3	(-) 1.9	82.2	(-) 2.1	76.7	(-) 1.7
11年1月	81.0	(-) 1.5	82.0	(-) 1.3	76.3	(-) 1.7
2月	81.1	(-) 1.1	82.0	(-) 1.1	76.4	(-) 1.2
3月	80.8	(-) 1.2	81.9	(-) 1.1	76.1	(-) 1.6
4月	80.7	(-) 0.9	81.6	(-) 0.9	76.0	(-) 1.2

以だ。(本稿執筆後五月の總指數が一〇六・二と發表されたが傾向には變りなかつた)。

これを性別に觀察すると可なり異つた様相が窺はれる。即ち男子の人員指數は一一五・九と基準年度を突破して居るが、女子のそれは九五・七で未だ基準年度に達してない。また、本年四月の對前年同期増加率をみても、男子は七・九であるが、女子は一・七となつて、男子に比較し女子の増加率が低いことが窺知出来る。

然らば、斯様な男女間に於ける食ひ違ひは、何を物語るか云ふに、前輯にも述べた如く、女子労働者を主とする繊維工業部門の不振を意味し、他方、機械製造業を主とする重工業にあつては、依然労働者指數が上昇して居ると云ふことを指示するものである。

(B) また減少した定額賃銀前に述べた労働人員指數は、基準年度を突破してゐたが、定額賃銀指數及び後に述べる實收賃銀指數はともに基準年度に達してない。特に定額賃銀にあつては八〇・七(本年四月)



で、基準年度との開きが大きい、尤も、この定額賃銀も第二表に見られる如く、昭和十年の六月に最低に達し、その後、減少は止み幸にも八一・〇の保合状態が持續されたのだが、本年の三月から、再び減少を見せて居る。即ち、二月の八一・一から三月には八〇・八、四月は八〇・七と低下して居る。

而して、男女別にこれを觀察すると、男子の人員指數が八一・六であるに對し、女子のそれは七六・〇で女工に對する賃銀の減額が甚だしかつたことが解る。尤も、毎輯繰返し述べる如く、定額賃銀の低下をそのまま賃銀の切下げが行はれたと結論するは早計である。男子の定額賃銀に於ては特に然りだ。何故ならば、臨時工を含む新雇傭労働者の賃銀が極めて低廉なる結果であつて、算術平均を以て算出せるこの定額賃銀指數が下向するは當然と云はねばならぬからだ。

(C) 實收賃銀の増勢も停頓 七年平均の實收賃銀指數は八八・一で、定額賃銀と同様だつた。然るに、その後定額賃銀は前述せる如く下向

(3) 民營工場實收賃銀指數(大正15年=100) (日銀調)

昭和	總指數	對前年同率 期増減%	男	對前年同率 期増減%	女	對前年同率 期増減%
7年平均	88.1	(-) 2.9	92.7	(+) 0.8	70.9	(-) 8.4
8年平均	89.2	(+) 1.2	95.1	(+) 2.6	68.4	(-) 3.5
9年平均	91.2	(+) 2.2	96.3	(+) 1.3	67.3	(-) 1.6
10年平均	91.1	(-) 0.1	95.4	(-) 0.9	66.5	(-) 1.2
11年1月	91.3	(+) 0.3	93.9	(-) 1.9	66.3	(-) 1.6
2月	92.3	—	94.7	(-) 2.7	66.7	(-) 1.3
3月	93.5	(+) 0.1	95.8	(-) 2.3	67.4	(-) 0.1
4月	90.7	(+) 0.6	93.8	(-) 1.7	66.2	(-) 0.5

傾向を辿つて來たに拘らず、實收賃銀指數は第三表の如く上昇を續けて來て居る。然らばこの不一致は何故かと云へば、殘業割増、歩増等に基因するものである。だが、前輯にも述べた如く、最近はこの實收賃銀の増勢が鈍つて來た。これは好調を續けて來た産業界が、部分的には—特に纖維工業部門—停頓状態に入つた爲である。

## 二、官營工場下に於ける労働者の解剖

元來我國に於ては官營事業が頗る多く、而もそれは殆ど獨占的の大企業で、その財政的根據は強大である。今その種類を内容に従つて列擧すれば、(一)國家が自己の需要する物品を自から製造する施設で、その大なるものは陸海軍の工廠であるが、鐵道省の製作修繕工場、内閣印刷局、大藏省の造幣局等も是に數へ得る。(二)財政上の収入を目的とするもので、煙草專賣局、樟腦製造所、製鹽業等がこれに屬す。(三)事業の性質が獨占的又は統一的を便利とするもので、鐵道、郵便、電信、電話等がそれだ。規模から云へば鐵道が大きいが、郵便、電信、電話の方が完全な獨占となつて居る。

(四)この外に準官業とも云ふべき半官半民會社、例へば滿鐵、東拓、無電及特殊銀行等がある。以下検討する日銀の官營工場は、詳細なる分類がない爲に、その所屬別内容はハツキリとは解らぬ







萬七千人だが、その六七%まで機械及器具工業に集中され、次いで飲食物工場(一八%)、雜工業(七%)が續く。が他方民營工場にあつては、職工數百二十一萬三千人のうち、纖維工業が過半を占め、機械及器具工業(二七%)、化學工業(二二%)の順である。即ち、官營工場は重工業中心であるが、民營工場は輕工業中心であること、民營工場も重工業が滿洲事件後急激に重みを持つて來たこと、而して、官營工場では飲食物工業―主として煙草工場―が相當の重要性を持つてゐること等が明かにされて居る。

(6) 官營工場職工數(日銀調)

	昭和七年四月	昭和十年四月	昭和十一年四月	對七 年增	四 年率 %
纖維及雜色工業	455	705	797	(+) 75.2	
機械及器具工業	71,669	75,242	78,866	(+) 10.0	
化學工業	4,932	8,141	7,727	(+) 56.7	
飲食物工業	22,839	21,256	21,017	(-) 8.0	
雜工業	7,152	8,686	8,847	(+) 23.7	
合計	107,047	114,030	117,254	(+) 9.5	

尤も、飲食物工業(煙草工場)の勞働者數を、昭和七年四月に對比すると、第六表の如く八%の減少となつて居る。他の事業が一樣に増加して居るだけに、煙草工場の減少は一見奇異に感ずるが、これは大工場主義、技術の向上、従業員訓練等所謂經營合理化の結果であつて、職工人員は減少して居るが煙草製造高が増加して居ると云ふことが、これを物語つて居る。尙、前述せる如く、官營工場の職工數は民營のそれに比し絶對數はそれ〴〵一割以下であるが、一工場當り職工は第七表に示して置いた様に、纖

(七) 一工場當り職工比較

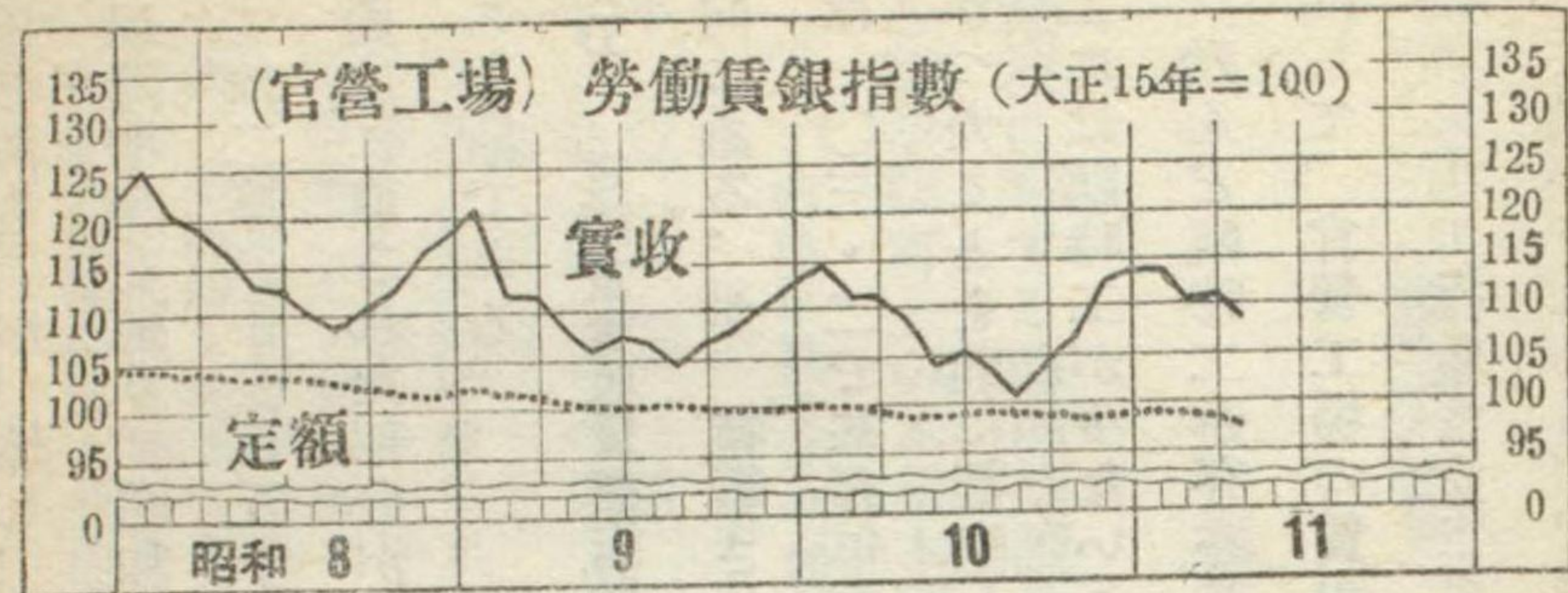
	官營 人	民營 人
纖維及染色工業	一五	三五
機械及器具工業	一、二六	三五
化學工業	一、九三	二四
飲食物工業	五五	二九
雜工業	一九六	二七
計	七五	二七

(備考) 昭和十一年四月末現在。

維工業を除いては皆多く、全體の平均では民營工場の二百七十三人に對し、官營のそれは七百十五人に達して居る。もし、この事情を一層ハッキリ説明する爲に、前記工場統計に依つて一工場當りの職工數を計算すると、官營工場の二百九十七人に對し、民營のそれは僅かに二十六人に止つて居る。如何に我國官營事業が、大企業組織であるか察知出來たであらう。

(C) 勞働人員指數 民營工場と同様に、官營工場にも大正十五年を基準にした勞働人員指數が發表されて居る。それによると、人員者數は昭和七年以降一直線に増加を辿り、就業度の向上を現はして居る。そしてそれは民營工場就業度よりも向上率が高いことは、本年四月末の指數を見て民營のそれが一〇五・七なるに、官營にあつては一〇八・三と高位にあることに依つて知り得る。しかし、その増加率が鈍りつゝあることは、民營工場の場合と異ならない。また、男女別に民營工場と比較すると、男子人員指數にあつては一一九・一で民營の一五・九よりも高位にあるが、女子人員指數は反對に民營の九五・七に對し七五・六の低位にある。前記せる官營の重工業中心、民營の輕工業中心を考慮すれば、自からこの間の事情は明かとならう。





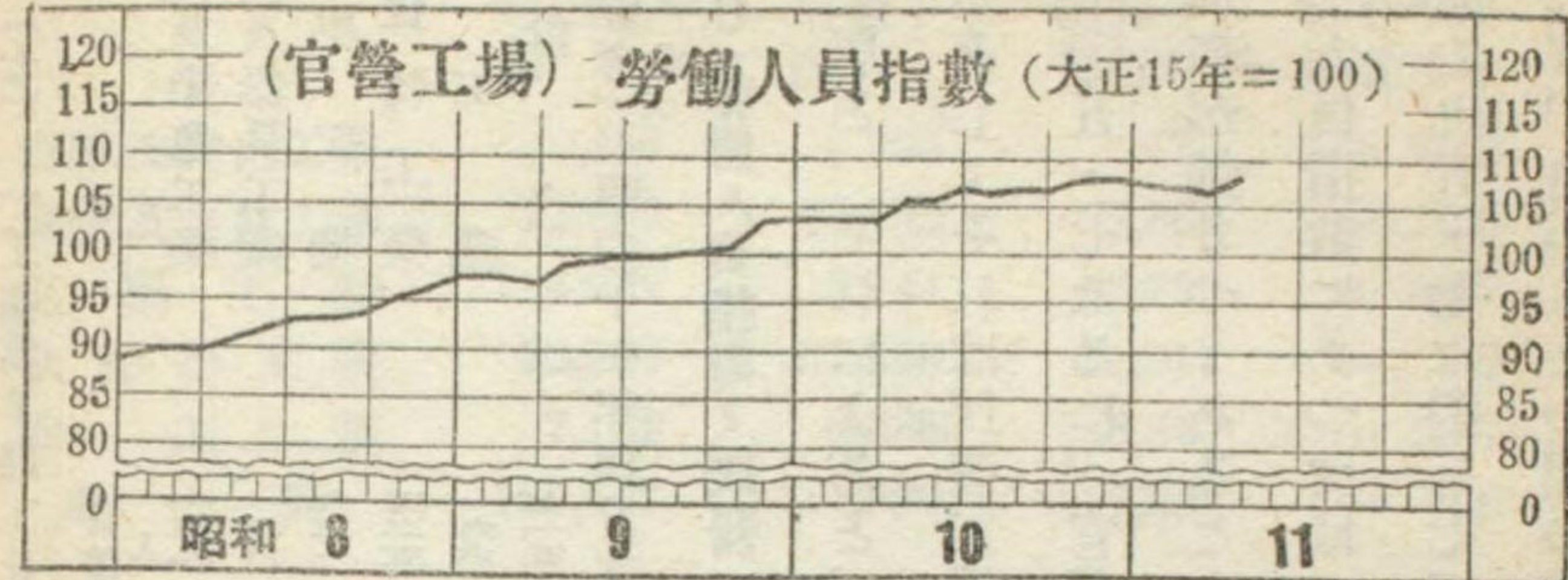
(9) 官營工場定額賃銀指數(大正15年=100)(日銀調)

昭和	總指數	對前年同 期増減率 %	男	對前年同 期増減率 %	女	對前年同 期増減率 %
7年平均	104.9	↔ 0.6	103.1	↔ 0.3	109.0	↔ 0.4
8年平均	103.2	↔ 1.6	101.6	↔ 1.5	106.9	↔ 1.9
9年平均	100.5	↔ 2.6	98.7	↔ 2.9	104.7	↔ 2.1
10年平均	99.0	↔ 1.5	96.9	↔ 1.8	103.7	↔ 1.0
11年1月	98.5	↔ 1.4	96.3	↔ 1.6	104.0	↔ 0.4
2月	98.2	↔ 1.6	96.0	↔ 1.9	103.8	↔ 0.8
3月	98.1	↔ 1.2	95.7	↔ 1.6	104.0	↔ 0.2
4月	97.1	↔ 1.8	95.0	↔ 1.9	103.2	↔ 0.2

(10) 官營工場實收賃銀指數(大正15年=100)(日銀調)

昭和	總指數	對前年同 期増減率 %	男	對前年同 期増減率 %	女	對前年同 期増減率 %
7年平均	112.8	↔ 8.1	10.0	↔ 7.5	109.1	↔ 2.6
8年平均	115.3	↔ 2.2	112.1	↔ 1.9	108.1	↔ 0.9
9年平均	109.5	↔ 5.0	107.6	↔ 4.0	105.7	↔ 2.2
10年平均	107.9	↔ 1.5	105.0	↔ 2.4	105.1	↔ 0.6
11年1月	113.7	↔ 0.8	110.6	↔ 1.8	113.5	↔ 0.1
2月	110.2	↔ 0.7	106.7	↔ 1.2	104.3	↔ 0.8
3月	110.7	↔ 0.2	106.7	↔ 1.2	109.2	↔ 0.8
4月	108.3	0	104.9	↔ 0.2	104.8	↔ 2.2

月末の臨時工は一月十二人と、十年四月末より四百十五人の減少を示して居る。これは臨時工の若干名が普通工に直され



唯だ、此處で注意さるべきとは官營工場にも民營工場と同様に多くの臨時工が含まれて居ることだ。残念なことには、いまその總體的な統計がないが、陸海軍工廠に於ける臨時工数を示し、官營工場全般の臨時工の位置を推察する便宜としよう。先づ陸軍造兵廠の臨時工であるが、昭和六年四月末には僅かに五百三人で、全職工数の四%に過ぎなかつた。處が七年四月末(一五%)、八年四月末(四三%)、九年四月末(五一%)と激増し、昭和十年四月末には職工數二萬二千百十六人に對し、臨時工は一萬一千四百九十七人(五二%)と普通工(一萬六百十九人)より多勢に上つた。尤も、十一年四

(8) 官營工場労働人員指數(大正15年=100)(日銀調)

昭和	總指數	對前年同 期増減率 %	男	對前年同 期増減率 %	女	對前年同 期増減率 %
7年平均	86.7	↔ 2.8	91.1	↔ 1.7	72.7	↔ 6.9
8年平均	92.6	↔ 6.8	98.6	↔ 8.2	73.5	↔ 1.1
9年平均	99.7	↔ 7.7	106.9	↔ 8.4	76.9	↔ 4.6
10年平均	105.9	↔ 6.2	115.7	↔ 8.2	75.8	↔ 1.4
11年1月	107.0	↔ 3.2	117.6	↔ 4.5	74.7	↔ 2.5
2月	106.9	↔ 3.2	117.6	↔ 4.4	74.6	↔ 2.0
3月	106.5	↔ 2.9	117.3	↔ 4.2	74.0	↔ 2.0
4月	108.3	↔ 2.8	119.1	↔ 3.7	75.6	↔ 0.8



た爲である。が、然し、臨時工は未だ五割餘の多きに達して居る。また、海軍工廠の臨時工も昭和六年以降増加を辿り、昭和十年に於て最高を呈して居る。即ち、普通工四萬七千八百六十五人に對し臨時工は二萬六千三百五十五人(三五%)を示して居る。而して、十一年四月末には陸軍造兵廠と同様に普通工に直された部分があつた爲に二萬五千七百四十六人に減少したが、未だ全職工の三割三分を占める状態である。

(D) 定額及實收賃銀指數 最後に賃銀指數を一瞥しよう。先づ、定額賃銀だが、民營と同じく漸減傾向にある。が、特筆さるべきは民營の定額賃銀より指數の位置が高いことだ。特に、女工の定額賃銀は一〇三・二で基礎年度を突破して居る。民營に於ては定額賃銀、實收賃銀ともに基準年度に及ばなかつたことを前に觀察して來たゞけに、若干奇異の感に打たれるが、この一因として、官營工場的女工には臨時工が少ないことを、特に官營工場下にある女工の六割三分を占める煙草工場的女工中には、殆んど臨時工が存在してないことによる。

而して、官營工場の賃銀指數が民間工場のそれに比し高いことは、實收賃銀も同様である。即ち、總指數も男工指數も女工指數も實收賃銀は基準年度を抜いて居る。尤も、第十表の如く前年同期に比較して僅かではあるが、漸減しつつあることは充分注目されてよ。

## 第六節 緬羊飼育の検討と最近の農業界

### 一、緬羊飼育獎勵策の經過と緬羊飼育の日本型

濠洲に對する通商擁護法の發動は代用羊毛の問題を世人關心の的となしつゝあるが、一面本邦に於ける緬羊飼育といふ根本問題に遡つて再検討すべきチャンスと與へた。茲に先づこの問題を取上げ次に

(一) 内地に於る羊毛需給(千封度)

ぎに農業界の一般報告に移るとする。

(A) 對濠通商擁護法の發動と緬羊飼育

昭和	生産	輸入	移出	輸出	消費
八年	二〇三、四九六	七、六九一	一八、〇七六	二八、〇〇三	
九年	三九一、五六一	八、七四八	三三、七三三	四一、四〇八	
十年	二七〇、三六八	三、三三七	三三、四七六	二〇、九〇二	

(備考) 生産額は前年末現在飼養頭數を基礎とし一頭一ヶ年平均産毛量(推定汚毛量)七・五封度として算出せるもの。輸移出入は羊毛製品、トップ、毛糸、毛織絲を洗上に換算し歩留五〇%として汚毛量を算出せるもの。消費量は生産及輸移出との差額。

先づ日本の現状を見ると、周知の様に、緬羊の頭數は頗る少く、従つて羊毛の生産も殆ど云ふに足らぬ額である。近年の實績を示すと第一表の如く、例へば昭和十年について云へば、羊毛供給總量二億四千八百六十萬封度中内地生産量は僅かに二十七萬封度、即ち千分の一を占めるに過ぎず、需要羊

毛の殆ど全部を輸入に依つてゐる關係にある。しかもその九割近くが濠毛だ。



にも拘らず敢へて濠洲に對し通商擁護法を發動せしめた貿易國策については決して單なる一時的「威嚇」乃至は「報復」と見なすべきではない。爲政者としてかゝる國策斷行を決意せしめるものは、アウタルキー國策の實現缺く可からざるを感ぜしめる様な情勢にある。即ち純經濟的な從來の強い對濠依存關係を斷ち切つて内地綿羊飼育の擴充を國策的に遂行すべき素地を與へると共に、一面代用羊毛ステープル・ファイバー事業の擴張（紡績、人絹會社の休鍾分は極力この方面に向けられんとする）を計ることは「防空演習」に劣らざる必要なのだ。次に綿羊飼育獎勵策の經過と、そのもとに曲りなりにも一般化されて來た綿羊飼育の日本型について、簡単に示すことゝしよう。

(B) 綿羊飼育獎勵策の經過

政府の綿羊飼育獎勵策は明治初年以來幾度か行はれてゐるが、これが本格的に行はれ出したのは彼の世界大戰中のことである。即ち大正七年の「綿羊百萬頭増殖計畫」が夫である。歐洲大戰勃發の爲、英國政府は一九一六年（大正五年）羊毛を戰時禁制品として、濠毛の管理を行ひ、自由に輸出することを禁止した。軍需羊毛さへ自給不能の我國で議論沸騰したのは云ふまでもない。臨時産業調査局が設置され、その調査の結果、少くとも軍需品、警察官・交通従業員の被服は全部自給することゝなり、「綿羊百萬頭増殖計畫」（二十五ヶ年間）が樹立された。即ち（一）大正七年度より全國樞要の地五ヶ所に

種羊場を設立すること、（二）北米、歐洲、濠洲、新西蘭等から毎年原種綿羊千五百頭を輸入すること、（三）輸入原種綿羊を種羊場に於いて蕃殖し種綿羊を民間に配布すること、（四）種綿羊購入獎勵金、同輸入獎勵金、産毛獎勵金、羊肉商補助金の交付、（五）優良種牡綿羊の買上、（六）技術員の養成、海外研究員の派遣等の策が定められた。而して右計畫に従つて大正七年四月には農商務省農務局に綿羊課が特に設けられ、瀧川、月寒（以上北海道）、友部（茨城）、北條（兵庫）、熊本の五ヶ所に種羊場が開設された。ところが戦後の不況は大正十一年以來數次の行財政整理を餘儀なくせしめ、計畫開始後數年ならずして經費激減、事業縮小に當面するに至つた。即ち當初の計畫期間は大正十一年度の整理の結果二十八ヶ年に、次いで同十三年度の整理の結果は三十四ヶ年に延長せられ、指導獎勵の樞軸機關たる五ヶ所の種羊場の如きは、未だその機能を發揮するに至らずして續々縮小廢止せられ、遂に北海道月寒の種羊場を残すのみとなつた。しかも昭和六年に於ける獎勵豫算の節減は「百萬頭増殖」の夢を完全に拭ひ去つてしまつた。

然るに其後凶作の頻發と蠶絲恐慌は農村救済を焦眉の急とし、これが對策の一端として綿羊飼育獎勵に再び力が注がれるに至つた。即ち政府は道府縣又は適當なる團體に輸入種牡綿羊を貸付け、右綿羊の生産した仔綿羊は貸付綿羊と同數を政府の所得とするの方法を復活、力を入れはじめた。







育戸數激増に比して頭數増加が立遅れてゐることは飼育規模の零細化を意味してゐる。一戸當飼育頭數の推移は第三表の如く、大正七年末の一四・五頭から、昨年末の一・六頭となつた。

更にこれを飼育頭數別戸數についてみると第四表の如く、昭和十年末飼育總戸數一萬六千三百餘戸のうち、一頭飼育のもの七千七百七十戸、二頭飼育のもの四千七百餘戸に當り、以上一、二頭飼育のものが全飼育戸數の七二%六の大を占むる状態である。

斯様な零細飼育が日本農業の基本構成に順應せるものなることは云ふまでもなく、かゝる形態を以つてのみ始めて綿羊飼育は普及化し得たのである。その中農に對する生計補充的副業としての社會經濟的意義は養蠶の場合に類似するが、特にその現代的意義は彼等の窮迫化を新たな副業に依つて救は

(五) 千住製絨所内地産羊毛買上額

年次	メリノ種			雜種			合計		
	純毛量 封度	平均單價 円	價額 円	純毛量 封度	平均單價 円	價額 円	純毛量 封度	平均單價 円	價額 円
大正十二年	八、六八	二・〇九	一八、一九三	二、八四五	一・四三	二、五三三	一・〇九	三六、四七七	
昭和四年	二九、九三	一・五五	四六、二七五	一九、五八五	一・三〇	二五、五九	四九、五〇九	七二、九四	
六年	三三、七五	〇・八六	三〇、九五	三三、三三	〇・六七	二二、八四一	五九、二六	四六、八二六	
八年	三三、九三	一・三三	四二、〇三一	二六、三〇一	〇・九七	二六、二〇三	〇・七九	四六、三三四	
十年	三三、四二	一・三〇	四〇、三三七	三六、一四九	〇・九七	三七、三六一	一・〇八	七三、六九	

(備考) 陸軍省千住製絨所發表に依る。

(六) 地方別綿羊飼育戸數並飼育頭數(昭和十年末)

地方	飼育戸數	飼育頭數	飼育戸數	飼育頭數
北海道	二、一六四	九、二〇五	一、六三八	三、六九
青森	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
岩手	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
宮城	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
秋田	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
山形	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
福島	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
茨城	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
栃木	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
群馬	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
埼玉	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
千葉	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
東京	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
神奈川	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
新潟	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
富山	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
石川	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
福井	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
山梨	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
長野	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
岐阜	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
愛知	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
静岡	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
滋賀	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
京都	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
大阪	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
奈良	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
和歌山	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
鳥取	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
島根	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
岡山	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
広島	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
山口	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
徳島	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
香川	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
愛媛	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
高知	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
福岡	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
佐賀	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
長門	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
大分	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
熊本	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
鹿兒島	一、九三三	三、三六九	一、〇九	三、六八
沖縄	一、八五九	三、三六九	一、〇九	三、六八
合計	一、六三八	三、六九	一、〇九	三、六八

んとする點にある。この零細飼育は所謂舍飼であつて、このため老人、婦人、子供の家庭労働が更らに動員される。蠶絲恐慌後加工「ホームスパン」にも力が注がれる様になつた。養蠶の場合と異なる點はこれら内地綿羊から剪毛せる羊毛は専ら陸軍千住製絨所に買上げられるといふ關係である。而して同所の内地産羊毛買上價格は毎年海外羊毛價格を基礎として一方的に決定せられる。その買上實績は前頁第五表の如くだ。更に右の飼育戸數及飼育頭數を地方別に示すと第六表の如く、(一)北海道、東北、九州地帯と、(二)長野、群馬、愛知、岐阜の諸縣に飼育の多いことが判る。第一類について注意すべきはこれが主要産馬地帯



と一致してゐることだ。これらの地帯に比較的早く緬羊飼育が普遍化したのは當然であるが、産馬より緬羊への傾向は兩者の増殖を如何に調和せしむるかの問題を提起せしめる。

第二類は一目して明かな如く養蠶諸縣だ。これらに於ける緬羊飼育の普及は蠶絲恐慌後で比較的近年に屬するが、こゝにも亦養蠶の場合と同じ特約生産關係への包攝が見られ、富農經營化傾向への阻止的要因として作用するやうである。最近鐘紡の大増殖計畫が新聞紙上に報ぜられてゐるが、それは次の形態に於いて行はれるものだといふ——「鐘紡では年額二十萬圓、十ヶ年計畫で二百萬圓の資金を投じ、東北六縣から長野にかけ十ヶ所の緬羊種牧場を開設、一ヶ所平均一千頭の緬羊群を常備して二、三頭づゝ附近の農家に貸與する」(東朝七月三十一日號)。

### 二、春繭実績と繭價決定の新現象

#### (A) 春繭收穫高と總價額

本年春繭の出廻りは最近漸く一段落となり、農林省の全國春繭收穫豫想高も既に發表された。それに依ると收穫數量は約三千九百五十萬貫で、昨年に比すれば一割六厘を減少し、第七表に見る如く世界恐慌以降の減産傾向を一段と深化した。若し之を全盛時たる昭和五年の春繭總收穫高五千六百十萬

昭和	(七) 春繭産額及養蠶一戸當損益		春繭飼育		繭價		繭價		繭價	
	收繭高	總價額	育戸數	一戸當收繭量	上繭平均相場	同生産費	一貫當損益	一戸當損益	一貫當損益	一戸當損益
四	五〇、五九五	三五四、六九三	二、〇〇〇	二五・二	七・五〇	六・九九	〇・五八	一四・六一	〇・五八	一四・六一
五	五六、一〇三	二〇〇、三六九	二、〇五五	二七・三	四・〇〇	五・六六	(-) 一・六六	(-) 四・三三	(-) 一・六六	(-) 四・三三
六	五三、六六七	一五四、八三三	一、九六六	二六・七	三・〇八	三・七六	(-) 〇・七六	(-) 一・八・六九	(-) 〇・七六	(-) 一・八・六九
七	四六、三九一	一一一、八九八	一、九〇一	二四・四	二・五〇	三・四七	(-) 〇・九三	(-) 三・三六	(-) 〇・九三	(-) 三・三六
八	五〇、〇一九	二九八、四〇四	一、九一八	二六・〇	六・二五	三・八二	(-) 二・四三	(-) 三・一八	(-) 二・四三	(-) 三・一八
九	四八、三九〇	二九八、四〇四	一、八六六	二五・九	二・五二	三・五六	(-) 一・〇四	(-) 二・六・九三	(-) 一・〇四	(-) 二・六・九三
〇	四四、二二二	一六三、一〇〇	一、七四九	二五・二	三・六七	三・五四	〇・一三	(-) 三・二七	〇・一三	(-) 三・二七
(推定)	三九、四九九	二〇〇、六五四	一、七四九	二三・五	五・〇八	三・五四	一・五四	三四・六五	一・五四	三四・六五

(備考) 一、收繭高、戸數、相場は農林省調査、二、生産費は蠶業同業組合調査、但し昭和七年以降は全國養蠶業組合聯合會調査。

貫に比するならば千六百六十萬貫、實に約三割の減收に當る。昭和五年以前數十年間に互つて、年率約五%餘の増加を続け來つたのに對比すると、眞に著しい變り方だ。

然し之を價額の側から見ると、情況は大分違つて、春繭だけで言ふなら、昭和五年二億一千萬圓、六年一億五千五百萬圓、七年一億一千二百萬圓、八年二億九千八百萬圓、九年一億一千七百萬圓、十年一億六千二百萬圓、本年の豫想約二億圓と云つた具合で、昨年は一昨年より多く、本年はまた昨年より多くなる。言ふまでもなく此の間繭價の上昇があつたからである。



(B) 養蠶農家の収益

ところで養蠶農家の懐具合をみるに、上掲第七表に示した如く、春繭飼育戸数を前年度と同じく百七十四萬九千戸とみれば、一戸當收繭量は二二・五貫で、一貫當收益一圓五十四錢だから、一戸當りでは平均三十四圓六十錢見當の収益があつたことになる。恐慌以來昭和八年を除けば、殆ど惠まれたことのない養蠶農家にしてみれば、やつと一息つけたわけだ。

(C) 繭高と製絲業者

然しいま尙ほ少しく立場を變へて、繭を原料として使用する、製絲業者の位地を考へて見るに本年の春繭を見ると、出廻り當初は當時の生絲相場が安かつた爲め割合に繭價も低かつたが、其の後絲價の昂騰につれて繭價は尻上りとなり、結局春繭の總仕入平均値段は、買放し一貫目五圓八錢見當、掛目にして三十八掛見當になつて居る。そこで之に釜入費用を加算し、加工費百三十圓と見るならば、生絲一俵の原價採算は七百七十圓となるが、之は本年六月中の横濱に於ける標準物平均賣上値段六百八十一圓を上廻ること實に約九十圓、極く最近の横濱生絲相場に較べても尙ほ三、四十圓の採算割となるのである。

(D) 繭價決定の新現象

然るに、斯く生絲相場から計算した採算より繭が割高に買はれるのは、決して本年春繭だけの現象ではない。昨年の春繭も、晩秋繭もさうであつた。更にまた割高なのは獨り生繭相場だけではない。乾繭相場についても同様傾向にある。尤も昨年から本年へかけては繭仕入後に絲價の昂騰を見たので右の如く繭を割高に買つた製絲家も必ずしも損失のみ蒙つて居る譯ではない。特に販賣政策の自由な大製絲の如きは巨利を博した。

とはいへかゝる奇現象を生み出してゐるものは何か。それは農村對策の結果たる繭生産數量の減少と、他方に於ける繭確保のために行はれつゝある特約取引増大との矛盾である。特約取引増大の結果は、第一に特約以外の生繭取引の範圍を著しく狭くした。之を數字に就て言ふと昭和三年の八一%一から同七年には五四%五、同十年には五〇%〇に減つた。然るにこのため自由市場に於ける繭取引の變動が著しく激化されたのである。此の事は特に、特約取引が多くは大製絲家の採用する所で、中小製絲家は之に據り難いと云ふ特質と關聯させて考へる必要がある。換言して、大製絲家の原料は大體に確保されて居るが、中小製絲家の獲得せんと欲する原料に著しい動搖が起るやうになつたのだ。

ところが繭の價格は主にどう云ふ部分で決定されるかと云ふと、實に右に述べた特約以外の生繭取引に就てなのである。そこで定められた相場が全體をリードする。現在の特約取引に於ける繭價決定



方法は、(イ)生繭市場の相場を標準とするもの(ロ)生絲相場を標準とするもの(ハ)生繭相場と生絲相場との兩者を標準とするもの等色々あるが、何と言ふてもそれは生繭市場の相場に追隨することが最も大きい。また乾繭取引は近年清算市場も設置されて稍々形態を整へては居るが、其總量尙ほ僅かで、全體としての繭價を決定する力は甚だ小さい。

そこで大部分を特約取引に據つて居る大製絲家も、數量的には原料を確保されたが、其の價格決定に於いて新しい問題に逢着せざるを得なくなつた。結局養蠶家としても、甚だ危い橋を渡つて居ることになる。何故なら繭價の變動並に地方的不均等は彌が上にも激しくなり、殊に今は減産繭高で養蠶家はホク／＼だが、一朝繭供給過剩(小製絲倒産)の場合には事態は逆轉してしまふこと明白なのだ。

三、本年麥收穫豫想と米穀現在高

(A) 本年麥收穫豫想

農林省の發表によると、北海道及三府四十三縣合計の全國本年度麥豫想收穫高は小麥九百十六萬四千石、對前年實收五分一厘減、大麥六百三十三萬四千石、對前年實收一割三分一厘減、裸麥五百九十九萬一千石、對前年實收九分五厘減である。逐年作付反別、實收高と共に表示すれば第八表の如くだ。

(八) 麥類作付反別と收穫高

年	小麥		大麥		裸麥	
	作付反別	實收高	作付反別	實收高	作付反別	實收高
四年	四九五・〇六	三三三	三九四・五七	二一七	五〇・〇七	三三三
五年	四九一・五六	二二五	三八〇・三七	一九一	四八・八六	〇八八
六年	五〇一・一六	四〇六	三八〇・四七	三七八	四七五・四六	五二二
七年	五〇八・七六	四九七	三八〇・一六	五五四	四七九・七六	五五九
八年	六二六・五八	〇二三	三四七・三六	九一七	四三七・七五	三四九
九年	六四八・五九	四五二	三三・七六	七九六	四二四・四六	一六〇
十年	六三三・六九	六六一	三四・二七	二八八	四四〇・八六	六三三
十一年	六八二・一九	一六四	三四・五六	三四四	四四〇・九五	九九一

(備考)十一年\*印は豫想。

かく小麥・大麥・裸麥の孰れも對前年減少を傳へられて

相場は強調を續けてゐる。例へば小麥について見るに第九表の如く、七月は九百圓臺の高値を出した。かゝる高相場は昭和元年來のものである。

(B) 米穀現在高と端境期需給

農林省發表によると、七月一日現在の内地に於ける米穀現在高は二千五百五十九萬餘石で前年同期に比し約百五十三萬石、六分見當の減少を示した。産地別内譯は第十表の如くだ。

(十) 全國在米高(千石)

産地別	七月一日現在	對前年同期比較増減	ところで、この七月一日現在の在米高を基礎として端境期迄の需給を推算すれば第十一表となる。
内地	二四、三六六	一、五五三	
朝鮮	一、〇〇〇	一七	
臺灣	二二	二五	
外國	三五、五三	一、五八	
計			

(九) 小麥相場(圓)

年月	最高	最低
6.7	4,10	4,00
7.7	5,50	5,20
8.7	6,85	6,25
9.7	6,25	5,35
10.7	6,55	5,70
11.1	8,80	8,55
2	8,75	8,45
3	8,30	8,25
4	8,30	8,20
5	8,30	8,20
6	8,60	8,10
7	9,15	8,55

(備考)茨城三等百斤當



(十一) 端境境期需給(千石)

年月	(十二) 米穀相場(圓)		差引境持越高	消費見込計	移出見込	需要以上合計	供給	
	最高	最低					七月一日在米高	移入見込
6.7	21,10	18,80					一、六〇〇	三、五三
7.7	22,40	20,00					二、八〇〇	
8.7	21,00	20,40					四、四〇〇	
9.7	27,00	25,70					二、九三	
10.7	30,10	29,50						
11.1	29,90	29,40						
2	30,00	29,40						
3	30,30	29,90						
4	30,80	30,20						
5	21,50	30,90						
6	32,40	31,60						
7	32,10	31,70						

(備考) 深川正米 (中米)

即ち供給總計二千九百九十九萬石に對して需要總計二千九十四萬石で、差引端境持越高は九百餘萬石となる。持越高は案外潤澤だが、現在政府所有米は約五百五十萬石だから、現状のまゝとすれば、端境期の民間米は約三百五十萬石見當となり、需給は大體圓滑に推移するものと見られる。

米價(深川中米)は六月以來三十一、二圓臺を堅持して居るが、以上の需給關係からみれば、今後この水準を持続するものと結論されよう。

### 第七節 滿洲國治外法權の一部撤廢とその意義

#### 一、治外法權一部撤廢日滿條約成立

##### (A) 日滿條約の調印

滿洲國に於ける治外法權を撤廢し、滿鐵附屬地行政權を移讓調整する方針は、日滿議定書の精神に基き、既に滿洲國創立のときに胚胎してゐたが、昨年八月九日の閣議で事項別漸進主義をもつて實施されることに決し、爾來日滿當局者間に於いて準備を急いでゐたが、いよいよその第一階梯として課税及び産業に關する一部の撤廢が實施されるに至つた。即ち、去る六月十日、新京滿洲國外交部に於いて、植田全權大使と張滿洲國外相との間に『滿洲國に於ける日本國臣民の居住及び滿洲國の課税等に關する日本國滿洲國間條約』が正式に調印されたのである。

##### (B) 條約締結までの經過

滿洲國の治外法權問題は、未だ滿洲國が成立せざる以前即ち滿洲國が支那の一部であつた時、我國が有してゐた治外法權に根據するものである。而して、滿洲國成立と同時に、從來支那の諸列國に對



する片務的不平等條約は一切消滅されたものと見られてゐるので、今日滿洲國に於いては、日本以外の諸列國は建國と同時に治外法權を喪失したと解される。たゞ日本のみは、昭和七年九月十五日締結された日滿議定書の趣旨——『滿洲國領域内に於いて日本國又は日本國臣民が從來の日支間の條約協定、其他の取極及び公私の契約に依り有する一切の權利利益を確認尊重すべし』——によりそれが留保されたのである。併し當時既に、近き將來に於いて治外法權を撤廢せんとする意圖は日本の當事者間にあつた譯で、先づ滿洲國側の準備を促進し、漸進的に實現する事に方針が決定された。かくて昭和八年三月には現地關係者間に初めて『法權撤廢準備委員會』が生れ、諸般の研究に着手し、これに刺戟され滿洲國側の準備も可成りに進捗し、問題は次第に具體化されて行つた。

その後、在滿機構改革問題の發生のため法權撤廢の氣運はやゝ停滯したが、機構問題解決後、十年二月には外務省内に『滿洲國治外法權撤廢に關する委員會』が作られ日本政府は愈々積極的に該問題の進捗に乗出すことになつた。これと同時に現地側に於いては關東軍、大使館、關東局及び滿洲國を打つて一丸とする委員會が成立し、中央部と相呼應して目的の達成に向つた。

又、滿洲國政府に於いても遠藤總務廳長を委員長とし關係各部の司長を委員とする準備委員會を設け、産業、租税、警察、司法等各制度に互る法令、機關の整備改善に努め、法權撤廢に向つての準備

工作は着々進められて行つた。

滿洲國側の準備工作の進捗に伴ひ、我が政府では八月九日の閣議に於いて、撤廢に關する大綱方針を決定し、政府當局談の形式を以つて大要左の如き聲明を公表した。

- 一、日滿議定書の精神に基く帝國の方針は滿洲國をして帝國と不可分の關係を持しつゝ健全なる獨立國としての發展を遂げしむるにあり、又滿洲國としても漸次この期待に副ひつゝある。
- 一、滿洲に於ける治外法權及び附屬地行政權の使命は滿洲國の成立とその發展に伴ひ重要性を失へると共に、兩國民の全面的融和のためにもその撤廢と調整乃至移讓が必要である。
- 一、右の方針により治外法權の撤廢は在滿邦人の權益尊重及びその生活に急激な變動を與へざるやうに漸進的に行ひ、又附屬地そのものは依然我方に保有するが、その行政權は調整乃至移讓する。
- 一、右の處置は關東州租借權とは全く無關係である。

この九日の閣議決定は法權撤廢に決定的な礎石を置いたものと云ふべく、これに刺戟されて關係各當局に於ける準備活動は愈々進展し、現地側に於いては、課税權及び産業行政の移讓は明年度より實施し、康徳十年度(一九四三年度)までには全面的撤廢を行ふべく大綱方針を決定した。

其後、右現地案に對する中央部の検討も大體終了し、今春二月頃には條約案もほゞ脱稿するに至つた。かくて條約案は五月一日、樞密院に廻附されたが、樞府では事態の重大性に鑑み、八回に互る精



査委員會を續開して慎重に究明の結果、遂に二十八日に精査を完了し、六月三日の樞密院本會議にて滿場異議なく原案を可決した。一方滿洲國に於いても三日宮内省に參議府會議を開會、同條約案を可決した。次いで日滿共に上奏御裁可を經、六月十日調印を見るに至つたものである。

二、條約の内容とその意義

(A) 條約の内容

六月十日調印を了した『滿洲國に於ける日本國臣民の居住及び滿洲國の課税等に關する日本國滿洲國間條約』は條約(六ヶ條)、附屬協定(八ヶ條)、兩國全權委員間了解事項(三項)より成つてゐるが、右條約の内容を、外務省の發表せる處に従つて、摘記すれば大體次の如くである。

**邦人の權利享有**——先づ條約の第一條においては治外法權撤廢及び附屬地行政權の調整乃至移讓の前提條件として、日本國臣民が滿洲國全領域において、自由に居住往來し農商工業を初め公私一切の職務業務に従事することが出来ること、及び土地所有權等土地に關する一切の權利を享有すべきこと、並に日本國民は如何なる場合においても權利利益の享有に付滿洲國臣民に比し不利益なる待遇を受くことなかるべき旨を明定して居る。此規定は元來治外法權の撤廢と表裏をなす關係にあるいはゆる

内地開放を確保するだけでなく、更に進んで日滿間の特殊不可分的關係に鑑みて日本人は滿洲國において全然滿洲國人と同様の立場で公私各種の業務及び職務に従事し、土地所有權等土地に關する權利その他一切の權利利益を享有し得ることとしたものである。

**邦人活動の合理的調整**——今日迄日本人は條約上の權利としては、僅に大正四年の條約によつて南滿洲の地域においてのみ自由に居住往來し商工業其他各種の業務に従事することを得たに過ぎず、且右地域内においても土地に關する權利としては商租權の如き不完全なるものを獲得し得るに過ぎなかつたのであるが、今回の條約締結に依り日本人の滿洲國における活動は合理適正に調整せられ、日本人は滿洲國の全領域において公私一切の業務職務に従事が出来、且土地の所有權迄獲得出来ることを條約上保障せらるゝこととなつたのである。

**課税産業法令適用**——條約の第二條では日本國臣民は滿洲國の課税産業其他に關する行政法令に服すべきこと、及び右法令は滿鐵附屬地に在りては屬地的に適用せらるべきことを規定して居るが、之は從來日本國臣民が條約上服して居なかつた法令に服することになるので、即ち治外法權の一部撤廢附屬地行政權の一部移讓となるのである。此の點は治外法權の漸進的撤廢及び附屬地行政權の調整乃至移讓に關する根本方針及び現地の實情に鑑み、先づ第一歩として課税、産業等に關する法令の適用



を認むることを適當と認められた結果である。

行政法適用の範圍——附屬協定においては先づ條約の規定によつて日本國臣民が如何なる滿洲國法令に服するか又如何にして適用せらるゝかはその適用の都度豫め駐滿帝國大使と滿洲國外交部大臣との間に協議決定せられて、官報に告示せらるべきものなることを明かにし、條約實施後直に即ち去る七月一日から日本人の服すべき滿洲國の課稅産業その他の行政法の種類を掲げて、その範圍を明確にし且條約實施後當分の内日本人に對しては、課稅中營業稅等に付て原稅率の三分の一乃至四分の一の輕減稅率を適用することを明定して、在滿日本人の經濟生活に急激な變動を與へないこととして居る。而して條約實施後即ち去る七月一日から在滿日本人の服從すべき滿洲國法令の範圍及び輕減稅率は別表の通りである。

法令の公正適用——又日本國臣民が其の服すべき滿洲國法令に違反した場合、司法手續に依り處分を要すべきものに付ては、之を日本國の領事裁判に於て處分すべきことを規定し、日本國臣民が滿洲國官憲の行政處分に對して不服があるときは、滿洲國政府は之が矯正に付て適當な措置を講ずべきことを規定して居る。これ等は何れも滿洲國の法令の適用が公正且圓滑に行はるゝことを保障したものである。

邦人の經濟的發展の確保——更に附屬協定第四條に於ては滿鐵附屬地を含む滿洲國全領域に互る行政警察が昭和十二年末迄には撤廢又は移讓せらるべきこと、滿鐵附屬地に於ては右行政警察の移讓に至る迄は、滿洲國側に於て課稅せず、日本側に於て課稅すること、及び同附屬地に於ける行政警察と特に關係ある滿洲國法令は右時期迄之を同附屬地に適用せざること、並に同附屬地に於ては地方稅は滿鐵會社の教育、土木、衛生等に關する行政施設の處理を経たる後に非ざれば之を課せざること等を規定して居る。

又、了解事項に於ては滿洲國政府が日本國臣民の教育事業に要する經費を分擔すべきこと、滿洲國は更に現行租稅制度を整備改善すること、滿洲國法令の適用に當つては日本國臣民が日本國法令又は慣行により、現に享受する權利又は利益の保護につき、必要な措置を講ずべきこと等を規定し、以て本條約實施後の日本人居留民の經濟的安住發展を確保してゐる。

別表

「滿洲國に於ける日本國臣民の居住及び滿洲國の課稅等に關する條約」に基き日本國臣民に適用すべき滿洲國法令及び日本國臣民に對する輕減稅率

第一、昭和十一年七月一日即ち康德三年七月一日から日本國臣民又は日本國法人の服することとなる滿洲國法令は大體左の通りである



一、課税に關するもの

地税に關する法令、契税に關する法令、營業税に關する法令、法人營業税に關する法令、出產糧石税に關する法令、木税に關する法令、鑛業税に關する法令、鑛業登録税に關する法令、酒税に關する法令、捲菸税に關する法令、統税に關する法令、商業登記税に關する法令、特許登録税に關する法令、意匠登録税に關する法令、地方税に關する法令

二、産業等に關するもの

工業所有權に關する法令(例へば商標、特許、意匠に關する法令の如きもの)、度量衡に關する法令、計畫に關する法令、鑛業に關する法令、市場に關する法令(例へば中央卸賣市場、家畜交易市場に關する法令の如きもの)、畜産に關する法令(例へば賽馬に關するもの)、金融に關する法令(例へば貨幣、銀行、彩票、産金買上、爲替管理に關する法令の如きもの)專賣に關する法令(例へば石油專賣、阿片專賣に關する法令の如きもの)

第二、第一の滿洲國法令中課税に關するもの及び特に滿鐵附屬地における行政警察と關係あるもの(例へば度量衡、計量、賽馬、金融、專賣に關する法令の如きもの)は行政警察の移讓に至る迄滿鐵附屬地に施行せられぬ

第三、營業税は當分の内日本國臣民に對しては法定税率の四分の一の税率を適用する

第四、法人營業税は當分の内日本國法人に對しては法定税率の三分の一の税率を適用する

第五、地方税中個人營業税附加捐及び法人營業税附加捐は夫々輕減せられたる本税額を基準とする

第六、地方税中戸別捐は當分の内日本國臣民又は日本國法人に對しては法定税率の四分の一の税率を適用する

第七、地方税中房捐は當分の内日本國臣民に對しては法定税率の四分の一、日本國法人に對しては法定税率の三分の一の税率を適用する

以上によつて條約の内容は略々明かにされたと思ふが、右條約は既に去る七月一日より效力を發生し、在留邦人は滿洲國側の課税に服することになつたのである。併し、滿鐵附屬地内に居住する邦人は、附屬協定第四條によつて、明年十二月三十一日附屬地に於ける行政、警察權の移讓に至るまでは滿洲國の課税に服さないことになつてゐる。従つて、その期間に於ける附屬地内外の邦人の課税上の負擔の均衡を圖るため、關東局では、滿洲國が附屬地外の邦人に賦課する課税となるべく同一の税種を新設して附屬地内の邦人にも賦課し、その均衡を圖ることに決定し、七月一日より營業税、法人營業税、煙草税、酒税、洋灰税、麥粉税等六種の新税を實施するに至つた。また滿洲國の地方税は、滿鐵會社の土木、教育、衛生等に關する施設の處理を終つた後に非ざれば、附屬地に於いて賦課されないことに規定されてゐるので、明年末、以上の滿鐵地方施設が移讓せられるまでは依然として現在の滿鐵の地方施設費が存續するわけである。

(B)條約のもつ意義

條約の内容は、前項に於いてほゞ述べ盡されたと思ふが、之を要するに滿洲國の健全なる發達を促進し且つ日滿間の特殊不可分の關係を永遠に鞏固ならしめんが爲めに日本が課税、産業其他につき治外法權の漸進的撤廢及び附屬地行政權の一部移讓を爲すことを明かにし、これに對して滿洲國は滿洲



國全領域に於いて日本國民が自由に居住往來すること、農工商その他公私一切の職務及び業務に従事すること及び土地所有權その他各種權利を享有すること等につき全然滿洲國人と同様の立場に置き、以つて日滿兩國民の融合發展を確保増進せんとするものである。

而して右條約中最も注目すべきは、土地所有權に關する問題が根本的に解決されたことである。滿洲國建國以前には、日本は商租權を獲得してゐたが、條約上の空文に止まり實施出來なかつた。滿洲國成立後、改めて商租權は確認され、今度の條約によつて初めて完全に所有權を享有することになつたのである。この土地所有權の確保は産業従事の自由と共に、在滿邦人の産業上の發展を促進させる點、頗る大なるものがある。殊に鑛業方面に於ける進出が期待されてゐる。

更に又、滿洲國が、邦人に對して課税、産業等に關する法令を適用するに當つて、邦人の既得特權及び産業上の活動等を考慮し、邦人の利益をいさゝかも傷けざるよう細心の注意を拂つてゐる點は特徴的である。『日本國臣民は如何なる場合に於いても滿洲國臣民に比し不利益なる待遇を受くることなき』を期してゐるが、日滿ブロックの鞏固なる發達の觀點から、邦人の活動に對し如何に深き注意を向けてゐるかゞ窮はれる。

更に又、特徴的な點は、治外法權の撤廢が早期に實現したることである。このことは滿洲國の國家體

制が急速に整備しつゝあるを物語るものだが、一方亦、我國の滿洲國に對する信頼——日滿間の特殊な關係——を示すと同時に、滿洲國內に於ける邦人の自由なる活動が如何に緊迫せる要求となつてゐるかを示すものである。従つて、この早期的實現は同時に、今回の條約が全面的撤廢の階梯的存在たるを表はすもので、全面的撤廢に至るまでに尙ほ幾多の問題が残されてゐることを想起させるものがある。

最後に、本條約の成立が、支那の治外法權撤廢問題にも強い刺戟を與へることは見逃すべからざる點で、延いては國際的問題への一示唆ともなれば、その意義はより一層大となる譯である。

### 三、結び——残された問題

今回の條約は、滿洲國に於ける治外法權撤廢の過渡的な存在であつた。従つて全面的な撤廢に至るまでは尙幾多の残された問題が存するは當然である。固有の治外法權たる警察權、領事裁判權及び滿鐵附屬地の日本人の教育問題等は今後の問題として尙未解決のままにある。滿洲國政府に於いては、全面的撤廢の最終的目的に向つて、これ等諸制度の整備に邁進しつゝあるが、本輯に於いては、未だその具體的な論究を試みることは出來ない。



この他、法權の撤廢により必然的に提起される問題として、日本側より滿洲國へ引繼がるべき施設の補償の問題、日本の法權撤廢による滿洲國側の支出増加に伴ふ滿洲國財政調整の問題が残されてゐる。而して前者は、これ亦未だ論述すべき時機でないので、此處では後の問題に就き少しく検討するにとどめる。

日本の法權撤廢による滿洲國側の支出増加は約二千五百萬圓、これに對し對日本人課税による収入増加が約五百萬圓と傳へられてゐる。而してこの差引二千萬圓の財源は何れかに求めざるを得ないのである。この財源捻出の方法としては滿鐵の地方施設費の何等かの形式による移讓、滿洲國々防分擔金の輕減、課税制度の合理的改革、歳出の節約を目標とする官吏給與令の更改正、行政機構改革による冗費節減等が考へられるが、自然增收及び歳出の節約等には大いなる期待は懸けられない。従つて課税制度の根本的な改革に俟つか、或は滿鐵經費の移讓か、乃至は國防分擔金の輕減に依らねばならぬが、結局後者に落着くものと見られてゐる。とまれ、この財政調整を如何にして圓滿に遂行するかは、法權撤廢を契機として今後滿洲國に與へられた重要な課題として注目されてゐる。

## 第八節 國策氾濫下の政治及社會狀勢

### 一、戒嚴令の解除と人心の落付き

前輯の年報の編輯を終へたのが六月下旬、その後僅か一ヶ月餘しか経てゐない。その間殆んど變つた事件は起らなかつたが、併し人心の上には著しい落つきを見せたことは争はれない。それは日の經つに従つて二・二六事件のあの息苦しいやうな壓迫感が次第に薄らぐと共に、戒嚴令の愈よ解除されたことが、矢張り人心緩和に役立つた。即ち戒嚴令中届出を要する政治集會禁止の一部は既に六月一日より緩和されたが七月十八日より全面的に戒嚴令が解除され、同時に戰時警備令も解かれた。戒嚴令は東京市に施行されたのであるけれども、併し帝都が戒嚴令下にあると言ふことは國民全般の不安の種であつたに違ひないのだから、戒嚴令の解除によつて國民も重荷を下したやうな感を與へたのは當然である。

戒嚴令が解除されたのはその必要がなくなつたからである。それは東京陸軍々法會議に於て慎重審理中であつた二・二六事件の直接關係者の處罰が決定し、事件の善後處置の第一工作がついたからで



ある。東京軍法會議の設置されたのが三月四日、判決の下つたのが七月七日、その間約四ヶ月であるが、この短き期間にこれだけの大事件を、内部に種々の事情もあつたらうに、係り當局者が極めて手際よく運んだことは、その勞が深くねぎらはなければならぬ。そしてまたこの間國民も事件以來冷靜な態度を以て終始したことは特筆されてよい。それだけに、事件の善後處置が一通りついたことは政府は勿論、國民も安堵の胸をなで下ろしたのである。

二、二・二六事件の判決とその教訓

發表された判決文は歴史的資料でもあるので、その全文を附録として採録してをいた。前輯の二・二六事件日誌と一緒に参照されたい。事件は既に過ぎ去つたのであるが、併しその判決文を通して吾は教えられるところが少なくないので一瞥しておかう。

反亂の動機と原因 先づ反亂の動機と原因であるが、これは前輯第一部「二月事件の背景と廣田内閣の動向」に於いて述べてをいたところと大差ないが、いま判決文より摘録すると次の如くである。

一、昭和五年のロンドン條約問題、昭和六年の滿洲事變等を契機とする一部の識者の警世的意見に刺戟

一、軍内に起れる滿洲事變の根本解決要望に刺戟

一、農村漁村の窮乏、小工業者等の疲弊に關心

一、倫敦條約成立経緯に於て統帥權干犯の處置ありと斷じたこと

一、北輝次著「日本改造法案大綱」に共鳴

一、昭和七年血盟團事件及五・一五事件の刺戟

一、昭和十年村中孝次、磯部淺一等の不穩文書による免官に憤激

一、國體明徴問題の進展

一、眞崎教育總監の更迭

一、相澤中佐の永田中將殺害事件に感動

動機と行爲の區別 以上は判決文の記述の順序に従つて要約したのであるが、これ等の原因、動機を見ると、その限りに於ては處斷方針にもある通り「その進退を決するに至れる諸般の事情についてはこれを諒とすべきものなきにあらざるも」その行爲たるや聖諭に悖り理非順逆の道を誤り國憲、國法を無視し而も建軍の本義を紊り苟も大命なくして斷じて動かすべからざる皇軍を僭用し下士兵を率ゐて、反亂行爲に出でたるが如きは其の罪寔に重且大なりと謂ふべし」とあつて動機と行爲とが判然區



別されてをる。つまり假令動機が善くても行爲が誤まつてゐる場合にはその行爲に對して處斷せられることを明かにしてをる。この點に於いては五・一五事件の判決に比較して、その語調決心遙かに嚴格なものゝあることを察せずにはをられない。この立場は勿論正しいと思ふ。もし犯罪が動機によつて裁斷されるものであれば―情狀酌量の餘地はあつても―社會の法律と秩序とは全く維持されなくなる。社會に犯される罪惡にして、その底を掘つて見れば一つとして同情に値せざるはない。併しもし動機がいゝが故に、或はまた社會に缺陷があるが故に、法律を犯して罪せらるゝことなくば、法の權威は全く地に墜ちてしまふの外ないであらう。

被告達の思想も否定 今一つ今回の判決で感ぜらるゝのは、被告達の思想そのものを否定して居る點である。例へば判決理由要旨の中に於いて『研究思索も漸次獨斷偏狹となり不知不識の間正邪の辨別を誤り、國法を蔑視するに至れり』と云ふ如き、或はまた『しかしてその急進矯激性が國軍一般將士の堅實中正なる思想と相容れざりしにより』と云ふ如く、『國軍一般將士の堅實中正なる思想』と一部矯激なる思想とを區別してゐる。これは今回の判決を通して顯著なる事實であり、そしてこの點も亦五・一五事件の判決には餘り見當らなかつたものである。これは軍そのものゝ名譽の爲に必要であつて適切なる表現と感ぜらるゝのである。

### 三、肅軍工作の進展

第二次判決發表 二・二六事件の判決はその第二次處斷として山口一太郎以下六將校の判決が陸軍省より七月卅一日に發表された。(附録參照) これ等將校は事件の直接参加者以外の者でその罪名は『反亂者を利す』『司令官軍隊を率ゐる故なく配置の地を離る』『反亂豫備』等である。あれだけの事件を起すには、その關係者が外郭にもあつたと云ふことを物語つてゐる。残るところは民間側の判決であるがこれも近く發表されるであらう。

軍首腦部の大異動 かくして事件に直接關係者は嚴格なる處斷を受けたが、他方事件の責任者に對する處分も進められた。その第一次異動は三月廿三日に發表(前輯二・二六事件日誌參照)されたが、續いて七月十日附を以て、當時の東京警備司令官香椎浩平中將以下關係部隊長十二名が豫備役に編入された。更に吾々の注目に値するのは八月一日に發表された八月定期異動の人事である。この異動は寺内陸相の下に行はれた最初の定期異動である。その總數は實に三千餘名に達し而も重腦部人事の異動としては前古未曾有と言つてもよい。その内容は國軍團結の強化、士氣の振作、幕僚勤務の重視と新師團參謀長の拔擢を行ひ、更に問題になつてゐた陸大出身にあらざる『無天組』の有能者に重要位



地を與へ軍の明朗化を計つたこと等が目立つてゐる。併し最も吾々の注目されるのは今回の定期異動が二・二六事件以來行はれてゐる肅軍工作の徹底をも目標としてゐると言ふことである。その點について今具體的な説明に觸れることは避けたいが、豫備乃至は特命を見た首腦者の顔振れを見ればその一斑を窺ふに充分である。その結果強力な人材よりも無色透明な人物の擧用に重點を置いてゐる嫌はあるが、併し、これも目下の情勢としては止むを得ないであらう。失はれた人材は、今日の少壯、中堅の人材によつて補はれるであらうことを吾々は期待するものであるが、兎も角肅軍工作は着々として進められてゐることだけは事實である。

肅軍と庶政一新 併し肅軍の徹底は單にそれだけではすまない。軍備の充實、肅軍の徹底、庶政の一新は寺内陸相の宣言した三大使命である。この三者は相互に聯繫してゐるのであつて、その一を達すればそれで目的を果したと言ふ譯ではない。このうち肅軍の徹底は前述の如く進められてをり、軍備の充實に就いても既に實行に移しつゝある。たゞ残つてゐるのは庶政一新の實現である。肅軍の徹底が進行すればする程、庶政一新に對する軍部の要望は益々強烈となつて來るのである。そのことは次の寺内陸相の談話によつてもその決意の程が窺はれる。

庶政一新に關する陸軍案はすべて内閣に通じてゐる。敢て國防問題に止まらず國務大臣として庶政の改むべ

きものに對してはこの際遠慮なく改革するやうにいつておいた。まあ今はその成行を見てゐるところだ。大體物事を改革するといふのにぐづぐづしてゐては出來るものではない。自分は政治に素人で因縁とか周囲の關係に左右されないから正論をどしどし述べて實現を促す積りである。玄人は餘りその間の事情とかその他に禍されてなか／＼實現出來ないかも知れないが、庶政一新が時代の要望であつて見ればそれが實行出來ない大臣は遠慮なく辭めて貰へばいい。そして氣の強い大臣だけが残ればいいのだ。尤も自分も弱い方かも知れぬが……

(七月廿七日の東京日々)

この陸相の談話は單なる漫談とは解せられない。

#### 四、庶政一新と國策氾濫

國策閣議の開催 言ふまでもなく、庶政一新は廣田内閣の政綱である。従つて陸軍の要望があると否とに拘らず、廣田内閣は庶政一新に着手しなければならぬ。殊に十二年度の豫算編成に直面してゐるので、その必要に迫られてをる。何を國策として取上ぐべきかを決定しなければならぬ。そこでこれまでのやうな事務當局間の豫算折衝のやりかたを改めて、先づ重要國策は全部閣議に於いて決定する閣議先決方針に變へることにし、その第一回の國策閣議を七月三日に開いた。その際各閣僚の意見一致の上、申合せ事項として次の如く決定した。



第一回國策閣議に於ける申合事項

- 一、特に力を用ゆべき政策以外において各省において必要と認むる新規要求は從來の如く大藏省と各省との間において事務的折衝を行ふことは何等の變更なきこと。
- 二、所謂重要國策として掲げ得る政策については各閣僚相互に互讓の精神をもつてその實現を期すること。
- 三、重要國策提案の順序は各省とも立案を了したるものより説明をなすこととし次回は司法省案を上程することとなるが、各案の最後の決定は各省案の説明が全部終了してからにすること、なほ閣議を午後まで續行するか或は臨時閣議を開くや否やについてはその都度審議の模様を決定すること。
- 四、國策閣議に限り特に三長官を臨席せしめ將來の検討及び準備をなさしめること。

此の國策閣議には右の申合事項にもある通り各閣僚の外、藤沼翰長、次田法制局長官、吉田調査局長官の三長官も臨席せしめたところに閣議の重大性を示してをる。而して第一回閣議に於いては、頼母木遞相から電力、航空、海運の遞信三大國策に就いて説明があつた。革新案の内容については、廣田首相から、財界に與ふる影響を顧慮して、堅く口どめをされたので發表しないことになつた。併し電力國家統制案については各相から深刻な質問が續出した模様である。

第二回は七月七日に開催された。この閣議に於いては林法相から司法國策につき説明があつた。この外外務、文部各省の國策竝に特別會計の一般繰入に關する馬場藏相の説明がある豫定であつたらしいが、法相の説明が長時間に亘つたため遂に司法國策の説明にのみにとどまつた。この調子では各省

の國策説明を一通り完了するのにも容易でない。そこで七月十日に行はるゝ第三回國策閣議は午前九時より開始する外、十三、十四、十五日の三日間は連日午前九時より閣議を開催して審議の進捗を計ることに申合せをした。

**國策文書提出に變更** 第三回の國策閣議は前回の申合せによつて午前九時より開催したが、國策閣議の進行方法について種々困難があるので、先に決定された國策先議の方針を取止めることとし、左の申合せをした。

第三回國策閣議申合事項

- 一、各省の國策は、本日(十日)、十三、十四、十五の三日間説明續行の筈であつたが、これは時間を要し進行上却つて遅延を生ずるのではないかと考へられるので、各省においては書面をもつて取急ぎ首相、藏相に提出すること。
- 二、その政策にして他省に關係あるものについてはその關係省に關係事項を送付すること。
- 三、書面全體を検討して大體の見透をつけた後改めて閣議において説明をなすこと。

**國策決定の四大綱目** 右の申合せによつて各省よりの重要國策具體案が七月十七日までに全部出揃つた。而してこれが下審査を藤沼、次田、吉田の三長官が行ふことになつてゐるが、その審議を行ふ目標は



一、國防の充實、一、増税並に増收の財政經濟政策、一、産業の振興及び貿易の伸張、一、國民生活の安定

の四大綱目に置くことにしてその具體案をまとめて廣田首相に提出し、首相はその報告を馬場藏相に提示して再検討し、その結果を閣議に付議する段取りになつてゐる。

國策は氾濫したか かやうに、一度決定した國策閣議先決方針を改めざるを得なくなつたのは、庶政一新の波に乗つて各省より餘り多くの國策が出て、政府はその取扱ひに困つたからである。所謂國策の氾濫に悩まされた結果である。併しこれは甚だ不思議な現象である、吾々はつい最近までは國策貧困を聞かされた。それが一夜の間に國策氾濫に變る譯がない。事實國策は決して氾濫してゐるのではない。氾濫してゐるやうに見えるのは今まで國策が餘り少な過ぎたからである。今までは氾濫してゐたのは「庶政一新」とか「昭和維新」とか云ふ抽象標語であつてこれを具體的には何を意味するか、不明であつた。それが、中には從來の省案をぬりかへたやうなものもあるが、兎も角具體的な國策案が出て來たことは寧ろ喜ぶべき現象である。

たゞこれと共に必要なことは、國策が氾濫すると比例して、これを統一精選することだ。そのため國策先議方針が不利であるのならそれを變更したからと言つて敢て非難するには足らない。問題は目的地に達することが大切である。併し、その目的を達するには仲々容易のことでない。吾々の觀るところでも前に並べた國策が一つとして何等の修正なしに原形のまゝ鵜呑みにしてゐるものはない。いづれも部局に編してゐるが、これを如何に整備して具體案を作るか、前述の四大綱目によつて選定するとしても、その最後案を得るまでには相當の波瀾があるであらう。

### 五、國策漏洩と財界不安

國策案の氾濫に關聯して、吾々の注目すべき現象は、關係當局から國策の一端が漏洩し、爲めに一般社會と財界に大衝動を與へたこと一再でなかつたことである。それがいづれも廣田內閣成立後に續出したことに時代的特徴を示してゐる。所謂國策氾濫なるものも官吏が自己の意志と國家の意思とを取り交せて、祕密の漏洩をしたものも少くない。

内調の電力國營案 國策漏洩の最初は三月十四日の新聞に報道せられた內閣調査局の案と稱する電力業の國家統制案である。廣田內閣が難航約五日間の後やうやく組閣されたのが九日の夕である。その組閣後間もないうちに發表されたのであるから、勿論遞信省案が出來てゐる譯がない。調査局が中心となつて作りあげたものであることは想像に難くない。而もこの案は政府當局からも、全面的に否定



されなかつた。それどころかこの案の傳はつた同じ日、頼母木遞相は伊勢參宮參拜の途次、左の如く語り、暗に調査局案が政府案であることを證明した。

『…時局對策として電力の國營等も主義として私の持論だ。イギリスがあれだけの繁榮を見たのも基本資源である鐵と石炭の統制がうまくとれたからであらう。鐵と石炭のない日本では電力の統制が必要であるのは天下周知のところだ。しかしこれとても急激にやつて財界に衝擊を起させることは考慮すべきだ。』(三月十五日 東朝夕刊)

この案が傳はつて以來電力株は大暴落を演じた。その後遞信局案なるものも發表されたが、その案は調査局案と必らずしも一致せず意見の違つた箇所もある。さう云ふ非公式の案を陰謀的に一官吏が發表すると云ふことは不謹慎と云ふ外ない。

**増税具體案** 右の電力國營案が發表されてまもなく、三月廿三日に、今度は東京日々新聞に増税具體案なるものが報道されて、また株式市場は全面的の暴落を來した。この増税案の内容は先の電力國營案とは違ひ、その内容は信すべからざるものであり、事實馬場藏相も談話の形式をもつて否定した。また政府は同日藤沼書記官長談の形式で左の聲明を發した。

**藤沼翰長の取消聲明**

最近電力國營又は増税等に關して報道せられて居りますが、内閣更迭の際には何時も財界には一種不安の氣

分が漂ふのが常でありますのに今回は異常の事變の後ではあり、當局に於ては方策の發表に就ては一段の戒愼を用ひて居ります。關係の各方面におきましては、責任ある當局の發表明に特に意を用ひ慎重事に當らんとを望みます。

**取引所制度改善案** 増税案の報道以來、久しくこうした國策漏洩の不安から忘れかけてゐた。處が七月廿一日の東京朝日新聞に突如として内調及び大藏省案として取引所改善案なるものが報道された。

その内容を見るとこれまた机上案で正式の政府案とは信じられなかつたが、併し發表したのが信用ある東朝であつたので、その財界に與へた影響は大きく、取引所は遂に廿一日は立會を停止した。取引所の監督の衝に當つてをる小川法相も亦、案を作製したと言はるゝ大藏省も「關知するところではない」と聲明しました内調も「本問題に關する成案は出來てゐない」と否定した。事實その後の政府當局の調査によつても公式の政府案でないことが明かにされた。醜怪なる事實は該記事を執筆した記者が株式關係者と通謀してこの報道を利用して金を儲けんとしたことである。併し乍ら、この報道も全然記者の頭から出たのでなく、大藏省の一官吏の私見にヒントを得たものであることが後で判つた。

**ニュースの背後にあるもの** 右の三つのものは財界に衝擊を與へた大きなニュースであるが、その外、小さな流言的ニュースは再三報道された。かやうなニュースが何うして多くなつたか。一つの原因は



言論の自由が禁壓され、ニュースが一色に統制された結果各新聞の所謂種とりが愈よ困難になつたからであると思ふ。それだからと言つて、その報道を傳へた新聞の責任はまぬかれないが、ここで吾々の指摘してをきたいことは、それ等の報道が事實無根であり、政府が全面的に否定してもこれを國民が信じない點である。「火のないところに煙は立たぬであらう」と言つた不安は解消しない。事實それ等の案が全く記者のデツチあげた案にしても、それにはそうした案が實現されさうな環境を背景にしてゐるから、流言的ニュースも社會を刺戟するのである。そこにまた吾々は最近の社會相を見ることが出来る。更に不思議なことは、國策案が官吏から漏洩され、而もその漏洩した官吏がそのまゝ罰せられもしないことである。若し民間の事業會社に於て、こんなことがあつたら勿論誠になるか、ならぬいまでも嚴罰に處せられる。官吏と雖も祕密を漏洩すべからざる義務がある。その義務は退官後と雖も負つてゐるのである。若し漏洩した場合は一定の制裁を課せられるは勿論だ。然るに最近の事實に依ると、それが明かに官吏の漏洩の場合でも罰せられたことを聞かない。嚴罰に處し得ないところに吏道刷新を標榜する廣田内閣の脆弱性を感じざるを得ない。

#### 六、對外關係は表面的安定

斯様なわけで、國內狀勢は戒嚴令の撤廢で人心は落付いたが、庶政一新、國策審議を中心にして、政治的不安は去らない。その上我が國際關係も決して好くはなく、その方面からも何時衝動的ニュースが傳はるかも知れない。且つ最も危険なことは表面的には如何にも我が國際關係は平穩であるかの如き姿を呈してゐることである。併し一步深く突込んで見るなら決して安心すべき國際關係にはない。

其の後の日蘇關係 滿蘇の國境問題の調整を目的とする國境紛争處理委員會及び國境劃定委員會に關する交渉は久しく停頓の狀態であつたが、漸やく七月十六日にその第一回會談を我が外務省に於いて東郷歐亞局長とソ聯大使官參事官ライプト氏との間に行はれた。この會談が再開されたことは國境問題の紛争處理に一步を進めたものとして日蘇間の關係の小康を意味するものである。併し、當日提案されたのは委員會の組織及其の運用に關する原案であるが、これが愈よ最後のに成立するには今後相當紆餘曲折を免かれまい。また北洋漁業の條約の改訂も延期（五月廿五日正式調印）されたが、それはたゞ解決を本年末までに延ばしたに過ぎない。而も今年度の漁期に於いては蘇聯邦の監視は嚴重となり、北洋漁業に従事中の我が漁船三隻が蘇國軍艦に拿捕された。それをめぐつて兩政府間に折衝行はれ、漸やく三隻の我が漁船も釋放された。それが七月上旬に起つた事件である。また蘇滿の越境事件も絶えた譯ではない。三月二十五日の長嶺子衝突事件に續いて、五月十三日には五ヶ子衝突事件



が起きた。こう言ふ事件が今後も繰り返されても直ちに戦争にまで發展するとは豫想しないが、それにしては一觸即發の危機は續くであらう。従つて表面的には日蘇關係は小康を得てゐても、それで勿論安心は出來ない。陸軍の膨大なる十二年度の軍事費の要求も此の對蘇關係に備ふるものであること言ふまでもない。

**北支問題の紛争悪化** 北支のその後の状勢も決して好くはなく、益々悪化しつゝあると言つてよい。その紛争の原因を強めたものは、北支の我が特殊貿易所謂北支の密輸問題である。これは單に國民政府だけでなく、英米も重大な關心を持つてゐることを表明したが、此の解決は今日に至つても少しもついてゐない。加ふるに去る五月の我が支那駐屯軍の定期交代期に於いて若干の増兵を行つたことが支那は勿論各國をも刺戟してゐるやうだ。而も北支に於いていろいろの事件が起つてゐる。五月廿九日に突發した北支駐屯軍列車爆發事件、六月廿六日の豐臺に於る宋軍の日本將校監視事件等、その他報道を禁止せられてゐる事件もあるらしい。他方、上海に於いても邦人に對する殺害事件も續出し、その解決もついてゐない。これが外交々渉も仲々困難で、日支親善は未だ遙かに遠いものがある。これが打開方法に就いて、今後如何なる手段がとられるか。これは單なる外務省だけの對策だけでなく、大陸政策の遂行上我が全體の國策として益々重要性を持つて來るであらう。

## 重要統計表目次

景氣指標 (第四部 第一節 參照)	附録頁
(一) 本邦事業活動指數	六
(二) 鐵道貨物發送噸數	六
(三) 國有鐵道運輸成績	七
(四) 手形交換高及不渡手形高	七
(五) 全國營業倉庫在荷及出入庫	七
(六) 東京卸賣物價指數	八
(七) 東京株價指數	八
(八) 本邦生産數量指數	九
世界經濟 (第四部 第二節 參照)	
生産・物價・株價	
(九) 主要國生産指數	一〇
(一〇) 米國産業諸指數	一〇
(一一) 主要國株價指數	一〇
(一二) 英米株式相場	一〇
(一三) 各國卸賣物價指數	一一

金融・金・銀	
(一四) 英國卸賣物價指數	附録頁
(一五) 米國卸賣物價指數	一一
(一六) 英米物價指數比較	一一
(一七) 主要國物價比較	一一
(一八) 各國中央銀行割引歩合	一二
(一九) 英米市場金利	一二
(二〇) 英蘭銀行主要勘定	一二
(二一) 米國聯邦準備銀行主要勘定	一三
(二二) 佛蘭西銀行主要勘定	一四
(二三) ライヒスバンク主要勘定	一四
(二四) 各國金準備額	一四
(二五) 各國金産額調	一五
(二六) 各國金移動調	一五
(二七) 主要國金塊相場	一五
(二八) 主要國銀移動調	一五
(二九) 主要國銀塊相場	一六



爲替・貿易

番號

(三〇) 倫敦市場爲替相場……………附録頁 一六

(三一) 紐育市場爲替相場…………… 一六

(三二) 各國貿易月表…………… 一七

(三三) 英國貿易月表…………… 一八

(三四) 米國貿易月表…………… 一八

支那及滿洲

(三五) 上海金融統計…………… 一九

(三六) 上海市場爲替相場…………… 一九

(三七) 滿洲中央銀行紙幣發行高…………… 一九

(三八) 滿洲國對外爲替相場…………… 一九

(三九) 大連爲替相場…………… 一九

(四〇) 滿鐵貨物輸送概況…………… 二〇

(四一) 上海卸賣物價指數…………… 二〇

(四二) 新京卸賣物價指數…………… 二〇

(四三) 支那總貿易…………… 二一

(四四) 滿洲國貿易表…………… 二一

金融・財政 (第四部第一節參照)

(四五) 國庫歲入歲出現計…………… 二二

(四六) 日本銀行營業週報…………… 二二

爲替・貿易 (第四部第三節參照)

番號

(四七) 大藏省預金部資金及運用表……………附録頁 二二

(四八) 全國銀行預金貸出現在高…………… 二四

(四九) 全國銀行有價證券、預金及現金在高…………… 二五

(五〇) 東京及大阪市中金利表…………… 二五

(五一) 全國信託會社信託勘定表…………… 二六

(五二) 郵便貯金現在表…………… 二六

(五三) 簡易保險及郵便年金表…………… 二六

(五四) 內國諸保險月末現在契約高表…………… 二六

(五五) 公社債發行並現在高…………… 二七

(五六) 外貨邦債月末現在高…………… 二七

(五七) 公社債及株式利廻…………… 二七

(五八) 銀行會社計畫資本…………… 二八

(五九) 公社債及株式拂込金調…………… 二八

(六〇) 東株主要株式及公債各月平均相場…………… 二九

(六一) 外貨邦債內地及外地平均相場…………… 二九

事業及商品 (第四部第四節參照)

番號

(六八) 本邦伸織貿易表……………附録頁 三三

(六九) 輸出入貨物分類別價額及比例表…………… 三三

(七〇) 主要事業の生産制限率一覽…………… 三三

(七一) 重要品生産額一覽表…………… 三三

(七二) 橫濱及神戸生絲集散…………… 三四

(七三) 米國生絲集散調…………… 三四

(七四) 人造絹絲需給…………… 三四

(七五) 綿絲需給表…………… 三四

(七六) 綿布集散調…………… 三五

(七七) 綿織物集散調…………… 三五

(七八) 全國米穀集散調…………… 三五

(七九) 重要商品相場…………… 三六

勞働者狀態 (第四部第五節參照)

(八〇) 全國生計費指數…………… 三八

(八一) 東京小賣物價指數…………… 三八

(八二) 勞働人員及賃銀統計…………… 三八

(八三) 職工の作業時間、休憩時間及作業日數…………… 三九

(八四) 職工一日平均賃銀諸手当賞與…………… 三九

(八五) 職業紹介成績…………… 三九

(八六) 工場職工異動調…………… 四〇

農民狀態 (第四部第六節參照)

番號

(八七) 嶺山勞働者異動調……………附録頁 四〇

(八八) 解雇職工歸趨調…………… 四〇

(八九) 勞働爭議統計…………… 四一

(九〇) 本邦失業狀況推定概要…………… 四二

(九一) 各國失業統計…………… 四三

(九二) 農 民 狀 態…………… 四三

(九三) 小作爭議統計…………… 四一



(1) 本邦事業活動指數 (東洋經濟調) (ノーナル=100)

年 月	鐵道貨物發送噸數	電力消費量	石消費高	炭消費高	原油供給高	綿生產高	絲生產高	輪出絹檢查高	羊毛輸入高	洋紙賣高	セメント消費高	鋼供給高	材料供給高	總平均 (加重式)
9年中	96.4	83.5	118.7	118.7	99.3	111.1	111.1	127.6	85.1	76.5	100.9	121.8	103.3	
10年中	100.6	80.8	122.9	122.9	112.7	113.6	113.7	113.7	85.2	73.2	106.3	137.0	105.8	
10.12	105.1	77.2	126.6	126.6	128.4	106.6	106.6	83.4	97.6	73.3	111.1	134.0	104.5	
10.11	101.6	71.8	123.9	123.9	119.5	108.6	108.6	73.1	100.4	71.2	100.4	140.1	102.5	
10.10	101.1	68.2	127.1	127.1	125.6	110.0	110.0	73.9	107.5	70.4	92.9	148.6	103.4	
10.9	103.0	70.1	130.2	130.2	126.6	110.5	110.5	75.6	108.1	67.4	91.2	149.6	103.8	
10.8	102.9	73.7	133.7	133.7	147.2	109.8	109.8	74.3	121.7	70.2	95.1	145.6	107.0	
10.7	98.1	80.5	118.0	118.0	106.5	113.4	113.4	118.7	93.5	67.6	110.4	136.5	106.4	
10.6	94.4	82.2	118.5	118.5	100.9	107.0	132.5	132.5	120.3	72.0	101.8	114.2	104.1	
10.5														101.5

(2) 鐵道貨物發送噸數 (鐵道省調) (單位: 噸)

年 月	總貨物	米	麥	木材	木炭	石材	砂利	石炭	鐵及鋼	肥料	綿織物	セメント		
10.11	7,042,204	287,303	33,792	592,080	98,508	41,319	265,116	2,217,787	91,197	185,914	49,487	128,587		
10.12	7,428,188	390,339	32,221	564,007	125,795	41,918	235,988	2,339,398	105,826	223,661	48,630	94,503		
10.11	5,910,681	269,087	31,978	456,901	110,951	28,042	127,516	2,018,828	75,322	253,920	42,269	62,641		
10.10	6,403,270	216,841	33,833	552,776	121,678	24,777	162,009	2,238,595	78,961	321,094	45,966	73,564		
10.9	7,684,707	217,270	33,952	718,799	114,855	44,035	270,414	2,574,672	104,089	432,847	53,043	116,533		
10.8	6,992,129	234,134	36,524	658,927	96,281	34,183	202,843	2,637,349	96,540	408,852	51,655	103,983		
10.7	7,222,178	199,523	29,885	712,614	90,055	39,030	374,059	2,274,491	101,051	358,598	52,866	127,171		
10.6	6,899,331	244,024	30,697	660,657	69,474	39,889	352,969	2,189,805	92,377	856,580	44,336	95,002		
10.5	6,179,134	193,326	38,905	582,312	64,409	46,302	375,166	1,876,902	87,762	299,082	44,118	106,688		
10.4	5,878,814	157,851	24,925	539,552	59,534	37,740	333,615	1,825,370	84,084	299,590	50,001	92,794		
10.3	41,112,296	1,380,879	196,869	3,760,674	603,294	209,956	1,489,810	13,569,618	548,340	2,131,891	290,135	578,894		
10.2	110,287,110	3,066,617	192,628	780,567	588,158	266,529	1,683,882	12,136,090	535,947	2,003,560	295,851	664,061		
10.1														
10.累計														

(3) 國有鐵道運輸成績

年 月	旅客人員	貨物噸數	旅客收入	貨物收入	手形交換高				不渡手形				
					東 京	大 阪	全 國	一 日 平 均	東 京	大 阪	全 國	一 日 平 均	
11.1	82,542	5,346	25,539	15,458	2,025,231	84,385	1,789,470	74,561	2,991	5,038,181	209,923	417	137,325
11.2	66,154	5,805	20,465	16,963	2,019,827	96,182	1,866,048	77,752	3,098	5,119,815	225,343	471	234,919
11.3	79,740	6,951	26,854	20,697	2,260,206	90,408	2,016,058	80,642	3,400	5,664,853	226,585	344	149,227
11.4	150,226	6,342	35,002	19,407	2,115,576	88,149	1,937,326	80,721	3,343	5,409,066	225,426	404	164,178
11.5	85,886	6,372	28,217	19,596	2,027,850	77,994	2,032,296	78,165	3,575	5,462,409	210,436	370	161,205
11.6	..	..	..	..	2,557,265	98,356	2,147,023	121,038	3,813	6,230,640	239,988	408	192,689
10.6	69,567	5,419	21,498	16,812	2,087,128	83,485	1,762,992	70,519	3,363	5,092,037	204,218	359	167,003
10.9	63,390	5,166	20,285	16,158	2,112,058	84,482	2,118,918	84,757	3,247	5,401,787	216,750	370	126,382
10.累計	506,781	34,997	151,404	106,712	13,005,956	89,245	11,788,223	85,480	20,221	32,924,964	222,895	2,414	1,039,534
11.累計	506,781	34,997	151,404	106,712	11,752,019	80,017	11,110,749	75,650	19,341	30,195,846	205,683	2,011	960,825

(4) 手形交換高及不渡手形高 (東京手形交換所調)

年 月	全國在荷		六大都市出入個數		東京出入金額		大阪出入金額						
	個數	金額	入庫	出庫	入庫	出庫	入庫	出庫					
10.12	27,285	5,537,810	5,582	5,185	210,009	187,560	429,627	20,684	22,539	52,086	46,604	39,839	120,848
10.11	29,153	5,577,466	6,246	4,806	197,046	173,248	453,425	26,365	18,861	59,590	45,190	40,853	125,186
10.10	33,178	6,615,316	6,062	4,970	192,242	166,012	479,656	22,670	16,272	65,987	54,630	40,088	139,728
10.9	32,094	6,47,026	6,322	5,626	220,093	187,729	512,019	33,575	20,617	78,946	47,245	44,355	142,617
10.8	34,501	6,83,438	7,351	5,365	207,492	175,703	543,807	30,854	22,523	87,276	50,899	44,320	149,196
10.7	34,171	6,87,358	6,185	5,789	189,143	181,677	551,274	26,448	24,109	89,615	47,408	44,808	151,796
10.6	30,935	6,83,639	5,626	6,822	191,717	189,783	553,208	20,029	23,530	86,114	50,624	43,232	159,188
10.5	33,450	6,86,155	4,134	5,448	152,453	179,235	590,883	15,659	23,164	85,614	42,088	43,200	175,068
10.4	40,208	7,75,847	3,817	4,562	161,202	156,675	666,006	14,161	18,886	84,969	49,776	41,332	189,241
10.3													
10.2													
10.1													
10.累計													



(6) 東京卸賣物價指數 (東洋經濟調) (大正2年1月=100)

月末	穀物	其他	雜物及 同原料	金屬	雜			工業用品	肥料	印刷材料	雜品平均	總平均
					燃料	建築材料	工業用品					
9年中	148.2	171.8	155.5	135.9	177.0	207.7	319.9	99.1	161.3	214.4	165.2	
10年中	168.2	186.1	151.8	152.3	187.3	207.1	319.5	115.9	154.4	218.4	175.4	
10.12	179.7	192.2	154.3	153.7	185.6	200.0	334.1	121.0	147.0	220.1	180.0	
11.1	183.6	193.1	152.2	147.4	185.9	199.8	350.7	128.2	143.9	227.4	180.4	
2	177.5	192.6	148.5	151.5	185.9	199.2	360.8	123.0	143.9	225.5	179.5	
3	174.7	192.8	150.4	152.5	185.9	198.0	362.8	117.1	143.9	226.7	179.4	
4	180.3	192.7	150.7	147.6	185.9	194.4	361.1	118.4	143.9	225.3	179.3	
5	179.6	194.7	150.0	146.7	185.9	193.7	354.4	114.0	141.6	222.5	178.7	
6	194.2	193.6	154.6	139.1	189.1	192.7	359.6	121.1	141.6	225.3	181.5	
10.6	142.3	183.0	147.3	143.2	186.4	202.8	320.7	110.4	156.1	216.5	166.5	
9.6	142.0	169.9	159.6	130.4	174.0	196.4	326.5	96.2	161.3	211.5	162.7	

(7) 東京株價指數 (東洋經濟調) (大正2年平均=100)

年月	平均	銀行	信託	保險	取引 所	海運	造船	電鐵	電力	礦業	紡績	毛織	製麻	製紙	製粉	製糖	麥酒	洋灰	肥料	土地 建物	雜
9年中	105.2	65.0	103.2	95.6	81.6	45.4	78.5	125.8	96.6	170.6	185.4	149.3	25.4	170.8	107.6	114.7	252.5	26.8	39.5	73.0	60.2
10年中	98.8	63.6	94.8	92.2	74.0	47.6	72.2	124.6	103.4	157.5	175.8	97.8	22.8	162.4	107.1	116.4	246.6	51.2	35.7	67.2	61.2
10.12	102.2	65.6	92.9	93.1	76.3	54.4	81.2	126.4	113.3	163.2	165.6	87.8	24.1	168.2	110.9	134.0	263.0	52.4	40.4	67.3	64.7
11.1	104.7	65.3	96.8	97.6	75.4	53.4	86.5	128.8	116.2	168.4	163.9	86.3	25.7	171.6	112.3	133.9	279.2	54.1	42.6	68.2	68.4
2	107.8	67.8	98.4	100.3	75.2	54.2	93.9	132.7	120.6	169.9	166.5	90.8	26.6	174.5	112.4	134.1	297.4	54.9	44.1	70.8	71.5
3	101.2	64.1	96.3	95.4	66.1	53.3	91.5	130.4	110.6	156.4	161.3	85.0	26.4	165.2	107.9	120.7	266.2	50.7	38.9	68.9	67.1
4	104.2	65.2	96.0	95.0	68.1	56.0	98.8	133.1	116.1	165.5	163.0	90.2	27.8	171.6	111.1	127.2	269.0	49.7	40.5	72.0	67.1
5	105.1	65.9	97.4	95.7	68.5	52.4	99.0	133.5	118.8	168.0	160.9	90.3	28.5	172.5	109.4	131.5	273.9	51.2	41.0	73.8	68.8
6	105.7	66.9	94.8	96.8	68.5	52.2	110.3	133.6	113.3	167.8	156.5	93.4	29.3	171.3	109.0	133.2	278.1	53.3	41.5	73.2	70.4
10.6	94.4	63.2	92.7	92.0	68.1	43.2	63.9	122.0	98.9	144.7	172.6	91.1	21.7	156.9	95.9	111.3	241.1	49.5	32.5	66.3	59.8
9.6	107.1	67.4	105.0	99.4	77.6	46.0	80.7	128.9	99.4	173.6	183.3	167.8	26.3	168.9	106.1	114.1	252.4	62.9	62.1	75.1	64.5

(8) 我社調本邦生産數量指數 (除季節變動) (昭和3年月平均=100)

年月	總平均	礦産品					製造品					農産品					
		鐵	金	銀	銅	石油	鐵	鋼	普通鋼	平均	綿絲	人絹	生絲	絹紡	毛絲		
9年中	166	105	156	143	102	104	82	173	194	159	200	160	142	632	116	147	140
10年中	192	113	184	169	106	109	104	200	237	180	249	174	145	921	116	141	144
10.12	200	115	202	174	108	111	98	209	233	187	242	170	138	1,025	101	133	129
11.1	206	113	183	176	103	109	126	215	268	184	285	178	142	1,094	109	116	147
2	207	128	217	185	116	124	127	215	265	187	281	184	146	1,071	120	122	161
3	203	128	228	200	134	119	132	211	258	179	274	184	145	1,116	116	125	156
4	204	121	206	188	116	114	133	212	250	180	264	185	144	1,172	104	127	156
5	..	121	204	187	119	115	132	..	..	..	..	185	146	1,171	89	128	163
10.5	188	112	186	176	107	108	100	195	229	188	237	175	145	910	111	149	147
9.5	162	105	137	140	107	105	77	168	179	159	183	155	134	651	105	153	134

年月	平均	工業藥品及肥料					雜品									
		苛性 曹達	曹達灰	晒粉	硫酸	石灰 窒素	過燐酸 灰	紙	セメント 平均	セメント ラズ	平均	清酒	燒酎	麥酒	砂糖	小麥 粉
9年中	305	201	929	154	424	585	108	122	127	126	131	92	77	98	110	110
10年中	380	280	1,135	168	510	853	128	132	148	153	137	96	80	98	118	116
10.12	435	296	1,308	167	662	843	146	134	146	146	146	104	81	114	152	125
11.1	432	309	1,238	151	676	956	131	135	132	126	147	101	82	115	138	125
2	428	295	1,263	139	663	964	133	139	129	132	123	98	81	112	128	119
3	414	277	1,192	139	716	964	133	132	138	140	133	91	78	105	113	102
4	421	286	1,220	147	669	951	126	137	146	141	158	92	80	93	113	107
5	..	309	..	150	..	..	..	136	157	157	..	..	81	90	118	123
10.5	357	282	1,138	159	419	780	129	128	150	151	148	96	80	95	112	121
9.5	303	201	913	147	443	529	109	116	129	129	131	90	81	92	94	111







(16) 英米物價指數比較 (1931.9.18=100 (エコ/ミナト調))

年月日	全商品		重要商品		年月	我 社 調		日 銀 調		上海卸賣物價 (1925=100)					
	英國	米國	英國	米國		東京卸 (1925=100)	米國卸 (1925=100)	東京卸 (1925=100)	倫敦卸 (1925=100)						
1936. 1.29	118.1	131.7	145.7	145.7	9年中	165.2	98.1	96.7	100.2	134.2	106.5	99.1	366	148.7	97.0
2.26	117.4	132.8	145.0	145.0	10年中	175.4	105.7	101.1	101.8	147.5	114.8	103.5	347	151.6	96.1
3.25	117.4	133.9	144.3	144.3	11. 3	179.4	104.2	104.5	104.5	151.7	113.2	107.1	379	159.9	106.4
4.29	117.3	132.8	143.2	143.2	4	179.3	103.8	103.9	103.9	153.0	112.8	107.1	376	160.4	107.3
5.27	115.5	130.1	140.5	140.5	5	178.7	102.9	104.5	104.4	153.0	111.8	105.4	377	160.2	105.8
6.24	116.2	133.2	147.0	147.0	6	181.5	104.2	103.5	106.7	154.0	113.1	106.0	372	157.8	106.1
1935. 6.19	112.7	125.6	144.2	144.2	10. 6	166.5	104.0	96.5	101.9	143.3	113.0	102.8	344	148.3	92.1
1934. 6.20	108.1	103.4	133.9	133.9	9. 6	162.7	97.6	96.3	99.9	138.8	106.0	98.6	363	147.9	95.7

(17) 主要國物價比較 (對米爲標準對米平價)

(18) 各國中央銀行割引歩合

國 名	前回の改定		最近の改定		年 月	倫敦商手 (3ヶ月)		倫敦商手 (90日)		倫敦商手 (1ヶ月)	
	改定前割引歩合 (%)	改年月日	改年月日	現行率 (%)		最高 (%)	最低 (%)	最高 (%)	最低 (%)	最高 (%)	最低 (%)
日本銀行 (國幣準備)	4.75	1933. 7. 3	4.02	3.65	1935. 11	0.18	0.5	0.18	0.5	0.18	0.5
紐英佛獨白和伊瑞瑞丁	2.50	1933.10.19	2.00	1.50	1936. 12	0.18	0.5	0.18	0.5	0.18	0.5
紐西蘭	3.00	1932. 5.12	2.50	2.00	1936. 1	0.18	0.5	0.18	0.5	0.18	0.5
荷蘭	5.00	1936. 6.25	4.00	3.00	1936. 2	0.18	0.5	0.18	0.5	0.18	0.5
希臘	5.50	1932. 4.28	5.00	4.00	1936. 3	0.18	0.5	0.18	0.5	0.18	0.5
立國	3.00	1934. 8.28	2.50	2.00	1936. 4	0.18	0.5	0.18	0.5	0.18	0.5
利銀	4.00	1936. 6.30	3.50	3.00	1936. 5	0.18	0.5	0.18	0.5	0.18	0.5
利銀	4.50	1935. 9. 9	5.00	4.50	1936. 6	0.18	0.5	0.18	0.5	0.18	0.5
利銀	2.50	1931. 1.22	2.00	1.50	1935. 6	0.18	0.5	0.18	0.5	0.18	0.5
利銀	3.50	1933. 6. 1	3.00	2.50	1935. 6	0.18	0.5	0.18	0.5	0.18	0.5
立銀	3.00	1933.12. 1	2.50	2.00	1934. 6	0.18	0.5	0.18	0.5	0.18	0.5
立銀	8.00	1933.12. 1	8.21	3.50	1934. 6	0.18	0.5	0.18	0.5	0.18	0.5

(19) 英米市場金利

(20) 英 蘭 銀 行 主 要 勘 定 (單位千磅)

年月日	兌換券流通高	兌換券發行高	正準備 (準備率 (%))	預 金			貸 出			預 備 率 (%)		
				政府	銀行	其他	政府	其他	計			
1935.10.30	399,889	454,684	195,522	26,226	82,524	38,552	85,890	11,210	12,270	109,370	55,633	37.1
11.27	401,345	457,632	198,439	19,707	90,887	36,536	85,545	9,500	12,820	107,865	57,094	38.1
12.25	424,507	460,051	200,662	12,146	72,079	37,109	81,855	8,501	12,805	103,161	36,155	29.3
1936. 1.29	397,138	460,469	201,116	15,851	106,040	36,723	80,045	18,753	13,989	112,787	63,978	40.1
2.26	399,881	460,612	201,357	8,823	106,189	35,457	82,105	10,999	14,128	107,232	61,475	40.1
3.25	406,494	460,615	201,394	18,000	83,617	36,959	80,305	4,963	16,711	101,979	54,899	39.1
4.29	416,876	462,734	203,522	7,453	104,705	39,032	101,330	8,290	12,641	122,261	46,646	30.1
5.27	426,062	466,397	207,264	19,767	78,275	36,733	91,758	6,695	12,923	111,376	41,202	30.1
6.24	434,789	476,326	217,276	20,047	90,822	37,374	99,603	7,641	16,455	123,639	42,487	28.3
1935. 6.26	396,860	452,716	193,322	16,163	102,361	38,755	96,181	10,165	12,426	118,772	56,463	35.1
1934. 6.27	381,690	451,460	192,144	17,630	96,309	36,517	81,006	6,080	10,904	97,990	70,454	46.1

(21) 米 國 聯 邦 儲 備 銀 行 週 報 (單位百萬磅)

年月日	政 府 金 證 券	現 金 準 備	手形割引高		一 般 市 場 取 引 買 入 手 形	政 府 證 券 合 計	手 形 及 聯 邦 儲 備 銀 行 券 準 備 高	聯 邦 儲 備 銀 行 券 準 備 高	預 主 銀 行 預 定 預 金	其 他 預 金	其 他 共 計	預 備 率 (%)
			(內) 政府 證券 擔保	合計								
1936. 1.29	7,644	347	7	4	5	2,430	2,474	3,600	478	6,643	78.2	
2.26	7,322	348	7	4	5	2,430	2,474	3,677	433	6,594	78.2	
3.25	7,313	354	6	3	5	2,430	2,472	3,732	1,147	6,547	78.2	
4.29	7,704	340	5	3	5	2,430	2,470	3,742	679	6,547	78.3	
5.27	7,514	310	5	2	4	2,430	2,469	3,759	544	6,617	78.5	
6.24	7,840	266	4	2	3	2,430	2,467	4,046	731	6,577	78.9	
1935. 6.26	6,389	240	7	4	5	2,430	2,470	3,198	80	5,415	74.2	
1934. 6.27	4,781	238	7	4	5	2,430	2,463	3,056	134	4,196	69.6	



(22) 佛蘭西銀行主要勘定 (單位百萬法)

Table with columns for date, gold reserve, foreign exchange, domestic exchange, securities, and currency. Rows include dates from 1935.10.30 to 1934.5.25.

(23) 獨逸ライヒスバンク主要勘定 (單位百萬ライヒス)

Table with columns for date, gold reserve, exchange, securities, and currency. Rows include dates from 1935.10.31 to 1934.5.31.

(24) 各國金準備 (聯邦準備局調) (單位百萬弗)

Table with columns for year/month, total, USA, Latin America, Europe, and Asia. Rows include years from 1935.9 to 1934.5.

(備考) (24)表は新平價にて換算せるものなり。純金一オンスに付舊貨20.67弗、新貨35弗。×印概數

(25) 各國金産額 (單位千弗)

Table with columns for year/month, world production, USA, Latin America, Europe, and Asia. Rows include years from 1934 to 1935.

(26) 各國金移動額 (單位千弗)

Table with columns for year/month, USA, UK, France, India, and others. Rows include years from 1934 to 1935.

(備考) (25)(26)表は新平價により換算せるもの。日本の金及銀移動は第(64)表参照のこと。×印概數



(29) 主要國銀地相場 (月中平均)				(30) 倫敦市場爲替相場 (電信買)												
年月	倫敦現物 一オンスに 付に	紐育現物 一オンスに 付に	孟買現物 一トラに 付に	日本 水曜 日(一社)	平價		8.24日		對米		對金		124.213法		20.429馬	
					年	月	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低		
10. 12	25.563	58.420	58.533	69.292	1935. 12	4.93	4.92	1/-3	1/-2	74.93	74.34	12.27	12.20			
11. 1	20.250	47.250	50.815	—	1936. 1	5.00	4.98	1/-2	1/-2	75.06	74.53	12.31	12.24			
11. 2	19.791	44.750	49.771	47.522	1936. 2	5.02	4.98	1/-2	1/-2	75.03	74.65	12.31	12.27			
11. 3	19.663	44.750	49.070	47.105	1936. 3	4.99	4.94	1/-2	1/-2	75.12	74.68	12.36	12.27			
11. 4	20.244	44.898	50.508	48.559	1936. 4	4.95	4.93	1/-2	1/-2	75.15	74.87	12.31	12.27			
11. 5	20.247	44.869	50.361	48.622	1936. 5	4.99	4.93	1/-2	1/-2	75.93	75.00	12.42	12.28			
11. 6	19.770	44.750	49.247	47.440	1936. 6	5.04	4.99	1/-2	1/-2	76.56	75.62	12.52	12.41			
10. 6	32.340	71.940	76.905	78.420	1935. 6	4.95	4.91	1/-8	1/-8	75.26	74.31	12.27	12.12			
9. 6	19.980	45.163	..	47.478	1934. 6	5.07	5.03	1/-4	1/-3	76.94	76.13	13.44	12.82			

(31) 紐育市場爲替相場 (米國聯邦準備局調)(月中平均)												
年月	平價	ポンド 英吉利	フラン 佛蘭西	ライヒ 獨逸	ルービー 印度	ペルガ 白耳義	ペセタ 西班牙	リ 伊太利	ル 加拿陀	クローネ 瑞典	ポンド 香港	エ 日本
1935. 12	492.8772	6.5986	40.2167	37.2008	16.9565	13.6704	8.0750	99.0453	67.7696	25.4092	32.7016	28.7386
1936. 1	496.2696	6.6251	40.3966	37.4606	16.9355	13.7274	8.0276	99.9297	68.1734	25.5829	32.2051	28.9932
1936. 2	500.0469	6.6810	40.6870	37.7344	17.0416	13.8412	8.0373	100.1136	68.6763	25.7779	32.7955	29.1299
1936. 3	497.0675	6.6338	40.4389	37.5101	16.9787	13.7450	7.9830	99.8421	68.3526	25.6258	32.5619	28.9381
1936. 4	494.2682	6.5898	40.2383	37.3153	16.9146	13.6540	7.8936	99.5019	67.8854	25.4817	32.5247	28.8688
1936. 5	496.9742	6.5858	40.2845	37.5038	16.9378	13.6454	7.8560	99.8060	67.6335	25.6194	32.4629	29.0754
1935. 5	488.7755	6.5883	40.2472	36.8602	16.9461	13.6522	8.2253	99.8977	67.6195	25.1988	59.3095	28.7295
1934. 5	504.8046	6.5939	38.2953	37.9072	13.3628	13.6776	8.5989	100.7936	67.8148	26.0211	36.4890	29.9041

(32) 各國貿易月表 (國際聯盟調)												
年月	獨逸	捷太利	白耳義	丁抹	西班牙	米國	佛國	印度	和蘭	英國	露西亞	瑞典
1934年中	4,450,800	1,152,840	13,704,000	1,306,560	854,760	1,635,960	23,100,000	1,252,440	1,038,240	1,602,320	232,440	1,304,760
1935年中	4,159,200	1,205,640	17,004,000	1,275,240	878,280	2,038,680	20,940,000	1,341,240	935,880	1,640,240	241,320	1,467,960
1935. 11	346,100	117,770	1,621,000	108,000	76,670	162,830	1,736,000	123,860	85,760	66,880	18,370	153,030
1935. 12	373,300	124,940	1,804,000	104,900	107,900	179,490	1,933,000	104,020	72,670	69,050	25,340	135,280
1936. 1	364,100	101,270	1,810,000	128,000	65,570	185,410	2,026,000	128,960	79,230	65,700	17,680	133,480
1936. 2	333,800	94,770	1,658,000	94,800	79,310	189,860	2,049,000	104,060	74,170	56,670	17,500	115,000
1936. 3	355,400	109,930	1,758,000	93,630	61,900	195,350	1,954,000	104,770	79,290	62,150	..	126,020
1936. 4	360,600	100,620	1,708,000	90,850	60,220	199,790	2,126,000	97,890	80,910	60,740	..	129,610
1935. 4	359,300	95,640	1,318,000	92,900	68,070	166,070	1,690,000	114,120	78,330	55,670	20,100	125,740
1934. 4	398,200	95,690	1,131,000	91,420	63,460	141,250	2,039,000	108,410	85,420	51,310	17,930	109,070
1934. 1月以 降累計	361,413,900	406,590	6,934,000	407,280	267,000	771,350	8,155,000	435,680	313,600	245,260	31,180	504,110
1934年中	4,166,400	860,160	13,488,000	1,170,000	611,040	2,100,120	17,820,000	1,482,840	711,840	396,120	418,320	1,302,360
1935年中	4,269,600	894,320	15,844,000	1,203,690	583,430	2,241,970	15,461,000	1,571,520	675,100	426,260	367,410	1,290,800
1935. 11	399,700	82,630	1,564,000	104,430	60,040	266,730	1,421,000	142,340	60,400	39,400	31,090	123,340
1935. 12	415,600	90,000	1,537,000	102,810	72,090	220,940	1,284,000	133,740	51,710	34,920	37,210	128,110
1936. 1	381,800	68,140	1,558,000	95,600	45,160	195,990	1,205,000	139,690	50,350	34,460	14,290	105,660
1936. 2	373,600	70,610	1,462,000	108,400	55,210	179,990	1,241,000	151,170	50,400	35,110	16,370	90,870
1936. 3	378,900	86,660	1,661,000	106,690	59,530	192,630	1,242,000	159,840	54,940	36,510	..	94,150
1936. 4	365,500	81,210	1,545,000	101,760	60,350	189,410	1,195,000	149,580	57,270	33,430	..	111,730
1935. 4	340,000	78,200	1,162,000	92,200	52,820	160,490	1,343,000	107,580	50,210	33,010	20,250	99,830
1934. 4	315,800	72,140	1,129,000	94,670	57,700	176,490	1,483,000	121,180	54,270	30,100	27,550	92,410
1934. 1月以 降累計	361,499,800	306,560	6,226,000	412,450	220,250	757,120	4,883,000	600,280	212,960	139,510	30,680	402,410
1934年中	4,307,000	285,950	4,437,000	377,480	208,000	676,060	5,397,000	522,580	209,860	138,540	43,560	345,230



(33) 英國貿易月表 (英國貿易月報) (單位千磅) × 印概數

年 月	貨		物		金		銀		金		銀	
	輸入	輸出(內國)	再輸出	輸出計	入超	輸出	輸入	入超	輸出	輸入	入超	金
1934年中	731,414	395,985	51,243	447,229	284,186	128,712	262,483	133,771	12,549	22,187	9,338	143,500
1935年中	756,936	425,921	55,265	481,187	275,749	174,020	244,091	70,071	54,911	40,426	14,485	55,586
1936. 1	70,024	34,460	4,320	38,780	31,244	3,795	12,154	8,359	3,471	3,799	379	8,738
2	62,317	35,111	5,651	40,761	21,556	2,406	9,748	6,342	2,833	4,949	2,116	8,458
3	68,052	36,510	5,900	42,409	25,643	3,872	12,935	9,063	1,359	4,69	890	8,173
4	66,666	33,427	5,922	39,349	27,317	3,034	17,956	14,922	944	321	623	14,299
5	69,178	36,396	5,635	42,031	27,147	7,701	21,780	14,079	1,762	638	1,124	12,955
1935. 5	64,532	35,207	5,560	40,767	23,765	10,798	40,186	29,388	1,317	2,899	1,582	30,970
1934. 5	61,797	32,759	4,787	37,546	24,251	7,841	14,728	6,887	654	866	212	7,099
1-5 累計	336,165	175,904	27,419	203,323	132,842	20,823	74,653	53,830	10,366	10,191	175	53,655
1936 累計	303,118	173,748	23,677	197,424	105,694	85,638	126,195	40,557	12,848	10,390	2,458	38,099

(34) 米 國 貿易 月 表 (米國貿易月報) (單位千磅) × 印概數

年 月	貨		物		金		銀		金		銀	
	輸入	輸出	入超	輸入	輸出	入超	輸出	其他	對歐洲	對亞洲	其他	
1934年中	1,655,055	2,132,800	477,745	1,188,611	52,759	102,725	16,551	1,220,086	949,928	1,182,872	489,632	1,165,423
1935年中	2,047,540	2,282,268	234,728	1,740,979	1,960	354,531	18,801	2,074,749	1,028,227	1,253,573	599,005	1,448,282
1936. 1	187,482	198,654	11,172	45,981	338	58,483	253	103,873	91,669	106,289	55,201	132,239
2	192,771	182,030	10,741	7,002	23,637	17,536	141	760	83,697	98,141	51,612	127,977
3	198,686	195,190	3,496	7,785	2,315	8,115	237	13,358	82,932	111,860	55,789	142,898
4	202,789	192,629	10,160	28,106	51	4,490	535	32,010	78,247	114,382	50,408	152,381
5	191,000	201,000	10,000	169,957	5	4,989	203	174,738	..	..	..	..
1935. 4	170,500	164,151	6,349	148,670	62	11,002	1,593	158,017	63,388	100,962	48,250	122,317
1934. 4	146,523	179,427	32,904	54,785	37	1,955	1,425	55,278	80,060	99,367	39,071	107,452
1-4 累計	781,727	768,503	13,224	88,884	26,341	88,625	1,165	150,003	386,544	430,664	214,747	566,945
1936 累計	667,179	688,408	21,229	434,786	1,011	67,281	7,630	493,426	284,433	403,732	182,957	484,356

(35) 上海 金融 統計

年 月	月未紙幣發行高		月未銀在荷		金 利 (千日利息)	手形交換高		對 英		對 米		對 日 平均
	千銀幣	支那銀行外國銀行	千銀幣	合計		總 額	一 日 平 均	最 高	最 低	最 高	最 低	
1935. 11	556,182	245,617	41,198	286,815	0.15	195,547	7,521	1/-3	1/-2	30 3/4	29 1/8	103.87
12	623,916	239,443	36,159	275,602	0.10	204,622	15,980	1/-2 1/2	1/-2 1/2	29 1/8	29 1/8	103.13
1936. 1	782,366	127,379	19,619	146,998	0.08	307,817	22,859	1/-2 3/4	1/-2	29 1/8	29 1/8	103.15
2	778,687	132,556	17,587	150,143	0.07	454,516	18,181	1/-2 3/4	1/-2	30 3/8	29 1/8	103.32
3	824,014	148,047	9,195	157,242	0.08	448,172	16,598	1/-2 3/4	1/-2	30 3/8	29 1/8	103.46
4	853,843	148,672	9,195	157,867	0.08	416,942	18,128	1/-2 3/4	1/-2	30	29 1/8	103.41
5	891,425	136,674	9,195	145,869	0.09	434,125	16,697	1/-2	1/-2	30	29 1/8	102.56
1935. 5	356,688	290,165	50,778	340,943	0.13	140,280	5,196	1/-8 1/2	1/-2 1/2	42 3/8	40 3/8	143.96
1934. 5	337,037	336,884	257,172	594,056	0.07	134,332	4,973	1/-3 1/8	1/-2 1/2	33 3/8	31	107.46

(36) 上海市場爲替

(37) 滿洲中央銀行紙幣發行高 (單位國幣千圓)

年 月	紙幣發行額			正貨準備	準備率	保證準備	對 日		對 英		對 米		對 日 平均
	最高	最低	平均				日本向	紐育向	倫敦向	上海向	最高	最低	
1935. 12	179,208	147,564	160,948	92,231	51.6	86,425	100.00	28.71	1-1.99	97.65	101.29	95.22	
1936. 1	180,375	170,564	176,574	98,591	57.8	71,974	100.00	28.93	1-2.01	97.21	100.06	101.95	
2	178,491	166,401	170,124	97,059	54.4	81,433	100.00	29.11	1-1.98	98.00	99.43	103.21	
3	178,491	168,241	172,521	103,407	60.9	66,306	100.00	28.94	1-1.98	97.88	99.57	104.07	
4	168,423	152,832	158,791	106,241	68.2	49,479	100.00	28.84	1-2.01	98.00	97.17	106.37	
5	155,269	137,002	143,547	97,173	69.6	42,342	100.00	29.03	1-2.02	98.30	97.37	105.35	
1935. 5	130,156	118,958	122,225	58,382	48.4	62,294	106.60	30.41	1-2.95	82.93	131.15	110.15	
1934. 5	115,674	105,123	108,554	58,409	55.0	47,735	105.27	31.58	1-2.79	98.18	110.50	97.41	

(38) 滿洲國對外爲替相場

(39) 大連爲替 (平均)



(40) 滿鐵貨物輸送概況 (單位 吨)

年 月	滿洲特產物	其他主要品	合計	社內貨物 (石炭其他)		年 月	(41) 上海卸賣物價指數 (1926年平均=100)									
				合計	其他		糧食	其他食物	纖維品	金屬	燃料	建築材料	化學藥品	雜類	總指數	
1934年度	4,482,252	17,201,568	21,683,820	11,426,462	10,257,358	1934年中	69.1	111.1	82.2	123.8	122.1	106.9	139.2	93.1	97.1	
1935年度	3,907,979	17,125,788	21,033,767	10,849,718	10,184,049	1935年中	79.7	111.1	78.6	113.7	120.0	99.1	133.0	90.7	96.1	
1936.	2	458,249	1,436,650	1,894,899	915,146	1935. 11	86.5	117.7	84.9	133.7	126.9	105.3	136.1	96.0	103.3	
	3	529,364	1,557,171	2,086,535	974,659	1936. 12	84.3	118.7	84.7	132.2	130.1	104.8	140.2	95.9	103.3	
	4	328,395	1,420,798	1,749,192	753,633	1936. 1	85.2	119.6	85.9	128.4	132.5	108.9	140.6	96.4	104.3	
	5	198,428	976,483	1,172,760	976,483	1936. 2	87.8	120.6	86.4	128.5	131.4	111.6	141.2	98.4	105.4	
	6	172,177	1,418,411	1,590,588	870,382	1936. 3	93.2	119.5	87.8	127.9	129.8	112.2	140.9	98.1	106.4	
1935. 6	214,879	1,339,609	1,554,488	870,473	940,303	1935. 4	94.9	120.8	88.7	128.8	130.6	111.5	140.5	98.9	107.3	
1934. 6	263,196	1,393,410	1,656,606	940,303	716,303	1935. 5	91.5	120.2	86.6	126.8	129.7	110.6	138.2	99.8	105.8	
4月以 下累計	699,000	3,815,692	4,514,692	2,600,498	1,914,194	1934. 5	81.8	111.4	77.2	105.5	118.9	96.7	130.5	89.0	95.0	
1-4 累計	673,746	3,736,890	4,410,636	2,600,589	1,810,047	1934. 5	61.9	109.7	81.2	125.1	120.6	106.1	138.2	92.7	94.9	

(42) 滿洲新京卸賣物價指數 (滿洲中銀調) (1933年=100)

年 月	特產	雜穀	食料品	紡織品	燃料	金屬	建築材料	雜品	平均	重要商 品 指 數 (國幣建)						
										大豆	豆粕	豆油	高粱	粟	棉絲	銻鐵
1934年中	94.5	92.8	94.0	90.4	89.8	94.0	92.4	93.4	92.6	120.3	119.2	126.6	278.5	206.2	99.4	114.0
1935年中	179.2	104.5	104.1	88.3	91.5	93.3	93.9	93.6	103.4	119.4	123.4	147.1	212.3	194.7	100.1	124.4
1935. 11	162.3	98.6	107.8	90.2	91.9	97.3	97.0	95.6	103.4	119.4	123.4	147.1	195.7	182.8	100.4	124.4
1936. 12	151.4	98.8	106.7	90.0	92.1	92.7	95.7	96.5	101.7	111.3	123.7	137.2	183.1	211.9	99.5	124.4
1936. 1	157.0	103.5	104.8	89.4	93.0	92.3	95.0	95.5	101.9	114.1	128.6	136.7	183.3	204.4	98.7	124.4
2	152.2	100.9	107.1	89.3	93.4	91.9	96.0	95.2	101.7	113.5	123.4	136.7	183.3	200.9	97.6	124.4
3	152.0	99.5	105.9	89.3	93.9	91.9	95.6	98.2	101.7	117.7	123.4	136.0	190.6	200.9	97.6	124.4
4	172.4	110.6	102.6	89.3	93.9	92.5	93.1	100.0	103.9	142.8	133.3	153.1	219.6	201.6	99.5	124.4
5	183.2	114.2	101.3	88.8	93.9	92.5	93.9	96.6	104.3	149.0	144.1	161.1	231.2	216.9	99.5	124.4
1935. 5	193.1	107.6	102.5	86.7	91.3	93.6	94.8	94.1	104.4	132.1	132.4	123.8	318.1	190.3	97.4	108.5
1934. 5	76.3	90.8	90.7	90.7	91.9	92.6	95.7	95.0	90.7	..	..	..	..	..	..	..

(43) 支 那 總 貿 易

年 月	貨物輸出入		金 (千金單位)		銀 (千元)	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
1935. 12	28,895	65,534	31,124	70,590	5,056	10
1936. 1	27,019	61,199	31,246	70,773	9,574	761
2	27,997	63,412	20,646	46,763	16,649	51
3	35,042	79,404	21,370	48,425	30,980	25
4	38,542	87,181	24,272	54,903	32,278	23
5	37,921	85,437	24,089	54,272	31,165	4
1935. 5	59,173	96,689	24,978	40,814	55,875	8
1934. 5	46,216	95,807	23,805	49,349	46,458	5
1-5 累計	166,520	376,634	121,624	275,137	101,487	864
1935. 35	256,625	456,956	121,396	218,339	238,617	88

(44) 滿 洲 國 貿 易 表 (單位 國幣千圓)

年 月	總 計 (其他共)		日本及朝鮮		支 那		米		獨 逸		金 銀	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
1934年中	448,427	593,562	145,136	218,675	65,694	57,595	5,966	35,227	53,310	12,487	2,004	362
1935年中	421,078	604,149	183,072	217,292	65,383	31,993	15,596	24,936	32,799	14,742	3,006	..
1936. 1	60,587	42,597	17,990	33,790	5,154	2,940	1,884	679	5,503	764	3,000	..
2	58,248	51,048	7,200	37,016	2,623	2,601	1,869	1,812	4,293	1,377	..	..
3	64,412	51,941	12,471	32,875	9,100	3,156	1,477	1,518	6,218	768	1,611	..
4	72,186	69,163	3,023	24,502	23,148	3,635	1,349	3,137	6,816	1,476	1,702	..
1935. 4	34,836	60,389	25,553	18,522	6,631	2,571	1,570	942	2,250	1,147	..	..
1934. 4	37,776	58,401	20,625	22,273	8,498	3,884	653	12,038	1,662	1,100	..	..
1-4 累計	255,434	214,749	40,685	128,183	40,026	12,332	6,579	7,146	22,830	4,384	6,313	..
1935. 35	158,552	193,190	34,638	86,146	15,716	9,083	7,692	7,982	14,165	5,331	..	..



(45) 國庫歲入歲出現計 (大藏省調) (單位千圓)

歲入科目	10年度		9年度		比較增減	歲入科目	10年度		9年度		比較增減
	11年5月	10年5月	10年5月	9年5月			11年5月	10年5月	10年5月	9年5月	
經常部	1,197,369	1,139,329	58,040	56,728	1,261	入收	41,708	37,002	4,706	219	33,637
稅租	899,799	843,071	56,728	56,728	0	入收	2,670	2,451	219	4,500	377
所得稅	227,292	196,338	30,954	30,954	0	皇	1,805	1,377	428	17,438	304
地稅	58,037	57,638	399	399	0	外	3,087	2,143	944	52,190	575
營業稅	15,049	14,873	176	176	0	內	34,146	31,031	3,115	405,152	11,115
資本利	30,232	27,173	3,059	3,059	0	經	—	—	—	179,905	168,790
相續業	4,630	4,246	384	384	0	常	847,449	895,967	48,118	216,447	199,430
酒稅	209,323	218,378	9,055	9,055	0	部	11,812	8,843	2,969	36,867	36,037
清涼飲料	3,581	3,484	97	97	0	費	231	354	123	86,867	129,321
砂糖	84,806	74,965	9,841	9,841	0	省	5,316	5,047	269	130,221	129,758
織物	40,921	35,695	5,226	5,226	0	省	261	260	1	30,400	29,758
取費	14,732	14,548	184	184	0	省	6,004	3,182	2,822	5,517	5,354
關稅	151,265	144,433	6,832	6,832	0	省	21,013	31,299	10,286	177,870	173,870
營業稅	2,798	2,650	148	148	0	省	11,556	23,372	11,816	1,951	1,951
紙收	78,622	77,973	649	649	0	省	9,457	7,927	1,530	937,378	937,913
紙收	79,684	70,266	9,418	9,418	0	省	4,199	7,070	2,871	13,206	15,495
官收	41,804	37,957	3,847	3,847	0	省	7,751	10,016	2,265	184,084	145,387
官收	741	739	2	2	0	省	3,383	3,388	5	20,438	27,886
官收	26,895	22,108	4,787	4,787	0	省	793	13,123	12,330	316,654	289,739
官收	8,982	8,238	744	744	0	省	678,371	742,542	64,171	319,931	283,923
官收	1,261	1,915	654	654	0	省	83,978	77,097	6,881	2,838	2,415
其他	19,555	33,016	13,461	13,461	0	省	36,149	2,589	33,960	20,682	24,942
日銀納付金						總計	2,044,818	2,035,296	9,522	2,195,459	2,162,357

(46) 日本銀行營業週報 (單位千圓)

年月日	發行兌換銀行券	政府預金	內政府內當座預金	一假預金	現及地	內及地	貨物	割引手形	貸付金	外國為替金	公債	代理店
10.10.26	1,294,585	416,413	294,634	64,508	541,248	465,028	653,290	34,800	146,319	451,840	90,381	
10.11.30	1,442,778	497,234	329,943	82,777	550,248	499,739	698,596	34,265	164,974	570,212	133,837	
11.12.28	1,766,563	309,230	132,593	94,525	533,343	504,066	671,982	34,584	164,455	745,634	158,757	
11.1.25	1,452,538	333,391	157,681	70,525	534,647	505,912	575,016	34,177	150,710	506,345	162,008	
2.2.29	1,657,008	366,365	166,965	169,569	547,780	510,535	983,361	34,402	182,285	397,089	204,529	
3.2.28	1,367,292	582,670	384,742	73,944	556,092	512,597	691,004	34,918	166,415	532,704	173,479	
4.2.25	1,317,318	511,507	402,877	68,738	560,989	515,102	614,360	33,895	149,758	553,741	91,359	
5.3.30	1,371,255	357,557	238,229	86,641	579,246	519,936	565,836	33,765	108,173	562,027	87,045	
6.2.27	1,438,798	259,622	126,880	72,238	590,023	523,875	548,294	34,250	87,302	545,355	99,210	
10.6.29	1,376,246	223,191	109,960	104,546	526,433	482,018	550,253	27,038	94,812	578,698	89,827	
9.6.30	1,294,505	185,366	67,384	122,791	503,092	455,505	577,238	26,929	125,142	498,219	79,923	

(47) 預金部資金及運用表 (大藏省調) (單位百萬圓)

年月	郵便及貯蓄預金	特別會計其他預金	預金部預金	預金部收入	資計金	國債證券	地方債券	勸業債券	興業債券	其他債券	貸付金	內地預金	在外預金	預金部支出	運用合計
10.10.末	3,216.5	589.1	460.9	123.4	4,465.7	1,828.1	947.2	330.7	48.4	463.9	492.5	230.0	3.5	95.4	4,465.7
11.1.末	3,212.7	587.2	460.9	127.9	4,464.4	1,827.0	961.4	326.9	48.1	467.2	499.3	208.4	1.4	96.5	4,464.4
11.2.末	3,202.8	348.6	460.9	158.5	4,246.4	1,740.1	960.8	327.6	49.3	466.6	505.3	70.6	1.2	99.6	4,246.4
11.3.末	3,224.4	368.4	460.9	163.2	4,292.4	1,740.0	963.1	327.3	49.2	465.4	513.7	104.3	0.6	101.3	4,292.4
11.4.末	3,237.1	389.1	460.9	176.0	4,338.5	1,740.0	977.2	321.7	48.5	464.0	510.9	138.1	0.6	102.6	4,338.5
11.5.末	3,246.8	452.2	460.9	235.7	4,471.1	1,790.1	981.9	318.6	48.6	459.9	509.0	213.2	0.3	114.6	4,471.1
11.6.末	3,237.0	469.2	460.9	232.5	4,475.0	1,790.1	984.6	270.9	48.6	456.2	556.8	215.1	0.4	117.3	4,474.9
11.7.末	3,332.4	460.5	460.9	233.1	4,562.2	1,804.6	1,028.8	267.5	48.4	469.0	565.0	185.3	1.0	207.7	4,562.2
11.8.末	3,347.5	432.7	460.9	52.6	4,456.4	1,829.4	1,027.6	290.2	48.4	470.5	548.4	113.2	0.6	94.1	4,456.4
10.6.末	3,149.0	373.7	460.9	53.7	4,113.3	1,659.9	956.3	355.9	47.9	467.0	461.9	46.2	1.9	89.3	4,113.3
9.6.末	3,015.7	474.6	392.9	62.9	4,022.9	1,564.9	884.0	405.7	48.7	462.9	468.5	70.2	2.1	85.1	4,022.9



(48) 全國銀行預金貸出現在高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	預金				貸出				合計	ローソ
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	證書貸付	手形貸付	當座貸越	割引手形		
10. 11	1,113,254	1,862,640	554,925	5,877,248	817,846	3,661,373	788,770	831,008	6,098,997	390,842
10. 12	1,201,214	1,887,642	577,662	5,929,258	806,734	3,709,351	741,738	863,353	6,121,176	389,529
11. 1	1,102,719	1,929,145	580,655	5,970,145	803,062	3,663,674	752,069	796,485	6,015,240	438,304
11. 2	986,915	1,861,249	503,997	5,999,974	800,116	3,630,132	789,322	772,984	5,992,554	344,247
11. 3	1,089,080	1,873,528	512,319	5,999,033	800,061	3,632,963	780,959	832,908	6,046,891	291,855
11. 4	1,002,783	1,840,617	452,845	6,331,206	802,497	3,776,220	820,335	845,444	6,244,497	329,343
11. 5	1,087,227	1,908,109	519,957	6,290,553	840,288	3,747,733	795,749	854,987	6,238,759	447,926
11. 6	1,227,475	1,972,078	560,815	6,217,274	826,556	3,773,698	768,621	875,412	6,244,587	348,892
10. 6	1,105,039	1,871,274	584,460	5,680,351	812,894	3,530,220	767,772	774,794	5,885,680	432,409
9. 6	1,103,404	1,870,563	615,742	5,230,363	866,995	3,520,332	754,156	674,596	5,816,079	453,177

年月末

特別

預金

特別當座

通知預金

定期預金

合計

(其他共)

證書貸付

手形貸付

當座貸越

當座預金

特別當座

通知預金

定期預金

合計

(其他共)

證書貸付

手形貸付

當座貸越

割引手形

年月末

特別

預金

特別當座

通知預金

定期預金

合計

(其他共)

證書貸付

手形貸付

當座貸越

年月末	預金				貸出合計				普通及V				定期預金				預金合計				貸出合計															
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	日銀	日銀	日銀	日銀	普通	定期	預金	通知	當座	特別	通知	定期	預金	通知	當座	特別	通知	定期	預金	通知	當座	特別	通知	定期								
10. 11	157,338	146,497	35,970	643,323	497,234	1,583,093	3,576,498	67,628	1,265,281	740,970	2,026,443	325,696	184,536	146,725	30,982	646,627	286,615	1,391,611	3,590,666	58,069	1,281,147	743,712	2,044,578	329,771	144,917	147,751	34,062	647,487	334,591	1,384,616	3,519,703	85,845	1,307,120	741,948	2,068,703	318,068
11. 1	243,053	153,966	35,319	651,456	366,365	1,559,029	3,894,085	66,814	1,300,160	744,387	2,064,364	320,015	138,059	152,098	28,081	647,074	517,030	1,601,892	3,683,282	49,644	1,309,602	746,527	2,075,511	319,969	138,125	149,123	26,939	657,154	457,949	1,535,858	3,600,059	41,079	1,343,970	749,755	2,113,155	330,671
11. 2	138,125	149,123	26,939	657,154	457,949	1,535,858	3,600,059	41,079	1,343,970	749,755	2,113,155	330,671	138,059	152,098	28,081	647,074	517,030	1,601,892	3,683,282	49,644	1,309,602	746,527	2,075,511	319,969	138,125	149,123	26,939	657,154	457,949	1,535,858	3,600,059	41,079	1,343,970	749,755	2,113,155	330,671
11. 3	149,924	153,260	35,397	653,283	357,557	1,466,505	3,415,464	47,660	1,352,438	748,409	2,120,258	322,309	149,924	153,260	35,397	653,283	357,557	1,466,505	3,415,464	47,660	1,352,438	748,409	2,120,258	322,309	149,924	153,260	35,397	653,283	357,557	1,466,505	3,415,464	47,660	1,352,438	748,409	2,120,258	322,309
11. 4	184,303	152,846	30,357	652,821	244,844	1,371,834	3,425,140	72,807	1,365,998	751,775	2,137,316	320,144	184,303	152,846	30,357	652,821	244,844	1,371,834	3,425,140	72,807	1,365,998	751,775	2,137,316	320,144	184,303	152,846	30,357	652,821	244,844	1,371,834	3,425,140	72,807	1,365,998	751,775	2,137,316	320,144
10. 6	171,820	156,863	45,677	629,165	223,191	1,332,776	3,422,081	59,762	1,249,535	699,802	1,968,788	316,522	171,820	156,863	45,677	629,165	223,191	1,332,776	3,422,081	59,762	1,249,535	699,802	1,968,788	316,522	171,820	156,863	45,677	629,165	223,191	1,332,776	3,422,081	59,762	1,249,535	699,802	1,968,788	316,522
9. 6	188,273	154,222	34,138	604,830	185,366	1,262,910	3,494,648	65,629	1,191,055	634,204	1,843,046	310,313	188,273	154,222	34,138	604,830	185,366	1,262,910	3,494,648	65,629	1,191,055	634,204	1,843,046	310,313	188,273	154,222	34,138	604,830	185,366	1,262,910	3,494,648	65,629	1,191,055	634,204	1,843,046	310,313

(49) 全國銀行有價證券、預金及現金在高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	特別				普通				合計				預金				現金																											
	國債	地方債	社債	株式	國債	地方債	社債	株式	國債	地方債	社債	株式	國債	地方債	社債	株式	國債	地方債	社債	株式	國債	地方債	社債	株式	國債	地方債	社債	株式																
10. 10	780,031	24,469	141,495	1,196,774	109,712	294,933	2,353,331	353,285	1,598,994	4,380,611	312,558	780,031	24,469	141,495	1,196,774	109,712	294,933	2,353,331	353,285	1,598,994	4,380,611	312,558	780,031	24,469	141,495	1,196,774	109,712	294,933	2,353,331	353,285	1,598,994	4,380,611	312,558	780,031	24,469	141,495	1,196,774	109,712	294,933	2,353,331	353,285	1,598,994	4,380,611	312,558
10. 11	893,145	24,441	141,500	1,320,545	117,801	300,514	2,271,971	353,532	1,602,457	4,306,395	327,242	893,145	24,441	141,500	1,320,545	117,801	300,514	2,271,971	353,532	1,602,457	4,306,395	327,242	893,145	24,441	141,500	1,320,545	117,801	300,514	2,271,971	353,532	1,602,457	4,306,395	327,242	893,145	24,441	141,500	1,320,545	117,801	300,514	2,271,971	353,532	1,602,457	4,306,395	327,242
10. 12	1,051,874	24,269	139,269	1,483,488	119,103	281,431	2,205,319	346,847	1,592,676	4,222,434	371,677	1,051,874	24,269	139,269	1,483,488	119,103	281,431	2,205,319	346,847	1,592,676	4,222,434	371,677	1,051,874	24,269	139,269	1,483,488	119,103	281,431	2,205,319	346,847	1,592,676	4,222,434	371,677	1,051,874	24,269	139,269	1,483,488	119,103	281,431	2,205,319	346,847	1,592,676	4,222,434	371,677
11. 1	785,506	24,169	131,149	1,208,541	121,666	280,919	2,398,272	350,823	1,614,010	4,441,617	346,179	785,506	24,169	131,149	1,208,541	121,666	280,919	2,398,272	350,823	1,614,010	4,441,617	346,179	785,506	24,169	131,149	1,208,541	121,666	280,919	2,398,272	350,823	1,614,010	4,441,617	346,179	785,506	24,169	131,149	1,208,541	121,666	280,919	2,398,272	350,823	1,614,010	4,441,617	346,179
11. 2	709,069	23,566	134,710	1,136,905	132,468	289,011	2,428,824	347,191	1,638,403	4,505,081	377,983	709,069	23,566	134,710	1,136,905	132,468	289,011	2,428,824	347,191	1,638,403	4,505,081	377,983	709,069	23,566	134,710	1,136,905	132,468	289,011	2,428,824	347,191	1,638,403	4,505,081	377,983	709,069	23,566	134,710	1,136,905	132,468	289,011	2,428,824	347,191	1,638,403	4,505,081	377,983
11. 3	838,271	23,717	131,142	1,265,029	133,876	299,041	2,501,028	345,506	1,646,513	4,585,953	294,533	838,271	23,717	131,142	1,265,029	133,876	299,041	2,501,028	345,506	1,646,513	4,585,953	294,533	838,271	23,717	131,142	1,265,029	133,876	299,041	2,501,028	345,506	1,646,513	4,585,953	294,533	838,271	23,717	131,142	1,265,029	133,876	299,041	2,501,028	345,506	1,646,513	4,585,953	294,533
11. 4	855,271	24,152	131,142	1,278,984	113,307	301,370	2,456,308	345,144	1,649,247	4,545,767	299,610	855,271	24,152	131,142	1,278,984	113,307	301,370	2,456,308	345,144	1,649,247	4,545,767	299,610	855,271	24,152	131,142	1,278,984	113,307	301,370	2,456,308	345,144	1,649,247	4,545,767	299,610	855,271	24,152	131,142	1,278,984	113,307	301,370	2,456,308	345,144	1,649,247	4,545,767	299,610
11. 5	856,042	24,880	128,473	1,267,263	117,190	309,542	2,444,474	346,012	1,654,418	4,542,436	347,981	856,042	24,880	128,473	1,267,263	117,190	309,542	2,444,474	346,012	1,654,418	4,542,436	347,981	856,042	24,880	128,473	1,267,263	117,190	309,542	2,444,474	346,012	1,654,418	4,542,436	347,981	856,042	24,880	128,473	1,267,263	117,190	309,542	2,444,474	346,012	1,654,418	4,542,436	347,981
11. 6	827,402	24,309	127,103	1,241,275	114,644	3																																						



(51) 全國信託會社信託勘定表 (信託協會調) (單位千圓)

年月末	資					負債					合計		
	有價證券	貸付有價證券	手形及書付	不動產及不動產貸付	其他貸付	預金及現金	合計 (其他共)	金錢信託	其他の信託	有價證券の信託		金錢の信託	其他の信託
10. 12	944,514	39,183	325,328	252,497	387,952	46,115	2,040,976	1,737,995	9,255,255	231	6,042	32,487	2,041,011
11. 1	950,425	36,774	312,360	252,660	401,345	48,625	2,051,826	1,747,235	8,908,255	595	6,045	34,085	2,051,868
11. 2	969,719	35,301	259,039	254,349	408,395	46,014	2,067,568	1,761,826	8,864,256	996	6,104	33,825	2,067,616
11. 3	1,015,975	30,550	298,952	254,519	402,451	41,094	2,085,501	1,775,551	9,089,262	077	6,017	32,667	2,085,400
11. 4	1,047,159	26,031	303,261	257,408	400,743	34,808	2,116,312	1,794,989	9,210,273	044	6,180	32,931	2,116,352
11. 5	1,057,465	24,387	305,931	253,039	404,806	53,542	2,153,280	1,818,169	9,300,284	547	6,637	34,626	2,153,280
11. 6	1,071,876	21,717	314,976	259,497	395,155	45,888	2,160,078	1,815,226	9,295,293	327	6,670	34,682	2,159,199
10. 6	864,684	28,038	296,165	240,032	377,254	68,537	1,922,337	1,642,551	9,553,228	387	9,206	32,646	1,922,343
9. 6	768,417	21,599	319,840	238,585	302,406	59,493	1,755,977	1,497,253	9,135,208	620	8,912	31,874	1,755,795

(52) 郵便貯金現在表

(53) 簡易保險及郵便年金表

(54) 內國諸保險月末現在契約高表 (百萬圓)

年月	月末現在 (千圓)		簡易保險 (千圓)		郵便年金 (千圓)		內國諸保險月末現在契約高表 (百萬圓)					
	普通貯金	振替貯金	新契約	月末現在	新契約	月末現在	年月末	生命	火災	海上	其他	
10. 11	3,124,066	73,288	40,415	3,195,046	469	423	10. 10	12,639.3	35,430.4	3,115.7	553.4	
10. 12	3,112,458	75,805	30,809	3,210,254	423	423	10. 11	12,784.9	35,632.1	3,025.6	535.8	
11. 1	3,134,518	79,312	21,832	3,217,490	169	169	11. 12	12,881.6	35,513.3	3,747.2	575.1	
11. 2	3,155,288	71,624	20,617	3,224,654	168	168	11. 1	13,030.4	35,522.4	3,546.8	560.7	
11. 3	3,155,315	77,632	18,436	3,227,448	158	158	11. 2	13,190.6	35,412.8	3,370.4	508.7	
11. 4	3,147,272	74,854	93,259	3,302,475	535	535	11. 3	13,370.9	35,245.8	3,360.0	556.2	
11. 5	3,240,869	78,148	78,717	3,364,775	535	535	11. 4	13,500.6	35,631.4	3,300.0	559.9	
11. 6	3,261,091	77,985	72,138	3,420,501	574	574	11. 5	.....	.....	.....	.....	
10. 6	3,067,637	71,472	50,017	3,062,610	354	354	10. 5	11,983.6	34,397.5	3,062.2	455.2	
9. 6	2,936,344	70,214	48,917	2,768,264	592	592	9. 5	10,544.9	33,163.2	2,787.2	459.4	

(55) 公社債發行並現在高 (日銀調) (單位千圓)

年月	國債 (內圓)		大藏省證券		米穀證券		地方債 (內圓)		銀行債 (內圓)		會社債 (內圓)	
	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在
11. 2	1,165,829	984	---	---	61,640	441,083	33,625	2,103,946	11,755	1,889,390	62,500	3,054,855
11. 3	407,916	8,522	---	---	124,517	453,601	34,672	2,106,008	26,863	1,885,190	30,500	3,043,792
11. 4	674,852	3,113	---	---	79,541	455,041	13,544	2,104,308	15,398	1,867,829	34,800	3,045,921
11. 5	382,496	8,532	---	---	42,641	465,682	88,127	2,168,634	12,630	1,864,437	73,000	3,050,356
11. 6	417,761	8,544	---	---	268,000	452,682	61,525	2,155,631	57,499	1,904,813	118,500	3,107,215
10. 6	6,035	7,700	---	---	137,000	509,000	1,641	2,112,199	58,976	1,935,146	45,590	2,899,810
9. 6	95,526	6,729	---	---	59,263	579,761	37,588	2,042,826	40,556	2,040,507	168,500	2,780,830
1-6 累計	111,210	829	---	---	631,784	---	233,925	---	139,147	---	329,300	---
	458,126	---	500,000	---	586,136	---	216,250	---	203,486	---	365,657	---

(56) 外貨郵債月末現在高 (日銀調) (單位百萬圓)

年月	國債		地方債		銀行債及會社債	
	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在
10. 12	1,373	217	340	340	354	380
11. 1	1,335	217	340	340	354	380
11. 2	1,332	215	335	335	335	335
11. 3	1,332	215	335	335	334	334
11. 4	1,332	215	334	334	334	334
11. 5	1,331	215	334	334	334	334
10. 6	1,403	224	354	354	380	380
9. 6	1,415	226	380	380	380	380

(57) 公社債及株式利廻 (勸銀調) (單位%)

年月	國債		地方債		銀行債		株式	
	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在
10. 12	4.323	4.500	4.352	4.606	4.489	4.720	4.498	5.340
11. 1	4.322	4.476	4.352	4.538	4.487	4.624	4.467	5.340
11. 2	4.366	4.479	4.350	4.538	4.443	4.641	4.471	5.320
11. 3	4.500	4.476	4.344	4.522	4.448	4.599	4.481	5.410
11. 4	3.929	4.333	4.304	4.324	4.348	4.390	4.271	5.290
11. 5	3.941	4.264	4.246	4.289	4.272	4.351	4.227	5.310
11. 6	3.890	4.205	4.187	4.277	4.208	4.350	4.186	5.280
10. 6	4.463	4.765	4.540	4.775	4.686	4.991	4.703	5.430
9. 6	4.431	4.715	4.813	5.104	4.955	5.368	4.931	4.840



(58) 銀行會社計 資本 (日銀調) (單位千圓)

種別	昭和11年		昭和10年		昭和9年		昭和8年		昭和7年		昭和6年		昭和5年		昭和4年		昭和11年累計	
	11月	4月	11月	4月	11月	4月	11月	4月	11月	4月	11月	4月	11月	4月	11月	4月		
保險業	—	1,000	—	1,000	—	8,600	—	1,000	—	6,200	—	10,000	—	35,000	—	10,000	—	15,000
倉庫業	—	200	—	100	—	280	—	35,000	—	8,770	—	10,000	—	35,000	—	10,000	—	15,000
海運業	16,800	5,150	3,350	—	100	280	18,200	12,200	4,400	59,700	39,800	—	—	—	—	—	—	—
鐵道業	5,000	5,000	—	—	—	3,300	45,465	317,510	39,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	11,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
氣工斯績織工	15,100	400	16,150	—	6,300	3,300	45,465	317,510	39,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	215,510	62,000	40,000	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鑛電製	62,150	12,900	50,850	—	41,800	34,550	205,778	325,290	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瓦紡製	300	150	—	—	—	1,050	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
化學業	—	—	—	—	—	5,000	2,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水產業	—	—	—	—	—	7,630	9,225	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農商合	8,100	400	3,000	—	—	7,000	31,400	125,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他業	400	300	24,201	—	200	22,400	26,031	1,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	14,570	19,740	10,530	70,620	9,150	87,015	265,945	10,000	20,000	18,000	15,350	8,000	20,000	850	10,900	138,728	87,000	
合計	265,460	103,690	145,181	120,120	47,280	669,029	716,305	10,000	72,528	18,000	15,350	8,000	20,000	850	10,900	138,728	87,000	

(59) 公社債及株式拂込金調 (勘銀調) (單位千圓)

種別	昭和10年		昭和11年		昭和10年		昭和9年		昭和8年		昭和7年		昭和6年		昭和5年		昭和11年累計
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月		
債	152,378	134,133	44,296	79,144	390,200	76,518	401,198	572,435	135,099	147,052	1,563,791	755,844	—	—	—	—	—
地方債	32,713	11,815	4,267	23,068	26,692	706	36,539	59,749	1,651	38,371	151,021	161,859	—	—	—	—	—
銀行債	10,500	11,995	15,000	11,700	26,740	9,707	11,100	32,475	41,995	19,848	106,722	126,574	—	—	—	—	—
株式	63,700	63,000	10,900	62,050	45,050	34,800	59,050	112,828	44,815	168,723	324,678	352,865	—	—	—	—	—
計	14,693	44,939	12,339	41,460	29,640	24,475	41,986	57,508	41,692	67,082	207,409	218,572	—	—	—	—	—
合計	273,983	265,882	86,802	217,421	518,322	146,206	549,873	834,995	265,252	441,076	2,353,620	1,615,415	—	—	—	—	—

(60) 東京株式取引所主要株式及公債各月平均相場 (單位圓)

銘柄	新東		大株新		鐘紡		郵船		帝人新		日魯		三菱		日産		鋼管		東電燈		滿鐵		甲		號一		回佛		貨			
	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11		
拂込	37.5	37.5	25.0	25.0	50.0	50.0	50.0	50.0	25.0	25.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0		
10.10	161.12	97.92	229.41	71.15	82.89	57.05	115.54	81.82	114.27	53.78	60.83	104.15	98.82	186.12	102.88	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
10.11	166.70	99.81	229.74	66.53	78.88	59.79	113.33	80.31	111.34	56.43	59.74	104.35	98.71	185.59	102.85	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
10.12	171.96	99.76	227.82	70.35	72.20	58.12	113.42	72.33	104.18	58.18	58.27	104.96	98.65	186.86	102.89	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11.1	161.36	92.60	215.39	70.24	72.73	59.75	117.12	73.40	104.71	59.39	58.01	105.42	98.65	186.95	103.16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11.2	161.77	92.81	225.39	70.64	75.35	64.33	118.16	74.64	108.48	62.54	59.54	105.54	98.66	186.90	103.21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11.3	130.90	77.16	211.81	68.83	68.90	63.73	111.66	70.83	105.88	56.99	58.44	102.21	99.31	189.23	102.12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11.4	127.04	73.99	212.55	69.38	75.08	64.03	111.52	67.06	106.88	58.29	60.29	101.14	102.16	199.77	101.05	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11.5	133.95	75.32	214.30	65.68	75.06	67.56	113.75	72.20	108.38	60.32	61.74	100.83	102.88	198.21	101.04	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11.6	132.97	72.73	212.84	64.66	71.88	69.88	116.55	71.44	101.54	60.00	60.67	101.18	102.55	198.16	101.23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10.9	137.14	86.96	218.84	51.28	70.76	62.05	109.12	76.03	92.77	45.80	61.72	104.09	98.67	186.35	102.78	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10.6	159.25	113.36	236.33	54.29	104.80	62.77	132.11	134.86	153.42	38.79	66.51	106.08	99.40	188.41	103.20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(61) 外貨報價 内地及外地平均相場

年月	英貨一回四分利		英貨五分利		英貨六分利		英貨五分半		米貨六分利半		米貨五分利半	
	倫敦(磅)	東京(圓)	倫敦(磅)	東京(圓)	倫敦(磅)	東京(圓)	倫敦(磅)	東京(圓)	紐約(弗)	東京(圓)	紐約(弗)	東京(圓)
10.10	67.04	1,520.0	80.67	1,740.0	92.30	1,900.0	87.76	1,840.0	96.94	396.9	84.39	366.3
10.11	67.80	1,506.7	82.83	1,718.3	95.11	1,870.3	88.73	1,811.7	98.13	400.0	87.20	370.3
10.12	67.36	1,526.7	83.33	1,724.1	95.44	1,873.5	88.91	1,820.0	99.09	406.6	87.68	378.5
11.1	65.86	1,540.6	84.04	1,749.4	93.80	1,892.7	86.94	1,821.3	99.38	412.8	87.94	384.1
11.2	63.58	1,567.5	81.20	1,760.3	91.36	1,912.5	84.70	1,845.5	98.23	415.1	85.93	386.4
11.3	61.26	1,603.3	76.29	1,780.0	87.48	1,950.0	82.39	1,870.0	96.10	409.0	82.32	381.4
11.4	61.89	1,715.0	76.02	1,787.1	87.93	1,945.8	81.51	1,870.0	93.93	397.3	80.09	378.3
11.5	64.07	1,749.2	78.41	1,791.2	90.79	1,929.6	83.67	1,870.0	97.30	389.6	83.72	376.9
11.6	62.58	1,730.0	76.58	1,795.9	88.70	1,909.0	82.06	1,871.9	97.09	394.1	82.34	382.4
10.9	68.99	1,416.4	88.77	1,685.2	68.99	1,820.8	83.53	1,777.6	95.53	393.9	89.93	357.1
10.6	90.81	1,382.5	76.75	1,605.0	62.75	1,725.0	74.13	1,685.0	87.88	375.0	80.88	346.0



(62) 東京市場為替相場

Table with columns for average price (平均), exchange rate (對社育均), and average exchange rate (對倫敦平均). Rows include monthly data from 1911 to 1910 and annual averages.

(63) 帝國國外貿易月報 (單位千圓)

Table showing monthly trade statistics for the Empire and abroad. Columns include month, domestic trade (內地及樺太), Korea (朝鮮), Manchuria (滿洲國), and total (總計). Rows cover 1911 and 1910.

(64) 帝國金銀輸出入月報 (單位千圓)

Table showing monthly gold and silver import and export statistics for the Empire. Columns include month, domestic trade (內地、樺太、朝鮮及臺灣總計), and total (總計). Rows cover 1911 and 1910.

(65) 本邦對支及對滿貿易月別計算表 (六港分) (單位千圓)

Table showing monthly trade statistics for the Empire against China and Manchuria, broken down by port. Columns include month, Korea (朝鮮), Manchuria (滿洲國), and total (總計). Rows cover 1911 and 1910.

(66) 本邦輸出入重要品別表 (單位千圓)

Large table showing monthly and annual trade statistics for various commodities. Columns include month, 1911, 1910, and 1-6 month cumulative. Rows list various goods like wheat, cotton, oil, and metals.



(67) 本邦貿易指數 (正金銀行調) (昭和3年同月=100)

Table with columns for Year/Month, Amount Index, Quantity Index, Price Index, and Total Amount. Data points for 11.2, 11.3, 11.4, 11.5, 10.5, 10.6.

(68) 本邦仲繼貿易表 (單位千圓)

Table with columns for Year/Month, Total Amount (excluding exchange), Exchange, and Balance. Data points for 11.3, 11.4, 11.5, 10.6.

(69) 輸出入貨物分類別價額及比例表

Large table with columns for Year, Category (Food, Manufacturing, Raw Materials, etc.), Amount, and Percentage. Includes sub-sections for '輸' (Export) and '入' (Import).

(70) 主要事業の生産制限率一覽 (東洋經濟調)

Table with columns for Year/Month, Industry (Textile, Silk, Paper, etc.), and Restriction Rate (%).

(71) 重要品生産額一覽表

Table with columns for Year/Month, Product (Copper, Coal, Oil, etc.), and Production Amount.

(備考) (70) 丸欄の制限率は生産調整額に對する増産率。△印は8月11日より實施。△印は9月13日より實施。(71) 肥料は遼寧、滿蒙、石炭は遼寧の合計を採る。



(72) 横濱及神戸生絲集散 (單位俵)

年月	月末在荷	入荷高	賣行高	内地行	年月	總額		日			
						月末在荷	輸入高	消費高	月末在荷	輸入高	消費高
8年度	13,280	584,355	529,583	39,308	8年度	61,060	483,673	462,738	53,245	459,581	404,020
11. 1	22,279	27,856	35,672	2,305	11. 1	56,511	40,565	38,995	47,665	35,633	35,312
2	21,387	27,991	26,474	2,409	2	64,680	40,222	32,053	55,952	37,577	29,290
3	20,213	38,516	33,570	6,120	3	53,689	25,009	36,000	46,023	24,425	34,354
4	24,184	35,706	28,054	3,680	4	46,098	26,973	34,564	39,637	26,436	32,822
5	20,408	31,889	29,533	6,132	5	40,066	26,055	32,087	33,845	24,663	30,455
6	16,175	25,823	23,970	6,087	6	35,409	26,780	31,437	29,354	23,517	28,003
10. 6	14,241	31,320	33,256	3,729	10. 6	42,018	38,984	33,728	39,666	38,002	38,131
9. 6	22,961	36,473	37,400	4,901	9. 6	59,048	31,057	33,069	51,300	30,217	32,162
10年度	529,573	485,031	485,031	44,037	10年度	462,506	459,206	459,206	431,578	432,528	432,528
9年度	548,122	515,743	515,743	41,220	9年度	448,873	473,167	473,167	438,866	457,316	457,316

(74) 人造絹絲需給 (函)

年月	生産	輸入	輸出	内地推定供給	年月	生産高	輸入高	輸出高	新續會社		月末在荷	推定市場供給量
									自家消費	販神		
10. 11	183,139	47	40,719	142,467	10. 11	295,878	1,436	7,688	81,870	6,110	4,470	208,115
11. 12	186,591	44	45,974	140,661	11. 12	295,065	2,756	7,782	81,993	7,678	4,096	206,767
11. 1	187,061	4	43,109	143,956	1	281,565	1,528	8,322	75,814	7,592	5,156	197,655
2	185,146	2	44,244	140,904	2	293,440	1,165	9,030	77,403	9,745	6,950	205,857
3	201,066	5	47,872	153,199	3	293,818	957	11,847	78,096	9,965	7,701	198,011
4	209,043	34	51,272	157,805	4	303,814	700	12,181	80,863	7,845	6,484	215,252
5	217,447	87	37,748	179,786	5	303,968	820	11,150	80,854	7,252	6,205	214,898
10. 5	168,871	63	22,934	145,000	10. 5	302,980	1,303	10,159	83,523	12,946	1,892	214,995
9. 5	120,943	71	19,345	101,669	9. 5	280,452	7,452	7,166	79,607	6,086	6,977	204,331
1-5 累計	999,763	133	224,245	775,651	1-5 累計	1,478,568	5,170	52,530	393,030	6,086	69,977	1,031,637
10. 10	736,779	232	113,606	623,405	10. 10	1,518,045	7,179	38,341	418,222	418,222	418,222	1,069,812

(75) 綿絲需給表 (新續聯合會調) (單位俵)

(76) 綿布集散調 (新續聯合會調)

年月	生産高	輸出高 (貿易月表調)			月末在荷	産額 (新工省調)		輸出高 (大噸)		
		生地綿布	晒綿布	其他綿布		廣幅物	小幅物			
11. 2	149,556	81,485	41,079	89,385	5,325	52,967	7,457	4,652	65,076	46,665
3	148,985	97,769	48,771	95,048	5,830	56,787	8,453	5,078	70,318	30,382
4	153,168	78,403	47,016	97,853	5,356	20,105	8,280	5,021	69,955	38,184
5	152,694	85,617	51,423	112,352	7,678	56,714	8,351	5,526	70,591	42,962
6	155,258	77,420	44,945	102,720	7,521	59,242	7,424	5,326	71,922	38,980
10. 6	156,839	62,841	36,701	101,531	4,756	64,166	7,672	4,682	76,520	36,581
9. 6	151,184	58,573	49,383	115,306	4,668	65,818	8,209	4,232	78,259	42,122
10. 10	902,987	491,179	264,241	578,611	11,125	334,326	46,215	30,014	410,556	229,417
11. 10	789,905	452,668	292,802	643,408	29,590	324,622	36,748	21,587	382,956	256,444

(77) 綿織物集散調

(78) 全國米穀集散調 (農林省調) (單位石)

年月	米穀輸入高			管移出高	全國營業倉庫在米總計			政府有米	
	外國米	朝鮮米	臺灣米		內地米	朝鮮米	臺灣米		外米
9年中	60,924	9,523	182,971	14,863	738,528	99,677	25,697	6,469	10,190
10年中	140,562	8,473	948,433	13,047	476,184	88,039	77,123	2,996	5,269
11. 2	5,419	568,334	204,111	777,864	606,108	134,286	52,432	3,564	6,199
3	1,659	720,001	231,396	953,056	523,829	86,627	36,538	3,344	6,176
4	1,203	948,907	167,777	1,117,887	538,737	94,618	22,526	3,541	6,180
5	2,046	1,053,622	77,830	1,133,498	..	..	..	..	..
10. 4	15	658,330	117,341	775,686	5,429,686	94,747	2,621	6,572	9,899
9. 4	3,521	1,251,532	167,382	1,422,435	7,900,790	195,173	247,312	9,558	13,293
1-4 累計	43,992	3,208,212	902,219	4,154,423	1,215,041	195,173	247,312	9,558	13,293
10. 10	23,020	3,526,981	929,389	3,930,510	1,045,158	195,173	247,312	9,558	13,293



(79) 蠶 商 品 相 場

年 月	米		棉 (一封度)		絲 (一捆)		生 絲 (100斤)		銅 鋼 (一封度)			
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低		
10. 11	11.44	10.57	12.45	11.35	200.50	206.76	983.0	853.0	917.0	932	2.04	1.92
10. 12	11.42	10.51	12.35	11.65	198.60	203.43	895.0	828.0	865.0	866	1.92	1.83
11. 1	10.68	9.76	12.20	11.60	189.90	193.72	887.0	775.0	827.0	852	1.96	1.79
11. 2	10.38	9.92	11.80	11.25	192.30	187.10	785.0	692.0	750.0	772	1.80	1.52
11. 3	10.36	10.05	11.72	11.20	194.90	185.70	816.0	671.0	731.0	748	1.63	1.47
11. 4	10.56	10.23	11.88	11.55	198.90	194.00	810.0	691.0	734.0	747	1.64	1.46
11. 5	10.50	10.22	11.77	11.61	197.30	190.30	744.0	637.0	684.0	694	1.51	1.38
11. 6	11.74	10.54	12.49	11.77	200.00	191.90	742.0	618.0	688.0	686	1.58	1.38
10. 6	11.63	11.00	12.15	11.50	205.40	198.90	588.0	557.0	571.0	593	1.36	1.28
9. 6	12.87	12.23	12.45	11.80	215.50	204.40	529.0	476.0	501.0	490	1.27	1.16
10. 11	95	85	29.5	27.0	56.50	56.50	8.20	83.00	81.10	82.11	8.87	8.62
10. 12	85	65	29.5	28.5	56.50	56.50	8.30	83.70	80.60	81.90	8.97	8.57
11. 1	72	65	29.5	28.0	56.50	56.50	8.20	81.50	79.65	80.66	8.80	8.55
11. 2	67	65	31.0	29.5	56.50	56.50	8.10	83.65	80.10	82.10	9.00	8.67
11. 3	65	61	31.0	31.0	56.70	56.50	8.50	84.05	82.70	83.50	9.10	8.92
11. 4	67	63	31.0	31.0	56.70	56.50	9.60	85.60	83.95	84.79	9.25	9.07
11. 5	66	60	31.0	31.0	56.70	56.70	9.10	84.90	83.05	84.11	9.20	9.02
11. 6	61	59	31.0	31.0	56.70	56.70	9.10	83.90	82.65	83.15	9.20	9.05
10. 6	66	62	21.5	24.0	56.50	56.50	8.60	77.75	69.70	73.24	8.25	7.22
9. 6	102	99	34.5	29.0	53.00	53.00	9.30	75.60	73.25	74.62	8.17	7.85

(79) 蠶 商 品 相 場 (續)

年 月	正 米 (一石)		內地小麥 (百斤)		シカゴ小麦 (一ツセル)		李青小麥 (百粒)		東京製粉 (一袋)		糖 (百斤)	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
10. 11	31.10	29.00	8.20	8.10	0.92	0.88	72	65	4.05	3.85	22.10	21.80
10. 12	29.40	28.70	8.55	8.25	0.92	0.87	76	67	4.16	3.92	22.20	21.70
11. 1	29.90	29.40	8.80	8.55	0.90	0.87	78	74	3.85	3.60	22.20	21.70
11. 2	30.00	29.40	8.75	8.45	0.90	0.87	75	70	3.63	3.44	21.65	20.60
11. 3	30.30	29.90	8.30	8.25	0.89	0.84	76	73	3.64	3.45	20.85	20.25
11. 4	30.80	30.20	8.30	8.20	0.92	0.82	76	72	3.83	3.52	20.25	20.00
11. 5	31.50	30.90	8.30	8.20	0.85	0.83	74	66	3.68	3.62	20.85	20.25
11. 6	32.40	31.60	8.60	8.10	0.97	0.86	72	65	4.20	3.67	21.15	20.75
10. 6	29.50	28.80	6.40	5.70	0.89	0.81	65	63	3.08	2.74	21.20	20.65
9. 6	25.90	24.20	6.50	6.30	1.04	0.91	65	60	3.29	3.10	19.85	18.68
10. 11	12.44	11.46	11.94	5.9250	4.150	4.050	1.740	1.560	22	21	6	6
10. 12	12.99	12.51	12.71	6.0025	4.060	3.950	1.880	1.585	22	21	6	6
11. 1	13.39	12.53	13.04	6.0025	4.470	4.060	2.050	1.780	24	22	6	6
11. 2	12.66	11.71	12.11	6.0025	4.360	4.000	1.915	1.710	26	24	7	6
11. 3	12.53	11.80	12.16	6.0025	4.220	3.950	1.770	1.700	26	25	7	7
11. 4	12.25	11.89	12.04	6.0025	4.210	4.020	1.960	1.790	26	26	7	7
11. 5	12.29	11.98	12.14	3.0050	4.580	4.240	2.075	1.915	26	25	7	7
11. 6	12.64	12.20	12.42	3.0050	5.400	4.480	2.410	2.060	26	25	7	7
10. 6	12.09	11.67	11.95	5.9250	4.250	3.450	1.480	1.155	20	20	6	5
9. 6	11.40	10.73	11.06	5.6300	3.050	2.900	1.180	1.095	22	20	6	6



(80) 全國生計費指數 (朝日新聞調) 大正3年7月=100				(81) 東京小賣物價指數 (日本銀行調) (大正3年7月=100)						
年月	類別指數			總指數	年月 (15日調)	食料品			其他	總平均
	飲食費	住居費	光熱費			燃料	燈	衣服		
10.12	168	233	180	182	10.12	177	185	111	149	156
10.11	171	233	181	183	10.11	180	187	111	149	157
10.10	172	233	185	184	10.10	185	198	110	149	159
10.9	173	233	185	185	10.9	186	197	110	150	160
10.8	173	233	185	185	10.8	188	196	110	149	160
10.7	174	233	181	183	10.7	188	192	110	149	160
10.6	174	233	179	185	10.6	189	187	110	149	158
10.5	174	233	150	185	10.5	183	187	110	149	158
10.4	174	233	150	185	10.4	183	187	110	149	158
10.3	173	233	150	185	10.3	183	187	110	149	158
10.2	173	233	150	185	10.2	183	187	110	149	158
10.1	173	233	150	185	10.1	183	187	110	149	158
10.0	173	233	150	185	10.0	183	187	110	149	158
9.12	162	233	175	182	9.12	163	181	108	148	148
9.11	148	234	178	180	9.11	162	183	109	147	148
9.10	148	234	178	180	9.10	162	183	109	147	148

年月	(82) 勞働人員及賃銀統計 (日銀調) (昭和1年=100)															
	勞働人員		賃銀統計													
	總計	實數	總計	實數												
10.8	1,154,595	100.6	568,672	109.8	585,923	91.6	81.0	132.1	81.9	66.9	76.5	89.4	210.4	93.2	68.9	65.6
10.9	1,158,466	101.0	572,489	110.6	585,977	91.6	81.0	132.1	81.9	66.9	76.4	89.8	211.2	93.6	69.4	66.0
10.10	1,158,375	100.9	575,692	111.1	582,683	91.0	81.0	132.1	81.9	66.9	76.4	91.5	213.8	94.8	69.9	66.5
10.11	1,163,216	101.1	579,183	111.6	584,033	90.9	80.9	132.0	81.9	66.7	76.2	92.2	216.3	95.8	70.2	66.7
10.12	1,129,269	101.1	582,566	112.0	546,703	90.4	81.0	133.1	81.9	67.0	76.3	91.3	221.1	97.8	70.9	67.1
11.1	1,122,354	100.8	584,759	112.2	537,595	89.6	81.0	133.0	82.0	67.1	76.4	92.3	212.8	93.9	70.5	66.3
11.2	1,143,826	101.4	589,513	113.0	554,313	90.1	81.1	133.0	82.0	67.0	76.4	91.3	214.6	94.7	70.8	66.7
11.3	1,177,680	102.5	598,095	114.3	579,585	90.9	80.8	132.2	81.9	66.8	76.1	93.5	216.5	95.8	70.6	67.4
11.4	1,213,705	105.7	606,697	115.9	607,008	95.7	80.7	131.7	81.6	66.5	76.0	90.7	212.8	93.8	69.6	66.2
10.4	1,152,320	100.7	552,793	107.4	599,527	94.1	81.4	132.6	82.3	67.3	76.9	90.2	215.4	95.4	69.6	66.5
9.4	1,004,935	90.5	475,129	96.7	529,206	84.3	83.0	134.9	84.2	67.9	77.9	90.7	217.0	96.4	69.1	66.9

年月	(83) 職工の作業時間、休憩時間及作業日數 (内閣統計局調)			
	總數		新總	
	工場	作業時間	工場	作業時間
9年中平均	961	10.11	275	10.26
10	1,000	10.14	303	10.30
10.10	997	10.15	301	10.33
10.11	1,000	10.14	303	10.29
10.12	997	10.13	302	10.27
11.1	978	10.07	287	10.20
11.2	980	10.11	288	10.29
11.3	986	10.14	292	10.30
10.3	1,003	10.14	305	10.28
9.3	959	10.09	270	10.25

年月	(84) 職工一日平均賃銀諸手當賃與 (内閣統計局調)										(85) 職業紹介成績 (中央職業紹介事務局調)			
	總平均					新總					求人數	求職者數	就職者數	
	總平均	礦業	石工業	金屬工業	機械器具製造	化學工業	紡織工業	紙工業	印刷業	木竹草蓆製造				食料品製造
9年中	189.3	171.7	303.1	263.8	183.0	77.9	184.0	139.3	159.4	247.5	10.12	155,654	108,246	59,001
10年中	187.7	171.8	304.6	250.9	180.5	77.4	181.6	137.7	156.4	246.2	10.11	171,170	157,751	68,495
10.11	190.3	172.1	305.1	256.5	184.8	77.0	184.3	141.2	159.8	248.5	10.10	176,570	155,406	76,171
10.12	195.1	175.5	312.0	262.7	183.0	78.4	187.9	142.3	162.7	248.5	10.9	226,214	193,856	89,138
11.1	194.1	176.6	303.5	244.9	181.1	79.7	184.1	131.3	164.7	249.3	10.8	175,498	170,836	79,744
11.2	192.5	171.5	300.9	249.3	180.0	80.1	184.4	132.4	151.3	237.7	10.7	153,893	150,470	66,516
11.3	193.0	172.7	303.5	248.8	181.8	78.4	180.9	135.0	156.0	242.3	10.6	126,665	135,321	58,179
10.6	191.7	173.7	312.2	261.8	188.0	77.4	184.5	138.8	159.0	241.3	10.5	749,452	677,849	313,548
9.3	195.0	175.2	306.7	276.6	183.9	78.3	186.3	140.1	158.9	245.5	10.4	651,600	622,156	281,427



(86) 工場職工異動調 (常時職工五十人以上を使用する工場に付社会局の調査せるもの)

年月	解雇		雇入		現在		職工数計
	工場数	人数	工場数	人数	男工	女工	
10. 6	3,862	14,816	3,815	23,660	56,444	5,839	1,478,106
7	3,974	14,524	3,526	23,084	70,335	6,038	1,485,606
8	4,472	17,091	3,908	22,346	55,175	6,082	1,485,996
9	4,249	18,494	4,017	24,095	58,785	6,098	1,492,939
10	4,192	17,418	4,021	24,106	53,492	6,111	1,500,120
11	4,307	16,699	3,953	24,871	52,878	6,376	1,521,384
12	4,376	22,305	3,440	21,959	45,500	6,017	1,422,596
11. 1	4,247	17,260	3,667	24,811	74,951	6,174	1,441,926
10. 1	3,782	12,186	3,674	21,951	92,837	5,674	1,346,615
9. 1	3,285	11,095	3,144	18,132	77,731	5,398	1,168,174

(87) 鑛山労働者異動調

年月	解雇人数	雇入人数	月末現在		年月	解雇人数	雇入人数	月末現在	
			鑛山	現在				鑛山	現在
10. 7	13,765	14,744	440	231,371	10. 6	10,368	10,368	4,521	15,709
8	13,251	15,667	445	234,378	7	10,546	10,546	4,420	13,735
9	13,658	16,946	448	237,695	8	12,343	12,343	5,883	17,471
10	14,514	17,195	449	240,462	9	11,404	11,404	5,392	16,891
11	13,028	16,174	452	243,707	10	10,536	10,536	4,802	15,662
12	11,423	16,066	456	248,679	11	9,916	9,916	5,342	13,173
11. 1	13,355	15,766	448	251,261	12	10,544	10,544	6,188	13,415
2	13,934	17,347	448	255,151	11. 1	12,627	12,627	5,217	23,167
10. 2	10,601	12,171	414	227,341	10. 9.	10,162	10,162	4,321	16,476
9. 2	10,133	11,005	358	210,871	1. 1	6,789	6,789	3,209	14,060

(88) 解雇職工總調 (社会局調)

年月	解雇人数	農業者	其他	未就業者	不詳	合計
10. 7	13,765	15,709	5,635	2,887	6,879	45,999
8	13,251	13,735	5,556	1,954	7,074	43,285
9	13,658	17,471	8,062	2,230	7,917	53,906
10	14,514	16,891	7,896	2,461	8,412	57,456
11	13,028	15,662	7,715	2,358	7,675	47,743
12	11,423	13,173	6,414	2,260	7,096	44,201
11. 1	13,355	13,415	8,059	14,361	10,833	44,201
2	13,934	23,167	8,059	6,110	8,689	129,472
10. 2	10,601	16,476	7,656	3,576	6,978	49,168
9. 2	10,133	14,060	7,508	3,182	5,653	40,401

(89) 労働等議統計 (内務省社会局調)

年月	参加員数 (単位人)	業種別争議件数 (単位件)				業種別争議件数 (単位件)	要求事項別争議件数 (単位件)
		建築業	化学工業	染織工業	飲食業		
11. 3	8,639	140	24	32	3	10	8
4	6,842	123	27	19	4	12	6
5	9,308	134	27	22	6	6	8
10. 5	8,812	180	20	25	7	13	9
1-5 { 11	33,476	700	161	116	18	56	27
累計 { 10	34,070	703	97	83	32	73	26

(90) 小作争議統計 (内務省社会局調)

年月	關係地主・小作人 (単位人)	關係地地面積 (単位町)				計	其他
		地主	小作人	田	畑		
11. 2	672	2,399	1,287	83	1,372	1,372	
3	1,288	4,532	2,007	109	2,151	2,151	
4	1,003	2,928	1,242	107	1,368	1,368	
10. 4	762	1,527	608	81	694	694	
1-4 { 11	7,077	23,470	12,582	469	13,129	13,129	
累計 { 10	6,292	21,291	1,150	1,054	12,242	12,242	



(91) 本邦失業狀況推定總覽 (内務省社會局)

年 月	給料生活者		勞働者		其他		計					
	調査人口	失業率	調査人口	失業率	調査人口	失業率	調査人口	失業率				
10. 7	1,759	68	1,802	171	4,124	2.76	7,685	354	4.60			
10. 8	1,761	68	1,759	169	4,130	2.74	7,688	350	4.55			
10. 9	1,758	68	1,806	168	4,111	2.69	7,676	347	4.52			
10. 10	1,763	68	1,811	169	4,123	2.71	7,697	348	4.52			
10. 11	1,787	68	1,815	168	4,161	2.66	7,674	346	4.46			
10. 12	1,787	68	1,816	170	4,175	2.72	7,778	351	4.52			
11. 1	1,791	68	1,804	175	4,154	2.82	7,749	360	4.64			
11. 2	1,796	68	1,812	176	4,155	2.75	7,763	358	4.61			
11. 3	1,799	67	1,818	175	4,161	2.75	7,778	357	4.58			
10. 3	1,744	68	1,799	181	4,056	2.93	7,600	368	4.84			
10. 9.	1,725	69	1,798	191	3,930	3.21	7,453	385	5.17			
(92) 各 國 失 業 統 計 (國際聯盟調)												
年 月	獨逸		英 國		佛蘭西		米 國		波蘭		白 耳 義	
	失業登錄數	失業率	全體失業	失業率	失業人數	失業率	全體失業	失業率	全體失業	失業率	全體失業	失業率
1935. 10	1,829	9.8	1,659	12.7	428	7.8	263	11.3	131	13.1	15.4	
1935. 11	1,984	10.6	1,680	12.9	454	9.0	309	13.4	143	14.3	15.9	
1935. 12	2,508	13.7	1,648	12.6	481	8.5	403	18.4	162	16.2	17.9	
1936. 1	2,520	13.5	1,780	13.6	523	9.2	472	21.2	167	16.7	18.6	
1936. 2	2,515	13.5	1,752	13.4	529	8.9	489	21.9	168	16.8	18.6	
1936. 3	1,937	10.3	1,639	12.5	509	9.3	475	21.4	139	13.9	15.6	
1936. 4	1,763	9.4	1,556	11.9	488	9.3	..	..	..	..	..	
1935. 4	2,233	12.0	1,745	13.5	492	9.0	473	20.4	181	18.1	19.3	
1934. 4	2,609	14.1	1,814	14.0	369	9.0	372	16.8	188	18.8	19.4	

昭和十一年第二四半期日誌 (自四月一日至三月三十一日)

四 月

- ◇ 米券三千三百萬圓日銀引受發行
- ◇ ボイル湖附近、衝突事件につき滿蒙兩國相互に抗議す。
- ◇ 日銀當分の間四分利公債賣止を發表す。
- ◇ 戒嚴司令官香椎中將に代り岩越中將就任。
- ◇ 六 日 (月)
- ◇ 日本銀行公定割引歩合各一厘方引下ぐ。
- ◇ 滿洲國外交部、蘇蒙相互援助條約につき自國の態度を表明す。
- ◇ 小協商國境太利に國民強制徵募法はサンゼルマン條約の違反な

昭和十一年第二四半期日誌

- ◇ 獨逸軍ラインへ出動す。
- ◇ 七 日 (火)
- ◇ 商工中央金庫資金の一千萬圓に増額は小川商相と馬場藏相と諒解成る。
- ◇ 大藏省五分利公債三億八千百萬圓の第一回三分半債借替發表。
- ◇ 佛、緊急國務會議は四月十五日の全除隊兵の延期令發動に決す
- ◇ 八 日 (水)
- ◇ 師團長會議開催、陸相訓示す。
- ◇ 西班牙、ザモラ大統領の國會停止に關する違憲動議成立、マルチネス・パリオ氏臨時大統領に就任。
- ◇ 九 日 (木)
- ◇ 東京預金利子協定加盟甲種銀行預金利下げ、四月十日より實施。

- ◇ マダリアガ十三人委員會議長、伊代表部に伊エ直接購和交渉開始を要請。
- ◇ 十 日 (金)
- ◇ 十一年度實行豫算その他特別會計豫算案及び重要法案閣議で可決。
- ◇ 土耳其、黑海多嶋海聯絡路非武裝規定改定要求を通告。
- ◇ 第三次ロカルノ會議開催。
- ◇ 十一 日 (土)
- ◇ 全產聯は退職積立金法案は修正付で賛成。
- ◇ 米上下院委員、上院の大太平洋特別防備費削減に斷乎反對す。
- ◇ 十三 日 (月)
- ◇ 商工省、熔鑄爐新設申請中の日鐵、鋼管、淺野造船の三社に認可、小川商相談の形で製鐵政策につき聲明す。
- ◇ 伊遠征軍總司令バトリオ將軍、ツアナ湖畔の占領其他伊軍大勝の報告を本國政府に送る。



十五日 (水)

◇英佛白三國參謀本部會議開催、佛白對英の意見對立。

十六日 (木)

◇伊政府の媾和交渉案十三人委員會議長よりエ國に通達、エ國即座に一蹴す。

十七日 (金)

◇駐支大使後任川越總領事に決定  
◇産組中央金庫廿日より大巾利下げ斷行決定。  
◇西班牙に無期ゼネスト勃發。

十八日 (土)

◇小川商相阪神實業懇談會席上で政府の産業統制は破壊的のものならずと聲明。  
◇十三人委員會の伊エ和協斡旋失敗に歸す。

◇雲南方面の共產軍革命政府樹立を宣布、北上し抗日を宣言。

十九日 (日)

◇獨逸外務當局はラインランド要塞構築の決意を暗に表明す。

廿一日 (火)

◇滿洲國高官の蒙古獨立通蘇事件判決下る。

廿二日 (水)

◇希、土の海峽再武裝承認。  
◇印度關稅改正案修正可決。

廿三日 (木)

◇有田外相、蘇滿國境調査は東部を先にすべしと主張す。  
◇米國陸軍豫算上下兩院協議會五億七千二百六十七萬弗可決。  
◇佛、土の海峽再武裝承認。

廿四日 (金)

◇特別議會提出九法案及び重要産業統制法改正要綱閣議で決定。  
◇外、陸、海三相外交一元化のため第一回の會合を催す。  
◇倫敦國際聯盟協會は伊エ問題に關し、スエズ運河閉鎖を政府に勸告。

廿七日 (月)

◇農林省産蕪處理初年度實績發表  
◇獨ヒットラー總統、空相ゲーリ

◇ソグ氏に原料並に通貨統制の命令權を賦與に決定。

三十日 (木)

◇大藏省、五分利公債四億五萬餘圓を三分半公債に借替(第二回)發表。

◇外務省、大田大使に日ソ漁業條約は現行協定を暫定的に延期を申込みと訓電す。  
◇米國下院豫算委員會は總額五億三千百萬弗の海軍豫算案を可決

五月

一日 (金)

◇特別臨時議會成立す。

二日 (土)

◇全國自動車業聯合會ガソリン値上反對決議をなす。

◇エ國皇帝首都放棄亡命を決意。

四日 (月)

◇特別議會開院式行はれ、前例なき勅語を賜ふ。

◇佛國總選舉の結果、左の如く確定す。

人民戰線三百七十八、中央諸派百三十八、國民戰線九十九。

五日 (火)

◇大藏省、日銀産金買上値引上げは六日より實施と發表。

◇伊エ戰爭アヂスアベバ陥落。

六日 (水)

◇首相、藏相、外相の施政演說あり、陸相は特に二・二六事件の説明を行ふ。

七日 (木)

◇民政黨齋藤隆夫氏の事件質問演說の後、陸相答辯す。

八日 (金)

◇第一師團滿洲派遣部隊出發す。

◇英國政府の對獨質問書公表さる

九日 (土)

◇陸軍省永田事件の相澤中佐の死刑判決發表。

十日 (日)

◇スペイン大統領選舉は左翼共和

黨々首アザニア氏當選。

十一日 (月)

◇日本綿布對米輸出數量は三千六百餘萬碼に制限讓歩の旨回答。

十二日 (火)

◇米佛互惠通商條約發表さる。

十三日 (水)

◇印度はオッタワ協定の廢棄を英本國に通告。

十四日 (木)

◇全産聯緊急常任委員會は退職積立金法案につき三項目修正要求を決議す。

◇不穩文書取締法案、衆議院上程言論壓迫の惡法案と非難起る。

◇東京府土木疑獄事件鐵道省に飛火擴大の様様。

十五日 (金)

◇陸軍省北支駐屯軍兵力増加發表  
◇東北振興電力會社法案並に商工中央金庫法案衆議院を通過す。  
◇波蘭スクラドコフスキ氏を首班に軍部的内閣成立。

◇西班牙ファッシュヨ分子の跳梁に鑑み一ヶ月の戒嚴令宣布さる。

十六日 (土)

◇中央金庫、製絲資金利下げ率發表。  
◇十一年度追加豫算案、原案通り衆議院を通過す。

◇英政府驅逐艦保有量四萬噸増加を倫敦條約調印國に通達。

十七日 (日)

◇寺内陸相、貴族院本會議で一部軍人の政治研究は國防の見地より必要なりと聲明す。  
◇國民政府孔財政部長は新銀貨の鑄造其他、新通貨政策を公表。

十八日 (月)

◇陸海軍大臣次官は現役將官に限るとの官制發表。  
◇米穀自治管理法案外關係二法案原案は附帶決議付で衆議院通過  
◇モーゲンソー米財務長官は支那に爲替資金提供を聲明。  
◇伊太利銀行四分半に五厘利下げ



十九日 (火)

- ◇ 深井日銀總裁、參與會に於て第一次五分利債借替の乗換先別調を發表す。
- ◇ 朝鮮軍司令部、五家子の日滿蘇兩國監視兵の衝突事件を公表。
- ◇ 重要肥料業統制法改正法案及び重要産業統制法案、衆議院を通過す。

二十日 (水)

- ◇ 産蘭處理統制法案、外二法案原案通り貴族院を通過す。
- ◇ 英政府金塊仲買に制限を命令。
- ◇ 衆議院、聖旨奉體案上程、大多數を以て可決す。

廿一日 (木)

- ◇ アヂス・アベバ伊太利銀行開業
- ◇ 退職積立金法案は附帶決議を加へて衆議院を通過す。
- ◇ 伊政府は向後エチオピアに伊國法を施行する旨宣布。

廿四日 (日)

- ◇ 退職積立金法案と不穩文書法案の爲に議會々期一日延長す。
- ◇ 白耳義に總選舉行はる。

廿五日 (月)

- ◇ 日蘇漁業條約延長暫定協定、モスコイで正式に調印了る。
- ◇ 議會々期更に一日延長廿六日迄不穩文書取締法案附帶決議付衆議院を通過す。
- ◇ 英蘇第二次海軍會議倫敦で開催
- ◇ 上海中央銀行現銀一千六百六十萬元を紐育向け積出す。

廿六日 (火)

- ◇ 退職積立金法案、不穩文書取締法案、衆議院の修正通り貴族院を通過す。
- ◇ イラク政府日本製織物類の輸入を制限す。
- ◇ グワテマラ政府國際聯盟脱退を正式に通告。
- ◇ 白耳義ヴァンゼーランド内閣總辭職す。

廿七日 (水)

- ◇ 本年度實行豫算純計判明す。
- ◇ 天皇陛下特別議會閉院式に當り優渥なる勅語を賜ふ。

廿八日 (木)

- ◇ 關稅調查會幹事會、對濠洲通商擁護法の發動は六月十日頃に斷行することに決定す。

廿九日 (金)

- ◇ 馬場藏相、豫算編成方針は各省事務官中心主義より大臣中心主義に轉換することを閣議に提議。
- ◇ 米國總額五億三千万弗の海軍豫算成立。

- ◇ パリ罷業悪化、同情罷業は自動車會社、軍需工場、建築土木業に波及。

- ◇ 和蘭銀行公定割引歩合を二分半より三分に引上ぐ。

三十日 (土)

- ◇ 大藏省、五分利債の三分五厘債第三回借替(三億六千五百九十九萬圓)を發表。

八日 (月)

- ◇ 濠洲政府日本の抗議に回答す。
- ◇ 英國遣支經濟特使リースロス氏來朝す。
- ◇ 佛大罷業勞資の協定成立。
- ◇ メキシコに農民暴動起る。

九日 (火)

- ◇ 第四回北鐵公債發行決定。
- ◇ 獨伯暫定通商協定調印。
- ◇ 白耳義ヴァン・ゼーランド氏組閣の大命拜受。
- ◇ 伊ム首相内閣改造斷行、チアノ伯を外相とす。

十日 (水)

- ◇ 滿洲國に於ける日本の治外法權撤廢の調印成る。
- ◇ 日蘭海運協定成立す。
- ◇ 英蘇海軍協定事實上成立
- ◇ 蘇聯邦の新憲法案發表さる。

十一日 (木)

- ◇ 蘇聯邦の新憲法案發表さる。
- ◇ 東京府會議員選舉結果判明す。

十二日 (金)

- ◇ 東京府會議員選舉結果判明す。

六月

一日 (月)

- ◇ 沼津春蘭市場初取引開かる。
- ◇ 支那駐屯軍、廿九日の支那駐屯軍交替兵列車爆破事件發表。
- ◇ 伊太利政府エ國司法制度公布。
- ◇ 支那中央派と西南派の對立尖鋭化す。廣東ドル暴落。

廿一日 (日)

- ◇ 戒嚴令中届出を要する政治集會禁止の一部は本日より緩和さる
- ◇ 有田外相、許大使の北支増兵抗議を一蹴す。
- ◇ 滿洲外交部滿獨通商協定全文を發表。

- ◇ 米國大審院は三三年紐育州議會の制定せる婦人並に幼年勞働者の最低賃銀制を違憲判決す。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。

- ◇ 米國戰時總動員法案米上院委員會で否決さる。



- ◇スペイン首都マドリッド罷業悪化。
- 十三日 (土)
  - ◇戒嚴令の取締事項更に緩和され二・二六事件の談議を除いてはすべて解禁さる。
  - ◇白耳義に聯立内閣成る。
  - 十五日 (月)
    - ◇農林省、昭和十年末現在に於る内地綿羊飼養戸數並頭數發表。
    - ◇滿蘇水路技術者會議停頓す。
    - ◇濠洲通商條約相ガレット氏は村井總領事に對し、通商會談再會に當つては日本品に對し中間税率を適用する準備ある旨提言。
    - ◇白耳義にも大罷業始まる。
    - ◇瑞典ハンソン社會黨内閣總辭職
    - ◇希獨通商協定成立。
    - 十六日 (火)
      - ◇川越新駐支大使赴任の途につく
      - ◇西班牙マドリッドの罷業悪化、總員十二萬人。
      - 十七日 (水)
        - ◇外務省、日印通商條約交渉申込に對し英國政府は異議なき旨回答すと發表。
        - ◇支那、中央、西南の妥協交渉の南岳會議決裂。
        - ◇佛罷業團と右翼團體衝突、マルセイユに流血の慘。
        - 十八日 (木)
          - ◇佛右翼團體に解散命令下る。
          - ◇米上下兩院で八億弗増稅案可決
          - 十九日 (金)
            - ◇佛藏相通貨政策闡明、財政關係同法案を下院に提出。
            - 二十日 (土)
              - ◇佛聯盟改組案英米に通達。
              - ◇對伊武器禁輸米政府解除。
              - ◇ホンジュラス聯盟脱退に決定。
              - ◇米の七十四議會終る。
              - 廿二日 (月)
                - ◇瑞西遂に爲替管理を實施。
                - 廿三日 (火)
                  - ◇濠洲の關稅引上げに對し通商擁護法發動に關議で決定。
    - ◇農林省、北海道を除く四十六府縣の本年度麥作豫想を發表す。
    - ◇佛銀六分より五分へ利下げ。
    - 廿四日 (水)
      - ◇印度政府綿絲布關稅改正策を採擇、對英特惠を擴大。
      - 廿五日 (木)
        - ◇對濠洲通商擁護法發動し、外務省内外に向つて聲明書發表。
        - ◇濠洲首相日本の通商擁護法發動に對し政府の態度を放送す。
        - 廿六日 (金)
          - ◇獨支密約暴露す。
          - 廿七日 (土)
            - ◇ニカラグア聯盟脱退を通告。
            - 廿八日 (日)
              - ◇ダ海峽條約改訂會議で英、蘇、土の妥協成立す。
              - 廿九日 (月)
                - ◇蘭銀四分から三分へ引下げ。
                - ◇米對濠最惠國待遇停止。
                - 三十日 (火)
                  - ◇伊エ問題處理の聯盟總會開會。

第四部第八節 附 錄

二・二六事件判決の全文

(陸軍省發表) 七月七日午前二時 去る二月廿六日東京に勃發したる叛亂事件に付ては、其後特設せられたる東京陸軍軍法會議に於て慎重審判中の處直接事件に参加したる將校一名元將校二十名(内二名は事件直後自決死亡す)見習醫官三名、下士官二名、元准士官下士官八十九名、兵千三百五十八名、常人十名中起訴せられたる者は將校一名、元將校十八名、下士官二名、元准士官下士官七十三名、兵十九名、常人十名にして七月五日その判決言渡を終了せり、右軍法會議の審判の結果に基く處刑及び判決理由概ね左の如し。

| 處刑                | 元將校 | 人                 |
|-------------------|-----|-------------------|
| 死刑 (謀議參與又は群眾指揮)   | 同   | 竹 島 繼 夫           |
| 死刑 (同)            | 同   | 對 馬 勝 雄           |
| 死刑 (同)            | 同   | 中 橋 基 明           |
| 死刑 (同)            | 同   | 丹 生 誠 忠           |
| 死刑 (同)            | 同   | 坂 井 直 勝           |
| 死刑 (同)            | 同   | 田 中 勝 爾           |
| 死刑 (同)            | 同   | 元陸軍砲兵中尉 中 島 莞 爾   |
| 死刑 (同)            | 同   | 元陸軍砲兵少尉 安 田 優 爾   |
| 死刑 (同)            | 同   | 元陸軍砲兵少尉 高 橋 太 郎   |
| 死刑 (同)            | 同   | 元陸軍砲兵少尉 林 八 郎     |
| 死刑 (首魁)           | 常 人 | 村 中 孝 次           |
| 死刑 (謀議參與又は群眾指揮)   | 同   | 磯 部 淺 一           |
| 死刑 (同)            | 同   | 澁 川 善 助           |
| 死刑 (同)            | 同   | 水 上 源 一           |
| 無期禁錮 (謀議參與又は群眾指揮) | 元將校 | 麥 屋 清 濟           |
| 無期禁錮 (同)          | 同   | 元陸軍歩兵少尉 常 盤 稔     |
| 無期禁錮 (同)          | 同   | 元陸軍歩兵少尉 鈴 木 金 次 郎 |
| 無期禁錮 (同)          | 同   | 元陸軍歩兵少尉 清 原 康 平   |
| 無期禁錮 (同)          | 同   | 元陸軍歩兵少尉 池 田 俊 彦   |
| 元陸軍歩兵中尉           | 同   | 栗 原 安 秀           |
| 元陸軍歩兵大尉           | 同   | 香 田 清 貞           |
| 元陸軍歩兵少尉           | 同   | 今 泉 義 道           |







機運等に刺戟せられ逐次内外の情勢緊迫し我國の現状は今や黙視し得ざるものあり當に國民精神の作興、國防軍備の充實、國民生活の安定等方に國運の一大飛躍的進展を策せざるべからざるの秋に當面しあるものと爲し時艱の克服打開に多大の熱意を抱持するに至れり。

尙この間軍隊教育に従事し兵の身上を通じ農山漁村の窮乏、小商工業者の疲弊を知得して深く是等に同情し就中一死報國共に國防の第一線に立つべき兵の身上に後顧の憂多きものと思惟せり、澁川善助亦一時陸軍士官學校に學びたる關係により同校退校後も在學當時の知己たる右の者の大部と相交はるに及び是等と意氣相投するに至れり。

斯くて前記の者は此の非常時局に處し當局の措置徹底を缺き内治外交共に萎靡して振はず政黨は黨利に墮して國家の危急を顧みず財閥亦私慾に汲々として國民の窮狀を思はず特にロンドン條約成立の経緯に於て統帥權干犯の所爲ありと斷じ斯の如きは畢竟元老、重臣、官僚、軍閥、政黨、財閥等所謂特權階級が國體の本義に悖り大權の尊嚴を輕んずるの致せる所なりとなし一君萬民たるべき皇國本然の眞姿を顯現せんがため速かにこれ等所謂特權階級を打倒して急激に國家を革新するの必要あることを痛感するに至れり而して其の急進矯激性が國軍一般將士の堅實中正なる思想と相容れざりしに由り思想傾向相通する歩兵大尉大藏榮一、同菅波三郎、同大岸頼好等の同志と氣脈を通じ、天皇

親率の下擧軍一體たるべき皇軍内に所謂同志觀念を以て横斷的團結を敢てし又此の前後より前記の者の大部は北輝次郎及び西田税との關係交渉を深めその思想に共鳴するに至りしが特に北輝次郎著「日本改造法案大綱」たるやその思想根柢において絶對に我が國體と相容れざるものあるに拘らずその雄勁なる文章等に眩惑せられたために素朴純忠に發せる研究思索も漸次獨斷偏狹となり不知不識の間正邪の辨別を誤り國法を蔑視するに至れり。

而して此間生起したる昭和七年血盟團事件及五・一五事件に於て深く同憂者等の蹶起に刺戟せられ益々國家革新の決意を固め右目的達成の爲には非合法手段も亦敢て辭すべきに非ざると爲し終に統帥の根本を紊り兵力の一部を借用するも已むなしとなす危険思想を包藏するに至れり。

斯くて昭和八年頃より一般同志間の連絡を計り又は相互會合を重ね種々意見の交換をなすと共に不穩文書の頒布等各種の措置を講じ同志の獲得に努むるの外一部の者にありては軍隊教育に當り其獨斷的思想信念の下に下士官兵に革新的思想を注入してその指導に努めたり次で昭和十年村中孝次、磯部淺一等が不穩なる文書を頒布せるに原由して昭和十年官を免ぜらるゝや著るしく感情を刺戟せられ且上司よりこの種運動を抑壓せらるゝに及びて愈反撥の念を生じその運動頗に尖鋭を加へ更に天皇機關説を繞りて起れる國體明徴問題の進展と共に其運動益熾烈となり時恰も教育總

體の更迭あるやこれに關する一部の言を耳にし輕々なる推斷の下に一途に統帥權干犯の事實ありとなし大いに憤激せるが會々相澤中佐の永田中將殺害事件に會し深くこの擧に感動激發せらるゝ所あり遂に該統帥權干犯の背後には一部の重臣、財閥の陰謀策動ありとなすに至り就中此等重臣はロンドン條約以來再度兵馬大權の干犯を敢てせる元兇なるも而も此等は國法を超越する存在なりしと臆斷し合法的に之が打倒を企圖すとも到底其の目的を達し得ざるに由り宜しく國法を超越し軍の一部を借用し直接行動を以て此等に天誅を加へざるべからず而も此の行動は現下非常時に處する獨斷的義舉なりと斷じ更に之を契機として國體の明徴國防の充實、國民生活の安定を庶幾し軍上層部を推進して所謂昭和維新の實現を齎さしめることを企圖せるものなり。

計畫及び準備

(イ) 昭和十年十二月第一師團が近く滿洲に派遣せらるべき旨の報傳はるや村中孝次、磯部淺一、栗原安秀等は第一師團將士の渡滿前主として在京同志により速かに事を擧ぐるの要ありと爲し香田清貞及び澁川善助と共に其の準備に着手し相澤事件の公判を利用して或は特權階級腐敗の事情或は相澤中佐蹶起の精神を宣傳し以て社會の注目を集め且同志の決意を促しつゝありしが今や諸情勢は正に維新斷行の機熟せるものと看做し爾來各所において同志の會合を重ね近く決行することを定め且これが實行に關する諸般の計畫及び準備を畫策し又歩兵大尉山口一太郎、北輝次郎、西田税、龜川哲也等と所要の連絡をなせり。

(ロ) これが具體案を確定するため昭和十一年二月十八日頃夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、安藤輝三及び亡元航空大尉河野壽は栗原安秀方に會合し襲撃の目標方法及時期等に關し謀議の上近衛歩兵第三聯隊、歩兵第一聯隊及歩兵第三聯隊の各一部の兵力を出動せしめて在京の重臣を襲撃殺害し別に河野壽の指揮する一隊を以て伯爵牧野伸顯を襲撃殺害し又豊橋市在住の同志をして興津別邸の公爵西園寺公望を襲撃殺害せしむること及び決行の時期を來週中とする等ことを決定し同月十九日磯部淺一は豊橋市に赴き對鳥勝雄に東京方面の情勢を告げ相謀りて公爵西園寺公望襲撃殺害を確定せり。

(ハ) 同月二十二日夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、亡



元航空兵大尉河野壽は再び栗原安秀方に會合し蹶起の日時及び襲撃部署等に付き謀議を遂げ同月二十六日午前五時を期し同志一齊に蹶起すると決し且夫々部署を定めて總理大臣岡田啓介、大藏大臣高橋是清、内大臣子爵齋藤實、侍從長鈴木貫太郎、伯爵牧野伸顯、公爵西園寺公望を殺害するとを爲し得れば宮城坂下門に於て奸臣と目する重臣の參内を阻止すること及び警視廳を占據してその機能の發動を阻止すること並に陸軍省、參謀本部、陸軍大臣官邸を占據し村中孝次、磯部淺一、香田清貞等より陸軍大臣に對し事態收拾に付善處方を要望すること等を謀議決定せり。

(二) 同月二十三日栗原安秀は豊橋市に赴き對島勝雄、竹島繼夫等に右決定事項を傳達し襲撃に關する打合せをなせり、同日頃澁川善助は前記計畫を知り、村中孝次、磯部淺一等と東京小石川區水道端二丁目直心道場その他において連絡の結果自らは神奈川縣湯河原町に於る伯爵牧野伸顯の所在を偵察すること及同人は直接行動部隊に加はらず専ら外部にありて被告人等の企圖達成の爲策動すること等を謀議を決定し又同日夜村中孝次、磯部淺一、香田清貞、安藤輝三及び亡元歩大尉野中四郎等は歩兵第三聯隊に會合し内大臣子爵齋藤實私邸を襲撃したる後更に教育總監渡邊錠太郎私邸を襲撃し同人を殺害すること等を謀議決定せり。

(ホ) 同月二十四日夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、香田清貞亡野中四郎等は歩兵第一聯隊に會合し蹶起後企圖達

成のため陸軍上層部に對する折衝は村中孝次、磯部淺一、香田清貞等においてこれを擔當すること及び部外参加者は廿五日午後七時迄に歩兵第一聯隊に集合すること等を謀議決定せり。

(ハ) 以上謀議決定したる事項は極力之が秘密を保持しつゝ同月二十五日夕迄にその全部又は所要の部分を他の同志に通達せしが同志はいづれも之を快諾若くは之に同意せり。

但し麥屋清濟、鈴木金次郎、清原康平は未だ兵力を使用し直接行動に出づるの意思を有せざりしも前記計畫の示達を受くるや小節の情義に従ひ或は強制的勸誘を排するの氣力を欠き麥屋は中隊附として又鈴木及び清原は各所屬中隊下士官兵を率ゐてこれに参加を決意するに至れるものなり

(ト) 同月二十五日夕村中孝次は龜川哲也方において西田税及び龜川哲也と相會し愈明二十六日拂曉を期し決行すべきことを告げ以て同人等と所要の連絡を遂げ、かつ龜川哲也より蹶起資金若干を受領せり同日夜村中孝次、磯部淺一、香田清貞等は歩兵第一聯隊に會合し前記襲撃及占據後陸軍大臣に對し要望すべき事項として

一、陸軍大臣の斷乎たる決意に依り速に事態を收拾して維新に邁進すること

二、皇軍相撃の不祥事を絶対に惹起せしめざること

三、軍の統帥破壊の元兇を速に逮捕すること

四、軍間的行動を爲し來りたる中心人物を除くこと

五、主要なる地方同志を即時東京に招致して意見を聴き事態收拾に善處すること

六、前各項實行せられ事態の安定を見る迄蹶起部隊を現占據位置より絶対に移動せしめざること

等を謀議決定し且村中孝次の起草したる蹶起趣意書なるものを印刷交付せり。

(チ) 是より先對島勝雄は同月十九日豊橋自宅に於て磯部淺一の來訪を受け東京方面の情勢を承知し相謀りて同時に豊橋市在住の同志を以て公爵西園寺公望を襲撃殺害すべきことを決定し同月二十日以後竹島繼夫と共に同志歩兵中尉井上辰雄、同鹽田淑夫、同板垣徹及び一等主計鈴木五郎に對しこれが参加を求めたるに板垣徹はその賛否を保留し他の三名はいづれもこれを承諾し同月二十三日對島勝雄竹島繼夫及び鈴木五郎は連絡のため來れる栗原安秀より東京における襲撃計畫及決行日時等に關する決定事項の通達を受け静岡縣興津町西園寺公望別邸の襲撃も豊橋陸軍教導學校の下士官兵約百二十名を以て同月二十六日午前五時を期して決行し同人を殺害すること並に其の實行計畫の概要を謀議決定し其後對島勝雄竹島繼夫等は之が細部に關し準備する所ありしが同月二十五日に至り板垣徹が兵力使用の點につき敢然反對したるため遂に公爵西園寺公望襲撃を中止し對島勝雄竹島繼夫は急遽上京して同志の行動に参加する

に至れり。

行動の概要

かくて以上同志は相團結の上前記各決定事項に基き左の如く行動せり。

主要人物の行動

(一) 首相官邸の襲撃 栗原安秀、林八郎、池田俊彦、對島勝雄は内閣總理大臣官邸を襲撃し總理大臣岡田啓介を殺害する任務を擔當せるが、二月二十六日未明所屬歩兵第一聯隊機關銃隊下士官等に所要の件を傳達し次で非常召集を行ひ機關銃隊全員を合前に整列せしめ蹶起の趣旨を告げその一部を丹生部隊に配屬し自ら銃隊下士官兵約三百名を指揮し同四時三十分頃兵營を出發し同五時頃内閣總理大臣官邸を襲撃し同邸を護衛せる警官村上嘉茂左衛門、土井清松清水與四郎及び小館喜代松の四名並に總理大臣秘書官事務囑託松尾傳藏を殺害したるも松尾傳藏を以て岡田首相と誤認したために同人を殺害するに至らず。

(二) 高橋藏相私邸を襲撃 中橋基明、中島莞爾は大藏大臣高橋是清私邸を襲撃して同人を殺害する任務を擔當し二月二十五日夜近衛歩兵第三聯隊第七中隊下士官兵約百二



十名を守備隊控兵と突入隊とに二分し前者は歩兵少尉今泉義道をして之を率ゐしめ、後者をもつて同邸内に侵入して高橋蔵相を殺害すること等を決定し翌二十六日午前三時頃中橋基明、中島莞爾は同中隊管内居住室に在りし今泉義道の許に到り昭和維新断行のため高橋蔵相の殺害に赴く旨を告げ且行動を共にすべく勸告したるも諸否を明にせざるをもつて中橋基明は我々と行動を共にするに否とは自由に委す但し蹶起後は當然守備隊控兵の派遣あるべきを豫想せらるゝが故に控兵司令たる貫官は唯控兵を引率せよと申渡し同室を立去れり今泉義道は事茲に至る既にやむを得ずとなし中橋基明の意に従ひ行動せんと決意するに至れり。

次で同四時頃中橋基明は非常呼集を行ひ明治神宮参拜と稱し下士官兵約百二十名を指揮し同四時三十分頃兵營を出發し自ら突入隊を率ゐる同五時頃大藏大臣高橋是清私邸を襲撃し同人を殺害し次で一同同邸を退去し中島莞爾は中橋基明の指示に依り突入隊を指揮して内閣總理大臣官邸に到れり一方今泉義道は暹羅公使館附近に位置し中橋基明等の高橋蔵相私邸襲撃間待機の姿勢に在りしが中橋基明と共に襲撃後守備隊控兵を率ゐて守衛隊司令官の許に到り次で命令に依り坂下門の警戒に任じたる後同十一時頃勤務の交代を命ぜられ所屬聯隊に歸營せり。

(3) 齋藤内府邸渡邊教育總監邸を襲撃 坂井直、高橋太郎、麥屋清濟、安田優は内大臣子爵齋藤實私邸を襲撃し

て同人を殺害し、更に高橋太郎、安田優は教育總監渡邊鏡太郎私邸を襲撃し同人を殺害する任務を擔當し下士官兵約二百名を指揮し同四時二十分頃兵營を出發同五時頃子爵齋藤實私邸を襲撃して同人を殺害しその際身を以て内府の危害を防がんとしたる夫人春子に對し過つて銃創を負はしめたる上同五時十五分頃一同同邸を退去し坂井直、麥屋清濟は主力部隊を率ゐて陸軍省附近に到り尙高橋太郎、安田優は下士官以下約三十名を指揮し豫ての計劃に基き赤坂離宮前において中田勝の交付せる軍用自動車に搭乘し教育教監渡邊鏡太郎私邸に向ひ同六時頃同邸を襲撃し妻す、子の制止を排し同人を殺害し同六時三十分頃一同同邸を退去し陸軍省附近に到り坂井部隊の主力に合せり。

(4) 鈴木侍從長官邸を襲撃 安藤輝三は侍從長官邸を襲撃し侍從長鈴木貫太郎を殺害する任務を擔當せるが二月廿六日午前三時頃非常呼集を行ひ全員を舍前に整列せしめ同三時三十分頃兵營出發同四時五十分頃侍從長官邸を襲撃し侍從長に數個の銃創を負はしめ次で安藤輝三は侍從長に「止め」を刺さんとせしが夫人孝子の懇願に依りこれを止め遂に殺害するに至らず同五時三十分頃一同同邸を退去し麹町區三宅坂附近に到れり。

(5) 警視廳占據 常盤稔、清原康平、鈴木金次郎は亡野中四郎の指揮の下に警視廳を占據するの任務を擔當し二月二十六日午前二時頃各所屬中隊の非常呼集を行ひ准士官

以下約五百名を指揮し同四時卅分頃兵營出發同五時頃警視廳に到着し同廳司法省側及び櫻田門側道路上數ヶ所に機關銃、輕機銃、小銃若干分隊を各配置して同廳の各出入口を扼し又同廳屋上に輕機銃、小銃若干分隊を配置し更に電話交換室の一部を配置して一時外部との通信を妨害せり

(6) 陸相官邸占據 丹生誠忠は陸軍大臣官邸を占據し陸軍省、參謀本部周圍の交通を遮斷し香田清貞、村中孝次磯部淺一等の陸軍上層部に對する折衝を容易ならしむる任務を擔當したるが二月二十六日午前四時頃非常呼集を行ひ下士官兵約百七十名を指揮し村中孝次、磯部淺一、香田清貞、竹瀝繼夫、山本又等と共に同四時三十分頃兵營出發、同五時頃陸軍大臣官邸に到着し主力部隊を以て同官邸の表門に位置せしめ以て特定人以外の出入を禁止せり。

(7) 自動車の輸送任務 田中勝は所屬野戰重砲兵第七聯隊の自動車を以てする輸送の任務を擔當したるが二月二十六日午前二時三十分頃下士官兵十三名に對し夜間自動車行軍を兼ね靖國神社参拜を爲すと稱し聯隊備附の乗用自動車一輛、自動貨車三輛、側車附自動二輪車一輛にそれぞれ分乗せしめ之を指揮して午前三時十五分頃兵營出發、途中靖國神社に参拜し次で宮城を拜し同五時頃陸軍大臣官邸に到着し磯部淺一の指示に依り直に乘用自動車に搭乘し且兵二名をして自動貨車一輛を運轉せしめ共に赤坂離宮前附近に到り折柄齋藤内大臣私邸の襲撃を終へ更に渡邊教育總監私

邸襲撃の爲待合せ居たる高橋太郎、安田優の指揮する部隊に右自動貨車を交付し次で同九時頃栗原安秀、池田俊彦、中橋基明、中島莞爾等が東京朝日新聞社を襲撃するに當り乘用自動車一輛、自動貨車二輛を之に交付して其の部隊の輸送に充て其他所屬自動車或は首相官邸備付の乗用自動車を使用し以て連絡輸送に任じたり。

(8) 朝日新聞社を襲撃 栗原安秀、池田俊彦、中橋基明、中島莞爾は同月二十六日午前九時頃下士官兵約五十名を指揮し軍用自動車三輛に分乗して東京朝日新聞社を襲撃し同社をして一時新聞發行を不能ならしめ次で東京日日新聞社、時事新報社、國民新聞社、報知新聞社及び電報通信社等の各社を廻り蹶起趣意書を配布しこれが掲載を要求して首相官邸に歸還せり。

(9) 澁川善助の行動 澁川善助は二月二十三日神奈川縣湯河原町に赴き牧野伸顯の所在を偵察したる上歸京し事件勃發後は外部に在りて同志等の企圖を達成せしめむがため同月二十七日夜麹町區九段一丁目中橋照夫と相謀り豫て氣脈を通じ居たる山形縣農民青年同盟長谷部清十郎等をして相呼應して事を舉げしむる事に決し之が實行の爲前記中橋に拳銃及同實包を與へ更に栗原安秀に依頼し某銃砲店より右拳銃用實包三百發を入手せむとしたるも事發覺して目的を遂げず同月二十六日以後歩兵大尉松平詔光等と連絡し外部情報の蒐集に努め之を同志等の部隊に通報し居たるが



二十八日安藤輝三の部隊に投じて士官を鼓舞激勵し同日夕  
陸相官邸に到り諸般の助力をなし又坂井直と同官邸附近警  
戒線を巡視して區處を與へたり。

(10) 湯ヶ原に牧野伯を襲ふ

亡河野壽は神奈川縣湯河  
原町伊藤屋旅館貸別荘に滞在中の牧野伸顯殺害の任務を擔  
當し二月廿五日夜豫て栗原安秀の招致に依り歩兵第一聯隊  
に集合せる歩兵軍曹宇治野時參外兵一名並に民間の同志宮  
田晃、中島清治、黒田昶、水上源一及び綿引正三を指揮し  
輕機關銃二銃其他を携行し翌廿六日午前零時四十分頃自動  
車二輛に分乗出發し同五時頃湯河原町に到着し伊藤屋旅館  
貸別荘を襲撃して牧野伸顯殺害の任務を擔當し牧野伸顯を  
搜索したるも之を發見し得ざるにより同人を燒殺せむとし  
て同別荘に放火して之を燒燬し右襲撃に當り護衛巡查皆川  
義孝を射殺したる外附添看護婦すゞ江に銃創を折柄消火の  
ため駆付けたる岩本龜三に銃創を負はしめたるも遂に牧野  
伸顯殺害の目的を遂ぐるに至らず此間水上源一は亡河野壽  
の重傷を負ひ再起し難きを知るや爾余の者を指揮督勵し率  
先抜刀して屋内に闖入し或は牧野伸顯を燒殺せむとして家  
屋に火を放ち或は消火の爲駆付けたる者に對し刀を振擧し  
て威嚇制止に勉むる等の行爲を敢てせり、亡河野壽等は右  
襲撃の際負傷したるに因り一同東京第一衛戍病院熱海分院  
に到りしが同所に於て各縛に就きたり。

(11) 折衝工作

二月二十六日東京方面の襲撃を終へた

る部隊は豫め計畫せる所に基き首相官邸、陸相官邸、陸軍  
省及び警視廳を占位し麴町區西南部地區一帯の交通を制限  
し以て香田清貞、村中孝次、磯部淺一等の陸軍首腦部に對  
する折衝工作を支援せり。

前記香田清貞、村中孝次、磯部淺一等は丹生誠忠を指揮  
する部隊と共に二月二十六日午前五時頃陸軍大臣官邸に到  
着陸軍大臣川島大將に面接し香田清貞は一同を代表して蹶  
起趣意書を朗讀すると共に各所襲撃の状況を説明したる後  
維新斷行の爲善處を要望し又眞崎大將、古莊陸軍次官、山  
下少將、滿井歩兵中佐を招致して事態收拾に善處せられた  
き旨要請せり。

この間同日午前十時頃磯部淺一は同邸表支關前に於て折  
柄來合せ居たる片倉歩兵少佐に對し拳銃を以て射撃し同人  
に銃創を負はしめたり。

次で彼等は折柄來邸したる山下少將より軍首腦部に於て  
起案したる説得文を讀聞き説示せられたるも之に服せず。  
第一師管戰時警備の下令せらるるや成るべく此等部隊は  
流血の慘を避け説得に依り歸隊せしめむとする警備司令官  
の方針に基き同二十六日夕より歩兵第一聯隊長小藤大佐の  
指揮下に入らしめられ次で同二十七日早朝戒嚴令中の一部  
施行ありし後も前日と同一方針の下に右状態を持續せしめ  
られたるが幹部は之を以て一般の情勢好轉せりと判斷し益  
々其の所信を深め其の企圖を斷行推進せむと志すに至れり

(12) 幸樂・山王ホテルに宿營

同月廿七日期村中孝次  
は滿井中佐等の勸告により陸軍省參謀本部の執務の便宜を  
顧慮し同地を解放し寧ろこの際各所屬部隊に引揚ぐべき旨  
同志に提議せるが一同の容るる所とならず結局首相官邸及  
び新議事堂附近に部隊を集結することに一決したるを以て  
村中孝次、香田清貞は戒嚴司令部に到り司令官香椎中將參  
謀長安井少將等に對し蹶起の趣意並に軍上層部に對する要  
望を述べ部隊の配備を縮小せる件を説明し現警備状態を暫  
く是認せられたる否らざれば軍隊相撃の危険性ある旨を力  
説し次で村中孝次、磯部淺一等は北輝次郎より事態收拾に  
關する電話の示教に基き香田清貞、栗原安秀、亡野中四郎  
等と協議し同日午後四時頃陸相官邸に於て一部軍事參議官  
と會見し事態收拾に關し要請する所ありしが却て先づ小藤  
大佐の命に従ひ現位置を撤去するの必要を説示せられ一應  
は之を諒解せるも撤去意思を確定するに至らず而して此等  
部隊は小藤大佐の指揮に基き同夜より首相、藏相、鐵相、農  
相、文相各官邸、料理店幸樂及び山王ホテル等に宿營せり  
(13) 戰鬪準備 二月廿八日朝村中孝次、香田清貞等は  
近衛歩兵第三聯隊長より中橋基明に對する聯隊命令として  
戒嚴司令官は勅命を奉じ占據部隊をして速に歩兵第一聯  
隊兵營附近に集結せしめらるゝにより同中尉はその指揮  
しある部隊を率ゐる小藤大佐の指揮に入り行動すべき  
旨の電話通達ありたるを承知し小藤大佐に對しその措置の

不當を難ぜるが會々小藤大佐は戒嚴司令官に對し下された  
る占據部隊を速かに原所屬に復歸せしむべき旨の勅命に基  
く第一師團命令を受領し之が傳達を企圖せる時なりしも同  
人等の感情の激化甚だしきに由り姑く之を保留せり之と前  
後して村中孝次、香田清貞、對馬勝雄等は午前十時頃第一  
師團司令部に到り師團長及び參謀長に對し

勅命の下令なき様斡旋方を陳情し陸相官邸に歸來せるに  
山下少將來邸しこれ等首腦者に對し勅命に基く行動の實施  
近きこと確實なるを以て善處すべき旨通達する所ありよつ  
て首腦者一同會議の結果自決の決心をなし偶説得に來れる  
師團長及び小藤大佐に對しても陛下の御命令に服従すべき  
旨誓ひたるも北輝次郎、西田稅等の電話激勵と一部幹部中  
同朝來四圍の情勢の急變と各種情報の混亂錯綜とに藉ひ復  
歸命令は眞の大御心に非るべしと主張するものあり又第一  
線を指揮しありたる者も情況の不明に基因し或は流言に惑  
はされ心境一變し包圍部隊が彈壓の措置に出づるに於ては  
儘くまで現位置を固守して抗戦せむと決意し同月廿八日夕  
より首相官邸、新議事堂、陸軍省、山王ホテル等に位置し  
て戰鬪準備をなすに至れり。

(14) 野中四郎の自決

斯くて戒嚴司令官香椎中將は小  
藤大佐に對しこれ等部隊の指揮權を解除し一般包圍部隊に  
對し廿九日朝を期し一齊に占據地區の掃蕩を下命するに至  
りしが叛亂幹部の大部は二十九日早朝ラヂオ放送部に撒布



せられたるピラ等により勅命に基く行動の既に開始せられたるを確知し且包圍部隊の逐次近迫せるを目撃し抵抗を断念して下士官兵に對し屯營に歸還を命じ先に被告人等の手裡を自ら脱して歸營せる數十名を併せて同日午後二時頃までに下士官兵の全部歸順するに至れり爾後山本又を除き幹部全員陸相官邸に集合し其の多くは自決を決意したるも一部の者は其の時機に非ざるを主張し遂に亡野中四郎を除くの外一同自決を断念し同日夕何れも東京衛戍刑務所に強制收容せられ山本又は其の宗教心より同日正午頃逃れて身延山に向ひしが三月四日東京憲兵隊に出首せり。

下士官兵等の行動

(15) 中樞基明の影響 大江昭雄及齋藤一郎は二月二十五日夜中樞基明より明朝他部隊と共に蹶起すべき旨申聞かされたるところ大江は豫てより舊上官たる同人より昭和維新断行の要に付啓蒙を受け同人等の企圖の一部を知悉し居たるより本屬の指揮系統を離れてこれに参加せんことを決意し齋藤一郎も亦豫てより中隊長代理たる同人が國家革新思想を抱懐しあることを知り得たるをもつて同人が命令に假託して犯罪を強要するものなるを諒知したるも平素の情誼上これを拒み得ずして参加を決意し廿六日非常呼集により中隊兵員と共に中樞基明指揮の下に屯營を出發し同五時頃高橋邸に到り齋藤一郎は同邸屋内に闖入し藏相の所在を

搜索したる上同邸を退去し次で中樞基明と共に守衛第二小隊長として宮城内の警戒に任じたり。

(16) 陸軍通信所の遮断

前田伸吉は二月二十五日夜丹生誠忠より明二十六日早朝を期し昭和維新断行のため蹶起する旨を告げられ次いで二十六日午前二時三十分頃同人より蹶起趣意書と題する檄文を讀み聞かされ且つ之が配布を受け更に當中隊の任務等を告げらるゝや直に参加を決意し非常呼集により中隊兵員と共に丹生誠忠の指揮下に屯營出發午前五時頃陸軍大臣官邸に到着するや兵五名を率ゐて陸軍省通信所に至り電話等に依る通信機關の使用を禁止したり。

(17) 栗原安秀に共鳴

尾島健次郎は二月二十六日午前三時頃舊上官たる栗原安秀より昭和維新断行の旨告げらるゝや豫て同人より國家革新の思想を注入せられこれに共鳴し居たるところより本屬系統を離れて直にこれに参加を承諾し同人の指揮の下に屯營出發、機關銃小隊長として兵員約六十名を率ゐる總理大臣官邸裏門に到り各分隊を部署して同邸外部の警戒をなせしめ且自ら其の警戒線を巡視し爾後引續き部下を率ゐて同官邸に位置せるものなり。

(18) 聯隊彈藥庫を開扉す

林武及び新正雄は二月二十

五日夜所屬中隊週番士官たる坂井直より蹶起の趣意を告げらるゝや自ら進んで本行動に参加する意志なきも上官の言辭に魅惑せられ且平素の命令服従關係に拘束せられその違法なることを推知しつゝもやむなく齋藤内大臣邸襲撃に参加せり。

尙新正雄は出發前坂井直の指揮に依り聯隊彈藥庫を開扉し實包を取出しこれを各中隊彈藥受領者に交付したる後指示に基き分隊長として齋藤内大臣私邸襲撃に参加し同邸内に侵入して同家裏側の警戒に任じたり。

又林武は齋藤内大臣邸襲撃に當り輕機關銃分隊長として兵十四名を率ゐる同邸内に侵入し坂井直の命により輕機關銃を以て女中部屋門戸を破壊せしめ同所より屋内に入り齋藤實の所在を搜索して階上寢室に闖入し坂井直等が齋藤實を射撃したる際拳銃六發を發射せり、尙林武に右襲撃後渡邊教育總監私邸襲撃に分隊長として参加せり。

(19) 鈴木侍從長に拳銃發射

永田露及堂込喜市は二月二十五日夜中隊長安藤輝三より明朝蹶起して鈴木侍從長を襲撃すべき旨を告げらるゝや同人が命令の強制下に参加せしめんとするものなるを諒知したるも平素の情誼上之を拒み得ずして出動を決意し小隊長の任を帯び安藤輝三指揮の下に屯營を出發し二十六日午前四時五十分頃前記侍從長官邸附近に到り永田露は第一小隊長として下士官兵約八十名を率ゐる同官邸裏門より邸内に侵入し鈴木侍從長に對し拳銃

を發射し又堂込喜市は第二小隊長として兵約八十名を率ゐる同官邸裏門より邸内に侵入し鈴木侍從長に對し拳銃を發射し次で安藤輝三に隨ひ部下を率ゐて陸軍省、新議事堂、幸樂及び山王ホテル等に位置したり。

(20) 野中四郎に参加

立石利三郎は第七中隊長たりし亡野中四郎より本行動に参加を求めらるゝや所屬週番士官に何等報告する事なく統帥を察することを承知しつゝ之に同意し、同機關銃隊下士官四名、兵約七〇名を指揮し、機關銃八及び同實包を携行して、野中部隊の監視廳襲撃に参加せり。

(21) 安藤輝三に共鳴

伊高花吉は安藤輝三の思想に稍共鳴しありしが、二月二十五日夜所屬中隊鈴木金次郎に件はれ第七中隊長亡野中四郎の許に到り参加の決意を促さるゝやこれに同意し且統帥を察することを察知しつゝ、第十一中隊附須田軍曹に参加を勧誘せり出動後は監視廳占據部隊に加はり輕機關銃分隊長として兵二十名を率ゐる同廳前の警戒等に任ぜり。

(22) 坂井部隊に参加

北島弘、渡邊清作、青木銀次、長瀬一は二月二十五日夜所屬中隊にあらざる第一中隊週番士官坂井直より蹶起の趣意を告げらるゝや直にこれに同意し次で長瀬は蛭田正夫に青木は小原竹次郎に其の旨を傳へ且何れも所屬中隊週番士官に何等報告することなく竊かに二年兵の一部を率ゐて坂井部隊に加はり内大臣齋藤實私邸



の襲撃に参加せり。

右襲撃後更に蛭田及長瀬は共に輕機關銃分隊長として渡邊教育總監私邸の襲撃に参加せしが特に長瀬一は同邸外扉を射撃破壊し或は自ら進んで屋内に侵入し安田優に續て寢室に殺到し既に斃れたる總監の背部に對し拳銃を發射せり尙長瀬一は從前より國體の研究に志しかつ居常明治維新烈士の言行を敬愛しありしが入營後安藤輝三の指導と相俟て國體顯現の爲には一身を犠牲とし直接行動をなすも敢へて辭せざるの信念を有するに至れるものなり。

(23) 栗原安秀は共鳴 宇治野時參、宮田晃、中島清治、黒田昶、黒澤鶴一、水之源一及び綿引正三等は夙に栗原安秀の思想信念に共鳴感激し特に水之源一は軍隊を利用するに非ざれば革命は成功し得ずとの信念に基き青年將校中多數の同志に進んで接近し自宅其他の各所に於て栗原と會合を重ね直接行動の目標、實行方策並に其時期等に關し屢々意見を交換し且つ同人より多額の資金を受け只管蹶起の時機を待望し居りたるものなる所前記の者は二月廿五日栗原安秀の招致に依り同夜宇治野時參、黒澤鶴一は擅に其の本屬部隊を離れ同隊機關銃隊栗原安秀の許に參集し其他の者は隊外より來り會し栗原より實行計畫の概要を説示せられ且亡河野壽指揮の下に在湯河原伊藤屋旅館貸別荘牧野伸顯襲撃暗殺の任務を授けらるゝや孰れも勇躍參加したるものにしてその襲撃に方りては宮田晃は黒田昶と共に亡河野壽に從

ひ屋内に闖入し巡查皆川義孝を産したるも河野及び宮田と共に重傷を負ひたり、黒田昶は最初同別荘裏口より闖入し拳銃を亂射し次で同別荘裏側道路に廻り牧野伸顯の脱出を警戒中火焰に追はれ裏庭湯殿付近の空地に避難せる婦女子數名中に同人らしき姿を認め直に天誅と叫び拳銃三四發を亂射せり宇治野時參は日本刀を携へ最初水之源一に從ひ同別荘玄關に向ひたるが同人の放火後は同別荘西南側高地付近に於て牧野伸顯の脱出及び警戒隊の來襲を警戒し次で炎上中の屋内に輕機關銃を亂射せり。

綿引正三は刑事巡查らしき寢卷姿の男三名を發見するや拳銃を擬して威嚇撃退し次で水之源一の放火後は同別荘東側石垣上に數名の婦女子が避難蹲踞しあるを認めその中に牧野伸顯も潜伏しあるべしと直感しこれに向ひ拳銃を發射せり。

中島清治、黒澤鶴一は最初外部の警戒に任じありしが水之源一の區處により輕機關銃又は拳銃を以て付近に亂射し威嚇せり、水之源一の行動に付ては行動概要の(10)に述べたるが如し。

二・二六事件の死刑執行

【七月十二日陸軍省發表】 七月五日死刑の判決言渡しありたる、香田清貞、安藤輝三、栗原安秀、竹島繼夫、對馬勝雄、中橋基明、丹生誠忠、坂井直、田中勝、中島莞爾、安田優、高橋太郎、林八郎、澁川善助、水之源一は七月十

二日その刑を執行せられたり。

【七月十日陸軍省發表】 今次事件の責任者として待命中の左記の者は本十日發令、左の如く豫備役仰付けられたり。

|    |             |         |
|----|-------------|---------|
| 待命 | 元東京警備司令官    | 香椎浩平    |
| 同  | 陸軍中將        | 岩佐祿郎    |
| 同  | 元第一師團長      | 堀丈夫     |
| 同  | 元近衛師團長      | 橋本虎之助   |
| 同  | 元憲兵司令官      | 岩佐祿郎    |
| 同  | 元豐橋教導學校長    | 中井武三    |
| 同  | 陸軍少將        | 工藤義雄    |
| 同  | 元步兵第二旅團長    | 大島陸太郎   |
| 同  | 元近衛步兵第二旅團長  | 子爵 石田保道 |
| 同  | 元野戰重砲兵第三旅團長 | 同 佐藤正三郎 |
| 同  | 元步兵第一旅團長    | 同 小藤惠   |
| 同  | 元步兵第一聯隊長    | 同 澁谷三郎  |
| 同  | 陸軍步兵大佐      | 同       |
| 同  | 元步兵第三聯隊長    | 同       |

|   |             |      |
|---|-------------|------|
| 同 | 元野戰重砲兵第七聯隊長 | 眞井鶴吉 |
| 同 | 陸軍砲兵大佐      | 同    |
| 同 | 元近衛步兵第三聯隊長  | 圓山光藏 |
| 同 | 陸軍步兵大佐      | 同    |

事件外郭將校處斷判決全文

罪名及處刑

- 一、反亂者を利す
  - 所屬步兵第一聯隊 陸軍歩兵大尉 山口一太郎
  - 右は陸軍刑法第廿九條に依り無期禁錮
  - 所屬步兵第三聯隊 陸軍歩兵中尉 柳下良二
  - 右は陸軍刑法第廿七條第一號に依り禁錮四年
  - 二、司令官軍隊を率ふ故なく配置の地を離る
    - 所屬步兵第三聯隊(事件當時) 陸軍歩兵中尉 新井勳
    - 右は陸軍刑法第四十三條第二號に依り禁錮六年
    - 三、反亂豫備
      - 所屬步兵第六聯隊 陸軍一等主計 鈴木五郎
      - 所屬豐橋陸軍教導學校 陸軍歩兵中尉 井上辰雄
      - 所屬步兵第十八聯隊(事件當時)



右は陸軍刑法第卅二條第廿五條に依り鈴木五郎を禁錮六年井上辰雄、鹽田淑夫各禁錮四年  
 【七月卅一日午後九時 陸軍省發表】 二・二六事件直接參加者以外の者中陸軍歩兵大尉山口一太郎外五名に對し七月廿九日東京陸軍軍法會議の判決の概要左の如し。

犯行の概要

一、叛軍出動を默認 山口一太郎は夙に皇國の前途眞に憂慮に堪へざるものありと斷じ速に之を革新是正して國體の眞姿を顯現し特に國民生活の安定、國防軍備の充實を圖らざるべからずと思惟し、今次反亂事件被告人村中孝次、磯部淺一、香田清貞、安藤輝三、栗原安秀、澁川善助と相識るに及び同人等が被告人と同一思想信念を有するも直接行動を以て所謂特權階級を打倒しその目的を達成せむとする企圖を有するものなるを知り、同人等を指導誘掖しつゝ合法的に局面を開せむと志し、或は自宅を以てその集會所に充て或は隨所において慶西田税及前記青年將校等と會合し且一般の情勢等を傳へ青年將校等の直接行動を制止しつゝ、その誘導に努め兼て同人等の蹶起の氣運を偵知しその情勢を利用し被告人の所謂「先廻り合法手段」に依り國家革新を齎さしむることを企圖せるが昭和十年三月歩兵第一聯隊に勤務するに及び同年末頃より同志青年將校等の間に直接行

動の氣運漸次醸成せられあるを看取し、被告人從來の立場上斯かる事態を如何に誘導處理すべきやに關し苦慮し居たる折柄、昭和十一年二月十日前後栗原安秀より同月下旬週番司令として服務せられたき旨の懇請を受け或は直接行動に參加方を慫慂せらるる等のことありたるに依りその氣運の頓に昂まれるを看取せしが同月十八、九日頃自宅に於て村中孝次、磯部淺一等の來訪を受け同人等が同志青年將校と相謀り歩兵第一聯隊その他の兵力を出動せしめ元老、重臣等を襲撃し帝都樞要の地區を占據し所謂昭和維新を斷行する爲近く蹶起することとなりたるを以て、右兵力出動等を看過默認すると共に外部に在りて對上部工作を援助せられたき旨を諷示せらるゝや敢て反對を唱ふることなく若し然る場合上部工作に付努力するは當然のことなりとの意を暗に表示せるが本會見に依り決行の機愈々切迫せりと思惟し、同月廿一日頃西田税を自宅に招致し之が對策を協議し同月廿二日より所屬聯隊週番司令に服務し、愈々同週中に蹶起あるべきを推知し同月廿三日警備用として麹町區附近要圖及内閣總理大臣官邸附近要圖合計約二百枚を作製準備し同月廿四日夜村中孝次、磯部淺一、香田清貞、栗原安秀等が聯隊内において蹶起に關する細目の打合せを爲すことを知り、更にその情況を偵知し善處すべき企圖の下に進んで週番司令室をその用に供し、且之に立會ひ親しくその狀を見聞するに及び彼等の決意鞏固にして到底抑止し難きを

看取し同夜再び西田税を週番司令室に招致會見し所要の連絡をとれるが、被告人は現狀革新の根本趣旨に於ては素とより彼等青年將校等と大いに相通するものあり、加ふるに此種行爲に對する順逆の理に透徹せる信念を有せざりし爲遂に非合法手段を用ふるも亦已むを得ずと爲し、敢て防止の手段に出づることなく寧ろ此の蹶起を機とし所謂上部工作を以て彼等の行動の目的を達成せしめむことを決意し同月廿五日夕點呼の際栗原安秀より本夜は何事も爲さざるべしより充分安眠せられたき旨の言を聞き愈同夜決行せらるべきことを察知し、次で村中孝次、磯部淺一外數名の民間同志が決行の爲夜中來營し栗原安秀等に面會を求めたるに對し之を許可し、且同夜栗原安秀等が彈藥を搬出することあるべきを豫察したるも之を放任し、翌廿六日午前四時稍々前週番副官務衛兵司令より機關銃隊が非常呼集を行ひ居る旨の報告を受けしも徒らに措置するところなく午前四時廿分栗原安秀、丹生誠忠外將校下士官兵約四百六十名が兵器彈藥を携行し同志部隊の襲撃と時を同うして東京市麹町區永田町内閣總理大臣官邸を襲撃し、或は陸軍大臣官邸を占據すべく同聯隊を出發するに當り之を默認し、次で午前四時卅分過ぎに至り部隊は既に出發し了る旨の報告を受くるに及び始めて所要の措置を執り、以て故らに週番司令たるの職責を懈り彼等の出動を容易ならしめ右部隊の屯營出發後同日朝被告人の電話報告に接し急據來隊したる所屬聯

隊長小藤惠より同部隊の情況偵察の爲週番司令交代の上隨行すべき旨を命ぜられ、次で其の副官たるべき命に接し之を絶好の機會なりとし其の職務を利用し彼等蹶起部隊の目的を貫徹せしめんが爲め或は陸軍大臣其他に對し本事件の處置として市民を傷げざること、皇軍相撃を爲さしめざることを、蹶起部隊が義軍なりや賊軍なりやを速かに決定し所謂昭和維新に邁進する強力内閣を組織し現事態に善處せられたきこと等を懇請し、又蹶起將校等の手段は兎も角として彼等の精神を生かさざれば斯かる事件は何回も發生すべしと進言し、或は所屬師團長に對し同部隊を今遽に分割し現位置より撤去せしむるが如き方策を用ふることなく親心を以て漸を追ひ處置せられたき旨を懇請し、且歩兵第三聯隊長はその態度彼等に有利ならずと爲し之が交代を進言し或は陸軍大臣官邸における村中孝次、磯部淺一、香田清貞、栗原安秀等と軍事參議官との會見の席に列し、同會見を圓滑に誘導幹施し、又は兩者の意思疎通を圖り以て彼等の意圖達成に努め、或は廿八日午前零時過陸軍大臣官邸において同朝五時頃同部隊を何れかに集結せしむべき命令下達せらるゝ豫定なることを聞知し、斯くては同部隊の目的達成を挫折せしむるものなりと痛憤し聯隊長を促して直に戒嚴司令部に到り同日午前三時頃司令官室において司令官に對し反亂部隊を代表するが如き態度を以てその措置の不當を難じ撤去に關する命令の無期延期を要請し、次で偕行



社に到り同所に在りし軍事参議官に對し右と同趣旨の懇請を爲す等村中孝次等反亂者に軍事上の利益を與ふる行爲を爲したるものなり。

二、機關銃配屬に應ず

柳下良二は從來國家革新運動に關心を有せざりし所二月廿二日より歩兵第三聯隊機關銃隊週番士官として服務中同月廿六日午前零時頃週番司令安藤輝三より出動隊に對し機關銃を配屬すべき旨示達せられたるが右は安藤輝三が週番司令たるの地位を濫用し平素抱懐せる所謂昭和維新斷行のため不法に兵力を使用し反亂行爲を爲すものなることを感知し種々煩悶せるも當時緊張せる隊内の零團氣に壓迫を覺え、加ふるに生來の優柔不斷と薄志弱行等に禍せられ遂に之に應じたるものなり。

三、擅に警戒を撤去

新井勲は豫て中村孝次、磯部淺一、香田清貞、安藤輝三、栗原安秀等と相議り矯激なる國家革新思想を抱懐せしが其後北京駐屯歩兵隊に勤務するに及び直接行動を以て國家を革新せむとするの思想を放棄するに至り、昭和十一年二月村中孝次、磯部淺一より昭和維新斷行の爲蹶起を慫慂せられたるも見解を異にするを以て同意し難しとして之を拒否せしが同月廿六日事件勃發に際し豫て彼等將校の思想信念とその根柢において相通するものありし被告人は爾後下達せられたる命令その他諸情報等が孰れも彼等に有利にしてその行動が是認せられつゝあるものと思惟しつゝ、廿七日朝所屬大隊長の命により部下中隊を

指揮し警戒配備の位置に就くや、屢次上司等に對し事態の圓滿收拾方を意見具申せるに拘らず狀勢所期に反するものあるを認め憤懣禁ずる能はず、焦慮煩悶を重ねありし所廿八日午前彼等部隊はその位置を撤去し原所屬に復歸せよとの命令下達せられたるを知り斯くては皇軍相擊の不祥事の勃發は必然なりとなし一途に憤激の余上長を信ぜず職分を忘れ今や最後の措置として自己の行動に依り上司の反省を促すの外なしと爲し、其の行動が反亂者を利するの認識を有せずして同日午後二時頃擅に警戒を撤去し部下中隊を引率して青山墓地に到り次いで明治神宮外苑に於て休止を行ひたる後引續き九段靖國神社に到り參拜の後同所に待機し居たるが爾後上司の説示に應じ午後九時頃原警備位置に歸還したるものなり。

四、資金調達

鈴木五郎は磯部淺一對島勝雄の感化誘導を受けてその同志的關係にあり所謂昭和維新の實現に就ては非法手段の必要性を感じありしも未だ自ら進んで之を決行せんとするの信念を有せざりし所、昭和十一年二月廿日對島勝雄の來訪を受け、東京同志は愈々二月下旬或は三月上旬兵力を用ひて蹶起する事となれるにつき豊橋在任の同志も亦之と呼應して静岡縣興津町の公爵西園寺公望を襲撃すべく決意したるを以てその決行資金調達の依頼を受けると共に磯部淺一よりの依頼状を受取り同志として直に之を受諾し、金三百圓を調達して二月廿三日直接襲撃行動に加

らざる旨を附言して之を同中尉に交付せり、次で同日對島勝雄竹島繼夫と共に東京より來豊せる栗原安秀より東京同志は同月廿六日午前五時を期して兵力を使用して蹶起すべき細部の計畫に關し説明を受け、且同人等が右計畫に呼應し西園寺公望襲撃計畫として豊橋陸軍教導學校の下士官及學生約百廿名を以て貨物自動車に依り興津町に到りて廿六日午前五時を期し之を襲撃し目的を達したる後直に上京して東京部隊に合流するに關し謀議せるに際しその席に列し、彼等より右貨物自動車は鈴木五郎に於て準備すべきを依頼せられ之を承諾し、次で廿五日夜間演習の爲と稱し貨物自動車七輛、ガソリン十四罐、清酒一斗を準備せり。

五、園公襲撃準備

井上辰雄は竹島繼夫及對島勝雄と共に豊橋教導學校に於て同中隊に勤務し、同人等の思想の影響を受けしも未だ所謂國家革新の運動には深き關心を有するに至らず、又鹽田淑夫は曩に栗原安秀と共に同一聯隊に勤務し同人の感化指導に依り所謂昭和維新斷行に關し同志として氣脈通じ滿洲に轉任後は又對島勝雄とも相交はるに至れるも逐次之が斷行の熱意を失ひ居たるものなるが兩者は二月廿一日、對島勝雄より東京同志の蹶起に呼應して之と同時に豊橋部隊を以て西園寺公望を襲撃せんとする旨を告げ、其の決意を求めらるゝや井上辰雄は蹶起の時機と方法とに付ては考慮したきも決意は有する旨を答へ、鹽田淑夫は一應決行の延期を提議したるも從來の立場上已むなく參

加を決意し次で同月廿四日對島勝雄、竹島繼夫と會合し同人等が豫め概定せる西園寺公望襲撃計畫に基き細部の實行方法に付協議せるが井上辰雄は對島勝雄に對する情誼と所屬中隊學生の参加に殉ぜむとの念に驅られ徒らに小節の信義に趨り之が参加を確定し、且小夜食の調達を引受け翌廿五日之が準備を爲し又鹽田淑夫は此頃より逐次参加を避けむとの念を抱くに至れり。

六、参加を忌避

鈴木五郎、井上辰雄、鹽田淑夫の三名は對島勝雄、竹島繼夫等と共に西園寺公望襲撃の計畫準備を爲したるものなるが、對島勝雄より参加を慫慂せられたる豊橋教導學校歩兵中尉板垣徹が同月廿五日兵力使用に關しては如何なる手段を以てするも之を阻止すべき強硬なる決意を表明するに及び右計畫の實施は遂に中止の已むなきに至り(板垣中尉は不起訴處分となる)對島勝雄、竹島繼夫は上京して反亂事件に参加するに至りしが井上辰雄は對島勝雄の上京に際し行動を共にすべき提議に對し自己が参加を決意せる理由既に消滅せりと爲し、之を拒絶して後始末を引受け、鈴木五郎は貨物自動車その他の註文を取消し、鹽田淑夫は此問題に参加を忌避し、自宅に引籠り居りたるものなり。

六將校失位失官

二・二六事件の背後關係者山口一太郎大尉以下六名に對し前掲の如く判決言渡しがあつたので、六名は何れも失位失官した。



### 重要統計表索引

**一般景氣指標**  
我國の諸景氣指標(圖表).....115

**金融及財政**  
銀行預金協定利率.....142  
新規發行債券利廻.....143  
11年度歳入歳出實行豫算.....146  
11年度實行豫算省別比較.....147

**貿易**  
11年第一四半期帝國貿易額.....154  
輸出入商品の組成.....157  
本邦對濠貿易額.....162  
對濠主要輸出入品金額表.....163

**世界經濟**  
アナリスト事業活動綜合指數.....120  
米國鐵道貨物輸送貨車數.....122  
〃〃建築契約高.....122  
エコノミスト事業活動指數.....126  
英國々際收支累年比較.....128  
〃〃歳入歳出豫算表.....129  
フランス銀行勘定の變化.....132  
紐育市場爲替相場.....134  
瑞西貿易累年表.....134

**工業及生産統計**  
工業別生産額の昭和8・9年比較.....85  
主要事業生産額推移.....88  
昭和9年に於ける各種工業の比重・90  
各種工業生産額の對生産總額  
割合表.....91  
使用職工數別工場數, 職工數及  
生産額.....93  
9年末現在, 中小工場工場數,  
職工數及生産額.....95

昭和9年中重要府縣別生産額.....96  
生産額中原材料材料及賃銀の占む  
る割合.....100

**農村關係統計**  
農家負債總額.....45  
昭和4年末農村負債增加狀態.....47  
福島縣負債原因調査.....50  
借入先別農家負債.....53  
信用組合貸付利率他機關比較.....60  
勸銀農工の農業貸付割合表.....64  
昭和10年發生小作爭議.....196, 197  
小作爭議・原因・要求事項別表.....198  
産業組合擴充5ヶ年計畫.....200

**事業會社統計**  
11年上半年期事業會社成績.....166, 167  
株式拂込金月別調.....170, 171

**勞働統計**  
9年末性別職工數及同割合.....97  
9年末年齢別職工數及割合.....98  
勞働時間延數, 賃銀支拂總額及  
一時間當り賃銀.....99  
勞働人員竝に賃銀指數(圖表).....186  
〃〃〃〃指數.....187  
民營工場勞働人員指數.....188  
主要事業別職工數の趨勢.....189  
定額賃銀指數.....190  
實收賃銀指數.....191  
實質賃銀指數.....192  
賃銀總支拂高指數.....193

**滿洲國關係統計**  
北滿海港向新舊運賃比較表.....213  
日滿兩國對獨貿易額.....217

# 新報 東洋經濟

**週刊東洋經濟は** 本邦最古の雜誌にして内容常に最新の經濟及社會評論雜誌です

**財界概観** 獨特の犀利なる觀察を以て毎號財界の大勢を論ず、常に主幹(現在石橋渡山)の力作に依るもの。

**世界經濟** 最も簡潔の筆を以て世界經濟の推移を評論し大勢を指示す。

**社説** 内外經濟及社會に關する最も進歩的にし得る精緻且つ徹底的なる本誌獨特の評論

**調査** 内外經濟又社會の基本的資料の解剖調査如何なる統計を利用するにせよ、本誌はその作成方法の吟味を怠らな

**會社批判** 各會社經營の公正に於て同時に各社事業狀態の迅速なる報道と相隨なる前途豫想。

**株式市場** 内外重要商品の生産の推移及豫測並に評論。貿易、相場等

**經濟統計** 毎週株式市場の推移を論じ將來を豫測す。毎週内外經濟に關する重要諸統計の最も敏活なる蒐集、國內財界統計、海外財界統計、公社債統計、商品集散統計、株式統計、商品統計、

**統計月報** 毎月一回添附、二八頁に亘つて内外重要統計を網羅し月別並に日別の詳細なる數字を掲ぐ。

**其他** 海外ノリト、海外日誌、財界展望、財界ノリト、商品市場、公社債市場、爲替市場、財界要報、財界日誌、人物合評、市場解説、新刊紹介、資料解説等。

（統一料） 錢拾參價定部一號通普  
及特別特 (圓五拾金年ヶ一) 引前金前  
ひ合を料送 (圓八金年ヶ半) 料購購御



(附録69)

土壤消耗的作物 (Soil-depleting crops) .....123  
 〃〃建設的作物 (Soil-conserving or Soil-building crops) .....123  
 トランスファ-モラトリアム .....135  
 東北興業株式會社法案 .....195, 203  
 〃〃振興電力株式會社法案 .....195, 203  
 東北振興新政策 .....195, 196, 203, 206  
 〃〃型農業 .....196  
 土地所有制 .....202  
 東北振興事業 .....204, 205  
 特別議會政府提出法律案 .....223, 224  
 特産恐慌 .....218  
 統制經濟問題 .....227

[ナ]

永田事件 .....14—16, 36

[ニ]

二月事件 (2・26事件) .....1—30  
 103—107, 165  
 西田税 .....9  
 日本改造法案 .....19, 25—28  
 一大綱 .....6  
 日本資本主義 .....24  
 一發達史 .....46  
 日銀利下げ .....140  
 〃〃濠貿易の分析 .....161—163  
 日滿プロツク .....180, 213  
 〃〃經濟プロツク .....209  
 日滿郵便條約 .....207  
 〃〃獨の三角貿易 .....215—218

[ノ]

農本主義 .....6  
 農家負債 .....43—82  
 一の總額 .....44—48  
 一の原因 .....49—52

農家負債問題 .....43—82  
 〃〃〃政策 .....63—82  
 農家經濟調査 .....45  
 農村夏生協會 .....61  
 〃〃金融機構 .....67  
 農業恐慌 .....69  
 〃〃村負債整理組合法 .....70  
 〃〃業動産信用法 .....70, 71  
 〃〃工銀行法 .....76  
 〃〃村工業化政策 .....195

[ハ]

配當制限 .....165

[ヒ]

秕政 .....34  
 非生産的高利貸の負債 .....66  
 ヒンデンブルグ・ライン .....127  
 肥料統制法 .....180  
 貧農比重 .....201, 202  
 肥料問題 .....234

[フ]

ファシズム .....3—16  
 急進的軍事的 .....1, 2, 20  
 武力革命 .....19  
 プロツク運動 .....26  
 フランス・フラン .....133  
 不動産融資及損失補償法 .....69  
 負債整理組合 .....72—82  
 一の仕組 .....73, 74  
 一法 .....43, 82  
 負債償還計畫 .....77—82  
 佛國大労働罷業 .....132  
 フラン擁護 .....132, 133  
 ブルム新人民戦線内閣 .....132, 133  
 フラン切下問題 .....133  
 不穩文書臨時取締法 .....222

[ヘ]

米國増稅案 .....124  
 一の景氣的意味 .....124, 125  
 平價低落率 .....134

[ホ]

本間憲一郎 .....8  
 北洋漁業利權問題 .....40  
 〃〃支自治政權 .....41  
 貿易額指數 .....115  
 紡聯操短委員會 .....177  
 〃〃強化策 .....178

[マ]

滿蘇水路協定委員會 .....41  
 〃〃獨貿易協定 .....207, 213—218  
 滿洲重要産業統制法 .....207  
 〃〃鐵道一元化問題 .....208, 209

[ミ]

民間右翼團體 .....17  
 密輸入問題 .....42  
 民營工場労働人員指數 .....188

[ム]

村中孝次 .....13, 15

(附録68)

[ユ]

唯物論的思想 .....23  
 輸出伸度鈍化 .....153—155  
 〃〃入増率の跛行性 .....155

[ヨ]

豫算分捕主義 .....148

[ラ]

ラヴァール・ホーア伊エ和協試案 .....131

[リ]

臨時工の増加 .....124, 125

[ロ]

倫敦條約 .....9, 21  
 労働人員指數 .....22  
 倫敦會議 .....26  
 労働國防部 .....27  
 老兵恩給一時拂法 .....124  
 ロカルノ條約廢棄 .....130, 136  
 労働人員指數 .....181, 186, 187  
 〃〃時間の延長 .....192

[ワ]

ワグナー労働法 .....124, 125



(附録71)

軍政府.....8  
クーデター.....19  
軍事的ファシスト.....22

[ケ]

血盟團事件.....4—7, 21  
健全財政主義.....23  
經濟的國際主義 (Economic Inter-nationalism).....26  
\*\*\*國家主義 (Economic Nationalism).....26  
景氣指標.....112—117  
原料自給策.....180

[コ]

5.15事件.....4, 7—10, 229  
權藤善太郎.....5, 6, 9  
國民共同體王道國家.....6  
後藤映範.....7  
國體明徴問題.....13, 14  
國家革新思想.....18  
厚生政策.....25  
皇道維新.....25  
國內改造論.....27  
國民生活安定.....43  
耕地整理組合.....48  
工場統計.....83—89  
一表.....83, 84, 85  
工場調査規則.....85  
國內品價格.....113  
公債漸減主義.....138, 139, 148  
五分利債低利借換.....140, 141  
一條件.....141  
濠洲關稅改正案.....159, 160  
\*\*關稅引上.....180  
國際フープ.....174  
航路統制法.....180, 222  
國家體制.....207

國際的對立時代.....213

[サ]

三月事件.....3, 4, 121  
齋藤隆夫.....3, 24, 229  
山王新政府.....104  
三十種産業株平均相場.....105, 114  
財政經濟政策.....107—112  
左翼人民戰線.....119, 131, 132, 136  
最低賃銀制.....125  
最高労働時間制.....125  
産業保護政策.....171—175  
産金奨励策.....175  
産業統制強化.....180  
\*\*\*法の改正.....180  
産業機構の變革.....186, 188, 189  
\*\*組合擴充五ヶ年計畫.....195, 199  
左翼取締法案.....229

[シ]

十月事件.....3, 4, 21  
四元義隆.....6  
神兵隊事件.....10, 11  
昭和皇道維新.....11  
十一月事件.....12, 13  
私兵化.....19  
昭和維新.....25  
自主自給的經濟 (Self-supporting).....26  
自給自足經濟 (Self-sufficiency).....26  
肅軍工作.....36  
純粹寄生地主.....46, 47  
重要産業統制法.....112  
事業活動指數.....113, 115, 116  
信用組合.....57—63  
一の役割.....57—60  
重工業再擴張計畫.....190  
借金棒引論.....75  
失業者絶滅策.....125

(附録70)

四分利債賣止.....140  
十一年實行豫算.....145—148  
事業會社業績.....165, 166  
消費財生産.....167, 168  
實收賃銀指數.....181, 191, 192  
商權擁護運動.....203  
肅正選舉.....219  
社會立法.....226  
自由主義經濟.....227, 228  
肅軍問題.....229—232  
職能の分裂.....234

[ス]

水産資源開發事業.....204

[セ]

生計費指數.....22  
選舉制度の改正.....38  
生産數量指數.....115  
稅負擔均衡策.....152  
石油國策.....175  
全國爭議件數.....198  
全滿鐵道運賃改正.....209, 210  
聲明書作文練習內閣.....226  
積極的統制經濟主義.....227  
聖旨奉戴決議案.....228

[ソ]

蘇滿國境設定問題.....40  
\*\*\*\*\*委員會.....41  
總動員祕密保護法案.....111, 222  
増稅案.....150, 151  
操短問題.....177  
増稅問題.....227

[タ]

橋孝三郎.....5, 6, 8  
大亞細亞主義.....22

大詔渙發.....23  
第六十九特別議會.....38  
139, 145, 219—230  
大陸政策.....38, 39  
對滿投資.....39  
頼母子講.....56, 57  
退職積立金法.....181—185  
一の重要點.....182—185  
退職金積立制度.....183  
\*\*積立法適用範圍の改正.....183, 184  
臺灣拓殖株式會社法.....222

[チ]

自治民範.....10  
賃銀支拂總額.....87, 98, 100  
\*\*總支拂高指數.....193, 194  
治外法權撤廢.....218  
一問題.....208

[ツ]

通商擁護法.....153, 163  
一の發動.....153  
通商障害.....153—164

[テ]

テロリズム.....1, 2  
天皇機關説排撃.....13, 14  
低金利政策.....70, 111, 180  
鐵鋼自給策.....171, 172  
\*\*國策.....172  
定額賃銀指數.....181, 190

[ト]

統帥權干犯問題.....7, 9, 19  
頭山秀三.....8  
統帥系統.....29, 35  
一の攪亂.....29, 30  
東京軍法會議.....36



# 日本經濟年報索引

＝第二十四輯＝

(昭和十一年第一四半期)

[ア]

愛郷塾……………4, 6, 7  
赤字公債政策……………110, 138  
〃〃〃〃漸減主義……………138, 139, 151  
アナリスト事業活動指數……………120, 121

[イ]

一君萬民農本自治……………6  
〃〃〃〃舉國一體……………37

[工]

衛生保險國策……………38  
A・A・Aの代案(土壤保全法)……………122—124  
N・R・A復活運動……………123  
〃〃〃〃〃〃問題……………124, 125  
エコノミスト事業活動指數……………126  
液體燃料國策……………175  
遠距離遞減制……………212

[オ]

大川周明……………5, 8, 9  
卸賣物價指數……………113, 115  
埃太利合併機運……………130  
オットー・キープ博士……………213

[カ]

戒嚴令……………8, 9, 219  
外蒙の門戶開放問題……………40  
カバーラ(債務隸農)……………81  
株價指數……………114, 115

會社資本發行高……………121, 122  
ガレット氏……………160  
カルテル活動……………165  
〃〃〃〃的統制……………177  
關稅引上……………173, 174  
〃〃改正……………175  
關西型農業……………197  
開院勅語……………219—221, 226  
怪文書取締法……………225

[キ]

北一輝……………5, 18, 19  
急進的軍事的ファシズム……………1, 2, 20  
共產主義運動……………21  
金利變革……………39  
〃〃革命……………139—143  
冀察政務委員會……………41  
冀東防共自治政府……………42  
金輸出解禁……………66  
一政策……………21  
金錢債務臨時調停法……………69, 70  
金ブロック……………119, 120, 130, 136  
恐慌發案……………134  
金買上値……………143, 144  
金保有増加……………175—177  
議會制度改革……………228  
〃〃主義の昂揚……………228, 229  
貴族院改革案……………232, 233

[ク]

軍縮會議問題……………7

發行所

報年濟經本日  
(輯五十二第)

印刷者

堀

修

造

編輯者兼

神

原

周

平

昭和十一年八月十六日  
昭和十一年八月二十日  
發行

定價

壹圓  
送料六錢

東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一  
東洋經濟新報社  
電話日本橋一八八七番、二七八五番  
振替東京六五八番

場工町社會式株刷印本日大 所刷印



容内要主の輯刊既

# 日本經濟年報

◇每四半期發行・各輯四六判三五〇頁内外◇

|                       |   |
|-----------------------|---|
| <b>第七十第</b><br>(二第年九) | 第一部 國際通商戰の激化と我が新貿易政策の動向<br>第二部 日本に於ける中間層の分析<br>第三部 各經濟部面の分析と見透                  |
| <b>第八十第</b><br>(三第年九) | 第一部 滿洲國建設の進展と日本經濟<br>第二部 凶作と滿恐慌下の農村<br>第三部 カルテル・トラスト運動の新段階<br>第四部 各經濟部面の分析と見透   |
| <b>第九十第</b><br>(四第年九) | 第一部 國際關係の中心にある軍縮問題<br>第二部 朝鮮經濟の新動向<br>第三部 各經濟部面の分析と見透                           |
| <b>第十二第</b><br>(一第年十) | 第一部 日支外交轉換の背後にあるもの<br>第二部 岐路に立つ我國統制經濟の再吟味<br>第三部 各經濟部面の分析と見透<br>附録 『日本經濟の今日を語る』 |

|                        |  |
|------------------------|--|
| <b>第一廿第</b><br>(二第年十)  | 第一部 北支政治の新局面と日支經濟提携の見透<br>第二部 變革期にある日本經濟の解剖<br>第三部 各經濟部面の分析と見透                     |
| <b>第二廿第</b><br>(三第年十)  | 第一部 歐洲政局混迷の基底に流るゝもの<br>第二部 大陸政策の進展と滿鐵經營の諸問題<br>第三部 各經濟部面の分析と見透                     |
| <b>第三廿第</b><br>(四第年十)  | 第一部 支那に於ける銀恐慌と日英米の抗爭<br>第二部 日本重要資源の分析<br>第三部 各經濟部面の分析と見透                           |
| <b>第四廿第</b><br>(一第年十一) | 第一部 二月事件の背景と廣田内閣の動向<br>第二部 國民生活安定と農家負債問題<br>第三部 工場統計に見た我工業の基礎構成<br>第四部 各經濟部面の分析と見透 |

各輯定價壹圓 (送料八錢)



エト20-93



¥1.00



